

第4次山北町障害者計画
第7期山北町障害福祉計画
第3期山北町障害児福祉計画

令和6年（2024年）3月

山 北 町

はじめに



近年、一層深刻化する高齢化や地域のつながりの希薄化といった影響に加え、本町における支援体制の整備状況や障害福祉サービス等の地域資源の不足等の課題も残っており、障害のある人の自立した生活や社会参加の促進、共生社会の実現のためには、行政と地域の関係者、町民一人ひとりと連携・協働が不可欠です。

このような状況に対応するために、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて推進してきた「第3次山北町障害者計画」及び「第6期山北町障害福祉計画」、「第2期障害児福祉計画」の計画期間満了に伴い、同計画の一体的な見直しと新たな計画の策定を行いました。

今回の見直しでは、改正された関連法や国・県の指針に基づき、これまでの計画から引き続き共生社会の実現に向けて障害のある人の社会参加を促進するとともに、新たに障害のある人に配慮した情報伝達手段や意思疎通手段の確保に努めること、また本計画の推進を通じて国際的な取組であるSDGsの推進に貢献する方針を盛り込んでいます。

本計画に基づき、今後も引き続きバリアフリーの推進や地域における働き手・福祉の担い手の確保に努めてまいりますので、町民の皆様をはじめ、ボランティア、事業所等関係者の皆様には、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただいた町民の皆様、施策の方針について熱心にご審議いただいた計画策定委員会の委員の皆様に心からお礼申し上げます。

2024年（令和6年）3月

山北町長 湯川 裕司

目次

第1編 障害者計画	1
第1章 計画の考え方	1
1 計画策定の目的	1
2 障害のある人を取り巻く各種制度の変化	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	5
第2章 障害のある人の現状	7
1 人口の動向と障害のある人の現状	7
2 アンケート調査から見た障害のある人の現状	15
第3章 計画の理念及び方針	35
1 計画の基本理念	35
2 計画の基本方針	36
第4章 障害のある人に対する施策の展開	39
1 広報・権利擁護体制の充実	39
2 生活支援の充実	41
3 生活環境のバリアフリー化	47
4 障害のある児童の教育・療育の充実	49
5 雇用・就労の拡大	51
6 保健・医療の充実	53
7 情報・コミュニケーションの充実	55
8 防災体制の強化・充実	57
第5章 計画の推進に向けて	59
1 計画の進捗管理	59
2 国や県への要望	59
第2編 障害福祉計画・障害児福祉計画	61
第1章 計画の考え方	61
1 計画策定の目的	61
2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について	62
3 計画の位置づけ	67
4 計画の期間	68
5 計画の策定方法	68
6 計画の点検・評価について	68
第2章 計画の理念及び視点	69
1 計画の基本理念	69
2 計画策定の基本的な視点	70
3 サービス提供体制等の確保に関する基本的考え方	71

第3章 障害福祉サービスの体系	73
1 サービス提供体制の全体像	73
2 自立支援給付	74
3 地域生活支援事業	74
4 計画策定にあたっての考え方	75
第4章 障害福祉計画に係る成果目標と今後の見込み	77
1 第6期障害福祉計画の成果目標と実績	77
2 第7期障害福祉計画の目標	80
3 障害福祉サービスの見込量	85
4 地域生活支援事業の見込量	93
第5章 障害児福祉計画に係る成果目標と今後の見込み	101
1 第2期障害児福祉計画の成果目標と実績	101
2 第3期障害児福祉計画の目標	103
3 障害児福祉サービスの見込量	105
第6章 計画の推進に向けて	107
1 計画の進捗管理	107
2 県・近隣市町等との連携	107
資料編	109
資料1 山北町障害者計画等策定委員会設置要綱	109
資料2 山北町障害者計画等策定委員会委員名簿	111
資料3 計画策定の経過	112
資料4 障害のある人のための制度案内	113
1 手当について	113
2 医療費助成について	114
3 その他の助成事業について	116
4 地域生活での支援について	118
5 相談支援等について	119
6 割引制度について	121
資料5 圏域におけるサービス提供事業所一覧	122
1 事業所所在一覧	122
2 事業所別 福祉サービス対応表	128
資料6 用語解説	138

「障害」の表記について

本町においては、国の指針や法律において「障害」と表記されるものについて、平成26年（2014年）に国が批准した、国連の「障害者権利条約」に示される「社会モデル」の理念に基づき、「害」の字を漢字のまま表記しています。

「障害は当事者ではなく社会の側にある」という考えに基づき、未だ当事者を取り巻く様々な障壁をありのままに受け止め、改善に努めることを目的としています。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

第Ⅰ編 障害者計画

第Ⅰ章 計画の考え方

第Ⅰ編 障害者計画

第Ⅰ章 計画の考え方

Ⅰ 計画策定の目的

我が国の障害のある人に対する福祉施策は、国の定める「障害者基本法※」に基づいて推進されており、平成23年（2011年）の改正では障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支えあう共生社会の実現が新たな理念となり、国、県、市町村のそれぞれが計画に定める施策・事業を展開することでその達成に努めています。本町では平成18年度（2006年度）に障害のある人の支援の基本方針となる「山北町障害者計画（第1次計画）」を策定し、以降は国や県の指針との整合を図りながら評価検証と見直しを繰り返し、各種事業や施策を展開してきました。

国は令和5年（2023年）3月に「第5次障害者基本計画」を策定し、これまでの計画から引き続き共生社会の実現に向けて障害のある人の社会参加を促進するとともに、関連法の制定に基づいて障害のある人に配慮した情報伝達手段の普及啓発や意思疎通手段の確保に努めること、また国際的な取組であるSDGs※の推進に合わせて持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが明記されました。

また、平成30年（2018年）には障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律※」、令和元年（2019年）にはすべての人が読書による恩恵を受けられるようにする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律※」、令和4年（2022年）には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法※」が施行され、様々な法整備が進められてきています。

今回、2つの計画の見直し時期にあたり、第4次となる「山北町障害者計画」では、引き続き地域共生社会※の実現を目指すとともに、障害のある人に配慮した情報伝達手段の普及や意思疎通支援の充実等を含むバリアフリー※や差別解消・権利擁護の推進に係る施策のより一層の推進を目的とする基本計画として策定します。

また、第7期となる「山北町障害福祉計画」、第3期となる「山北町障害児福祉計画」では、国の指針に基づいて、これまで整備を進めていた地域の拠点等で機能の充実を図りながら、地域生活への移行を推進するとともに、地域で安心して生活が続けられるよう支援体制の強化に努めます。

【「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児福祉計画」の概要】

【 市町村障害者計画 】

- 「障害者基本法」（第11条第3項）に基づく、障害のある方に対する施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（概ね5～10年程度）
- 多分野にわたる計画
（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 等）

【 市町村障害福祉計画 】

- 「障害者総合支援法」（第88条第1項）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする

【 市町村障害児福祉計画 】

- 「児童福祉法」（第33条の20第1項）に基づく、障害児支援に係る障害福祉サービスの質の確保・向上を目的とする実施計画
- 計画期間：3年を1期とする

2 障害のある人を取り巻く各種制度の変化

平成24年（2012年）には地域社会における共生の実現に向け、日常生活や社会生活を総合的に支援すること目的として、「障害者自立支援法※」が「障害者総合支援法※」へと改正・改称されました。

この法改正に伴い設けられた基本理念のうち、権利擁護のための取組として「差別の禁止と合理的配慮」の規定を具体化した「障害者差別解消法※」が平成25年（2013年）に成立し、地方自治体等における差別的取り扱いの禁止、合理的配慮※不提供の禁止（民間事業者は努力義務）が定められ、令和3年（2021年）の改正により、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。

また、山北町においても差別解消に向けた取組に関する「山北町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を平成28年（2016年）に策定し、施行されています。

また、平成27年（2015年）には難病※患者の社会参加を支援する「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法※）」が、平成28年（2016年）には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法※）」の施行により、雇用における差別的な扱いの禁止が明記され、同年、発達障害※のある人が切れ目のない支援を受けられるよう、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮を求め「発達障害者支援法」も改正されました。

これら諸制度・法律の施行及び改正に合わせ、障害のある人に限らず、高齢者や児童など全ての人が共に生きがいを創り、高め合う共生社会の実現のため、各種支援体制を整備していきます。

3 計画の位置づけ

(1)「障害者基本法」に基づく計画

「山北町障害者計画」は、「障害者基本法」(第11条第3項)に基づく市町村障害者計画です。

(2)「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」を踏まえた計画

平成28年(2016年)7月に、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われた事件の発生を踏まえ、県はこのような事件が二度と繰り返されないよう、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、ともに生きる社会の実現を目指すとともに障害者一人ひとりの立場に立って、その望みや願いを尊重し、支援者や周りの人が工夫しながら支援することで、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが「当事者目線の障害福祉」であると考え、令和5年(2023年)4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」を施行しました。

本計画における地域の支援体制や、当事者理解のための福祉教育、地域で安心して暮らすために欠かせない合理的配慮や差別解消、権利擁護の普及啓発においては当条例の理念に基づいて取組を展開していきます。

(3)「山北町総合計画・地域福祉計画」との関係

本計画は、「山北町第6次総合計画」(令和6年(2024年)3月策定、令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度))及び「山北町第4期地域福祉計画」(令和6年(2024年)3月策定)を上位計画とし、障害のある人に関わる部門別計画として位置づけます。

(4)「山北町障害者計画」と「山北町障害福祉計画・障害児福祉計画」の関係

「山北町障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であり、障害のある人に対する施策に関する基本的事項を定めるもので、中長期の総合的な計画として位置づけます。

これに対し「山北町障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画であり、主に障害のある人が利用する障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を確保するための方策について定めたもので、「山北町障害者計画」の施策の柱のうち「生活支援の充実」等の事項に関わる3年間の実施計画として位置づけます。

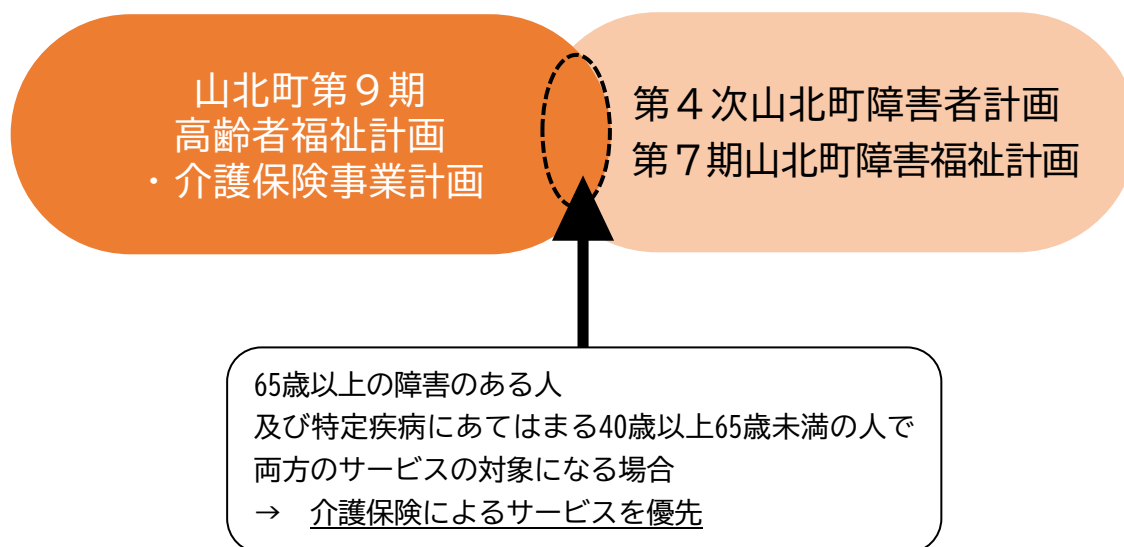
また、平成30年(2018年)の「児童福祉法[※]」の改正に伴い、これまで障害福祉計画の中で定めていた障害児支援に関するサービスの内容について、その支援の拡充や確保の方策について定めた「山北町障害児福祉計画」を新たに策定し、障害福祉計画と同様に3年間の実施計画として位置づけます。

(5)「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」との関係

山北町では、令和6年（2024年）3月に「山北町第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。介護保険事業計画は、介護保険制度※によるサービスについて3年を1期として定めたものです。

介護保険の対象となる65歳以上の障害のある人、及び特定疾病にあてはまる40歳以上65歳未満の人については、原則として、介護保険によるサービスを優先することになっています。

【「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」との関係】



4 計画の期間

第4次障害者計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間の計画として策定します。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の計画として策定します。

【計画の期間】

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
山北町 障害者計画	第4次計画					
山北町 障害福祉計画	第7期計画		第8期計画			
山北町 障害児福祉計画	第3期計画		第4期計画			
山北町 地域福祉計画	第4期計画					第5期計画
山北町 第6次総合計画	前期基本計画					後期基本計画

5 計画の策定方法

（１）アンケート調査の実施

障害のある人の日常生活やサービス利用実態及び利用意向等を調査し、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定の基礎資料とするため、身体・知的・精神障害のある人和其他住民を対象に、令和5年（2023年）7月にアンケート調査を実施しました。

（２）パブリックコメントの実施

本計画の策定に際して、町民から幅広く意見を募集し、本計画の策定や施策の参考とするために令和6年（2024年）1月17日から令和6年（2024年）1月31日にかけて、パブリックコメントを実施しました。

○意見の件数 0件

○意見の公表 町ホームページで意見に対する回答を公表

（３）策定委員会の開催

本計画を策定するため、医師会、障害福祉関係団体、住民、関連行政機関等の代表からなる「山北町障害者計画等策定委員会」において計画の内容について討議・検討を行いました。

第Ⅰ編 障害者計画

第2章 障害のある人の現状

第2章 障害のある人の現状

Ⅰ 人口の動向と障害のある人の現状

(1) 人口の動向

山北町の総人口は、平成2年（1990年）までは増加傾向にありましたが、平成7年（1995年）には減少に転じ、令和2年（2020年）は9,761人となっており、1万人を下回りました。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、山北町においても少子高齢化が進行しているといえます。

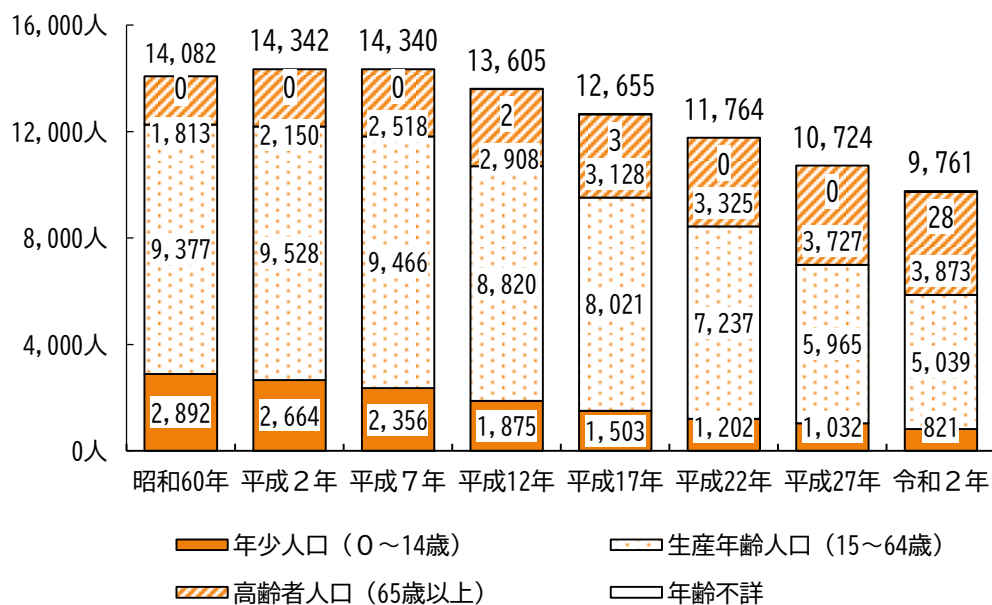
【人口の推移】

(人)

	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	14,082	14,342	14,340	13,605	12,655	11,764	10,724	9,761
年少人口 (0～14歳)	2,892	2,664	2,356	1,875	1,503	1,202	1,032	821
生産年齢人口 (15～64歳)	9,377	9,528	9,466	8,820	8,021	7,237	5,965	5,039
高齢者人口 (65歳以上)	1,813	2,150	2,518	2,908	3,128	3,325	3,727	3,873
年齢不詳	0	0	0	2	3	0	0	28

資料：国勢調査

【年齢3区分別人口の推移】



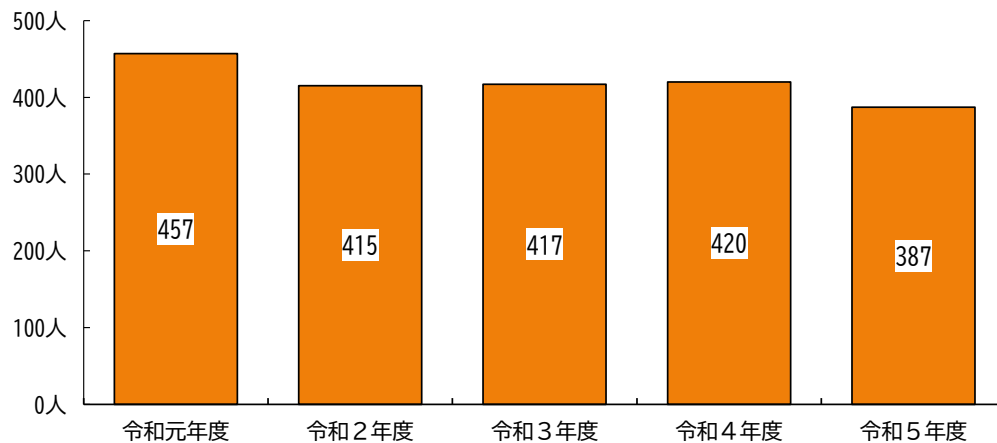
資料：国勢調査

(2) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳※所持者数の推移をみると、増減を繰り返しており、令和5年度（2023年度）は387人となっています。

年齢別にみると、令和5年度（2023年度）は18歳未満が1人、18歳以上が386人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：福祉課（各年4月1日現在）

【年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移】

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
18歳未満	2	2	2	3	1
18歳以上	455	413	415	417	386
合計	457	415	417	420	387

資料：福祉課（各年4月1日現在）

障害種別にみると、令和5年度（2023年度）では肢体不自由が170人と最も多く、次いで内部障害が162人、聴覚・平衡機能障害が32人、視覚障害が18人、音声・言語・そしゃく機能障害が5人となっています。いずれの年度においても肢体不自由が最も多くなっています。

等級別にみると、令和5年度（2023年度）では最も重い1級が151人、2級が46人、3級が60人、4級が93人、5級が16人、6級が21人となっています。いずれの年度においても1級が最も多くなっています。

【障害種別 身体障害者手帳所持者数の推移】

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
視覚障害	25	21	21	21	18
聴覚・平衡機能障害	39	37	38	37	32
音声・言語・ そしゃく機能障害	7	8	6	7	5
肢体不自由	230	204	200	197	170
内部障害	156	145	152	158	162
合計	457	415	417	420	387

資料：福祉課（各年4月1日現在）

【等級別 身体障害者手帳所持者数の推移】

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1級	175	165	158	160	151
2級	63	55	54	53	46
3級	61	58	60	65	60
4級	113	96	106	101	93
5級	15	16	14	17	16
6級	30	25	25	24	21
合計	457	415	417	420	387

資料：福祉課（各年4月1日現在）

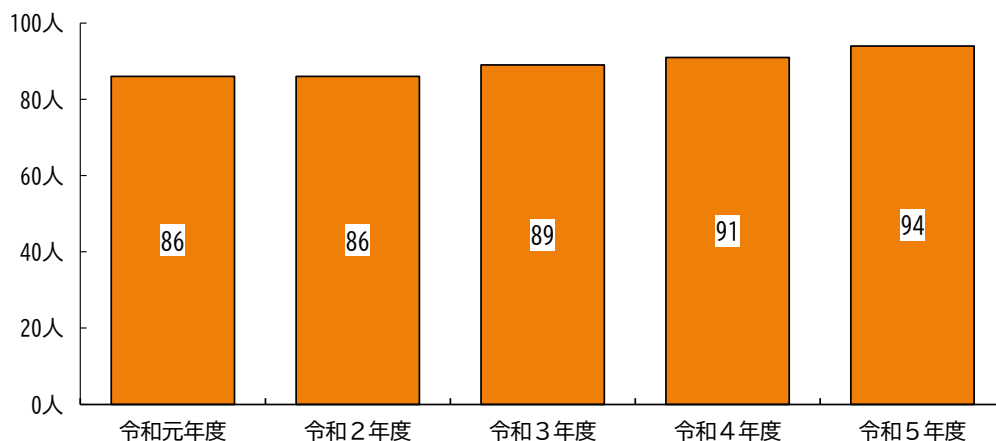
(3) 知的障害のある人の状況

療育手帳※所持者数の推移をみると、微増傾向にあり、令和5年度（2023年度）は94人となっています。

年齢別にみると、令和5年度（2023年度）では18歳未満が23人、18歳以上が71人となっています。令和元年度（2019年度）以降、18歳以上では横ばいに推移していますが、18歳未満では微増傾向にあります。

等級別にみると、令和5年度（2023年度）では最重度（A1）が15人、重度（A2）が14人、中度（B1）が33人、軽度（B2）級が32人となっています。いずれの年度においても中度（B1）が最も多く、30人台で推移しています。

【療育手帳所持者数の推移】



資料：福祉課（各年4月1日現在）

【年齢別 療育手帳所持者数の推移】

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
18歳未満	16	16	15	19	23
うち6歳未満	3	1	1	0	2
18歳以上	70	70	74	72	71
うち65歳以上	12	12	12	11	11
合計	86	86	89	91	94

資料：福祉課（各年4月1日現在）

【等級別 療育手帳所持者数の推移】

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
最重度（A1）	15	14	15	15	15
重 度（A2）	15	14	14	14	14
中 度（B1）	29	31	33	33	33
軽 度（B2）	27	27	27	29	32
合計	86	86	89	91	94

資料：福祉課（各年4月1日現在）

（４）精神障害のある人の状況

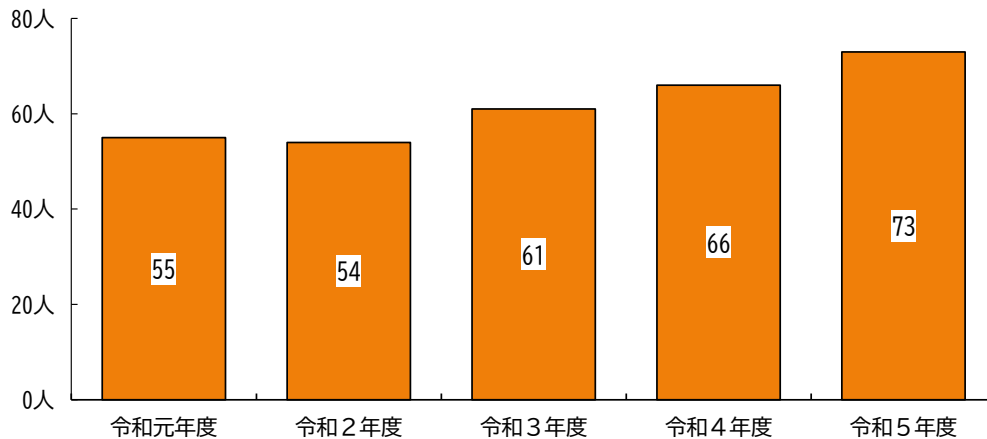
精神障害者保健福祉手帳※所持者数の推移をみると、令和2年度（2020年度）以降増加傾向となっており、令和5年度は73人となっています。

年齢別にみると、令和5年度（2023年度）では18歳未満が0人、18歳以上が73人となっています。

等級別にみると、令和5年度（2023年度）では1級が7人、2級が49人、3級が17人となっています。

自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移をみると、令和3年度（2021年度）以降は減少傾向となっており、令和5年度（2023年度）は127人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：福祉課（各年4月1日現在）

【年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
18歳未満	0	0	1	0	0
18歳以上	55	54	60	66	73
合計	55	54	61	66	73

資料：福祉課（各年4月1日現在）

【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1級	9	10	9	7	7
2級	31	27	35	42	49
3級	15	17	17	17	17
合計	55	54	61	66	73

資料：福祉課（各年4月1日現在）

【自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移】

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	137	134	138	129	127

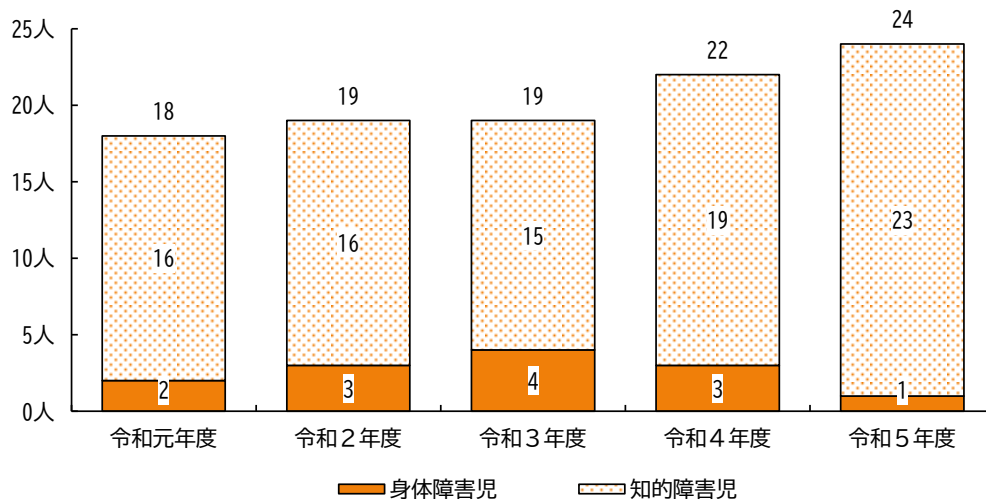
資料：福祉課（各年4月1日現在）

(5) 障害のある子どもの状況

障害児の推移をみると、令和2年度（2020年度）以降増加傾向となっており、令和5年度（2023年度）は24人となっています。

障害種別にみると、令和5年度（2023年度）では身体障害児が1人、知的障害児が23人となっており、他の年度でも、知的障害児が多くなっています。

【障害種別障害児の推移】

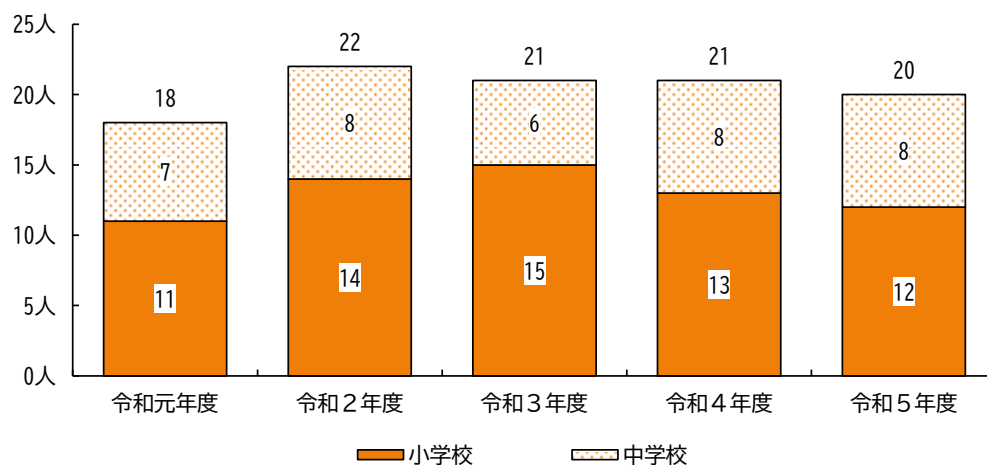


(6) 就学等の状況

①特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、令和5年（2023年）4月1日現在、小学校の児童数は、12人、中学校の生徒数は、8人で増減を繰り返しています。

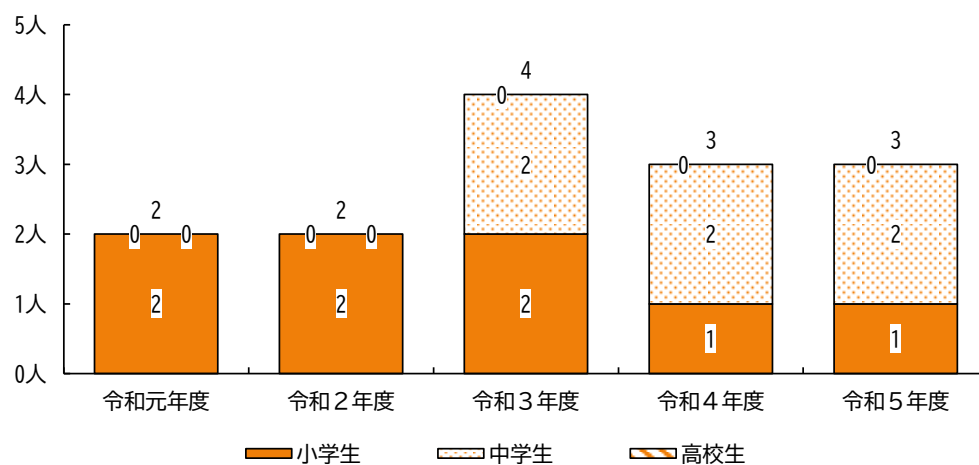
【特別支援学級在籍児童・生徒数の推移】



②特別支援学校※在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、令和5年（2023年）4月1日現在3人で、直近5年間は2～4人で推移しています。

【特別支援学校在籍者の推移】



2 アンケート調査から見た障害のある人の現状

(1) 調査概要

1) 調査の目的

この調査は、「第4次山北町障害者計画」、「第7期山北町障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定するにあたり、その基礎資料とすることを目的として実施するものです。

2) 調査項目

①一般の人

- ・ ご自身のことについて
- ・ 障害のある人に対する理解について
- ・ 障害のある人と社会とのかかわりについて
- ・ 障害のある人への支援・ボランティアについて
- ・ 心の健康対策について
- ・ 障害のある人への施策について
- ・ 障害のある人への施策に関する意見・要望

②障害のある人

- ・ ご回答いただく方について
- ・ 調査対象のご本人のことについて
- ・ 生活の様子について
- ・ 仕事・作業・訓練について
- ・ 防災対策について
- ・ 福祉サービス全般について
- ・ 障害福祉サービスについて
- ・ 地域生活支援事業について
- ・ 児童通所支援サービスについて
- ・ その他のサービスについて
- ・ 広域行政連携事業について
- ・ これからの町の障害福祉施策について
- ・ 対象児童について
- ・ 町の障害福祉施策に関する意見・要望

3) 調査の設計

- ・ 調査対象：①一般の人：18歳以上の町民
②障害のある人：町内に在住する身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・ 調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- ・ 調査期間：令和5年（2023年）7月12日～7月31日

4) 発送・回収状況

種別	対象者数	有効回収数	有効回収率
①一般の人	360人	143人	39.7%
②障害のある人	529人	241人	45.6%

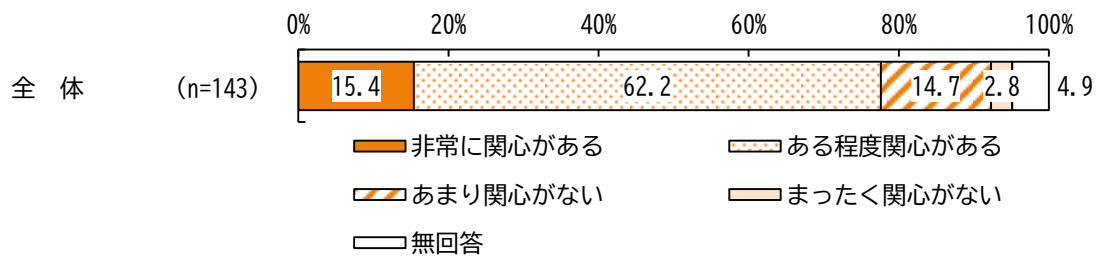
*有効回収数：回収票から全く回答がないもの（白票）を除いた数

◎報告書を見る際の注意事項

- (1) 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示しています。
- (2) 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、百分率の合計が100％にならないことがあります。
- (3) 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100％を超える場合があります。
- (4) 一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- (5) 回答者数（n）が10未満の設問については、コメントを掲載していない場合があります。
- (6) グラフにおいて、選択肢を省略、あるいは追記して掲載している場合があります。
- (7) 選択肢の「障害」、「障がい」において、表記は調査時と同一としています。

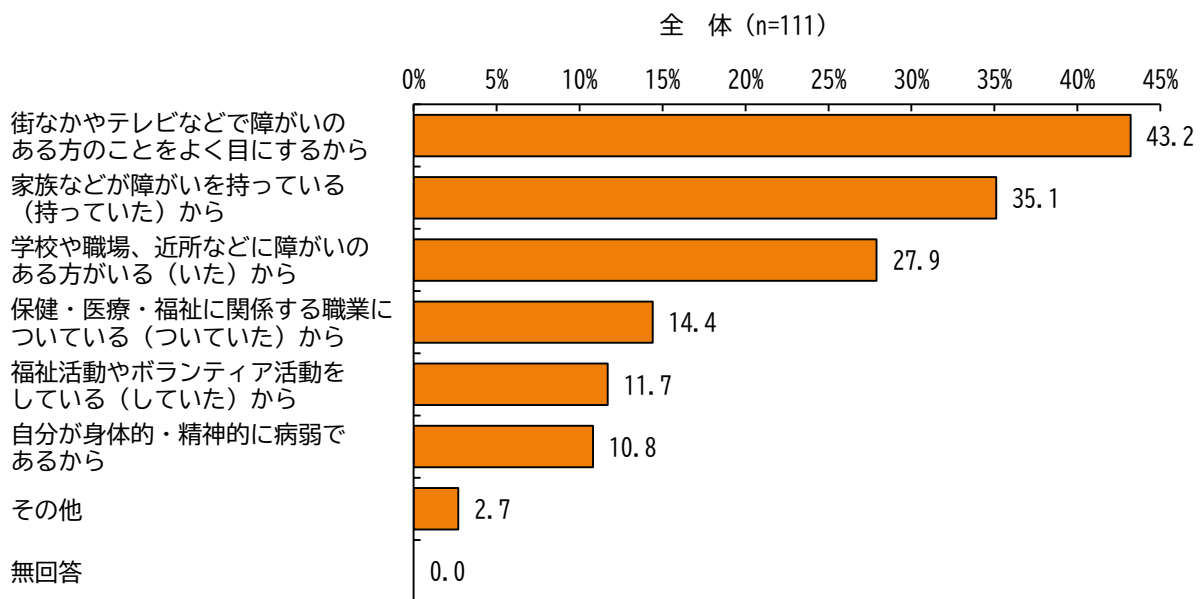
(2) 一般の人へのアンケートの結果（抜粋）

1) 障害福祉への関心



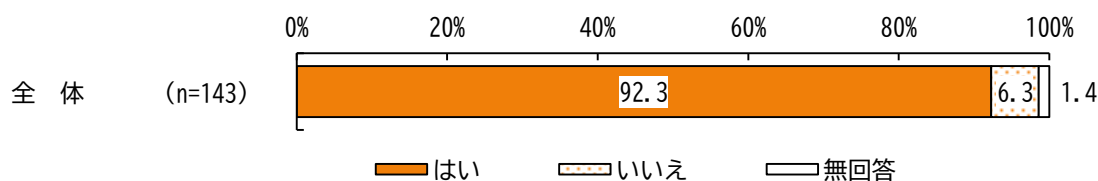
障害福祉への関心では、「非常に興味がある」15.4%、「ある程度関心がある」62.2%、「あまり関心がない」14.7%、「まったく関心がない」2.8%となっています。

2) 障害福祉に関心を持つ理由 ※『関心がある』と答えた人のみ（複数回答可）



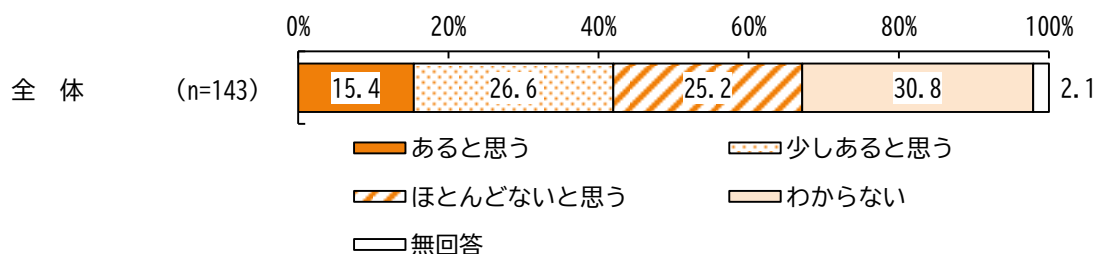
障害福祉に関心を持つ理由では、「街なかやテレビなどで障がいのある人のことをよく目にするから」43.2%が最も多く、次いで「家族などが障がいを持っている（持っていた）から」35.1%、「学校や職場、近所などに障がいのある方がいる（いた）から」27.9%などとなっています。

3) 「津久井やまゆり園」事件の認知度



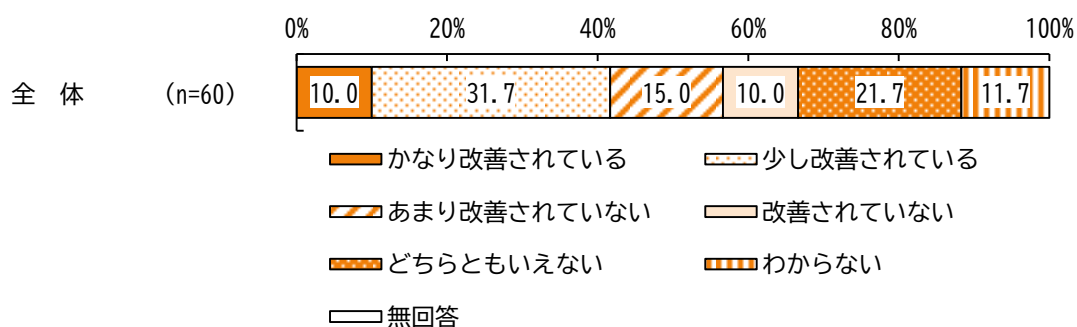
「津久井やまゆり園」事件の認知度では、「はい」92.3%、「いいえ」6.3%となっています。

4) 地域社会における障害のある人への偏見の有無



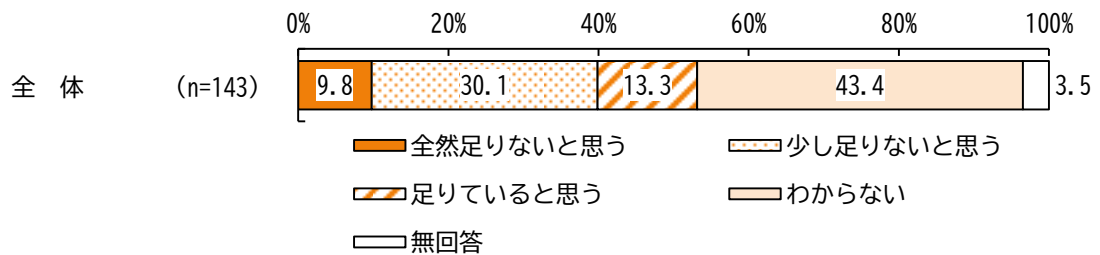
地域社会における障害のある人への偏見の有無では、「あると思う」15.4%、「少しあると思う」26.6%、「ほとんどないと思う」25.2%、「わからない」30.8%となっています。

5) 差別や偏見の改善状況 ※偏見が『あると思う』と答えた人のみ



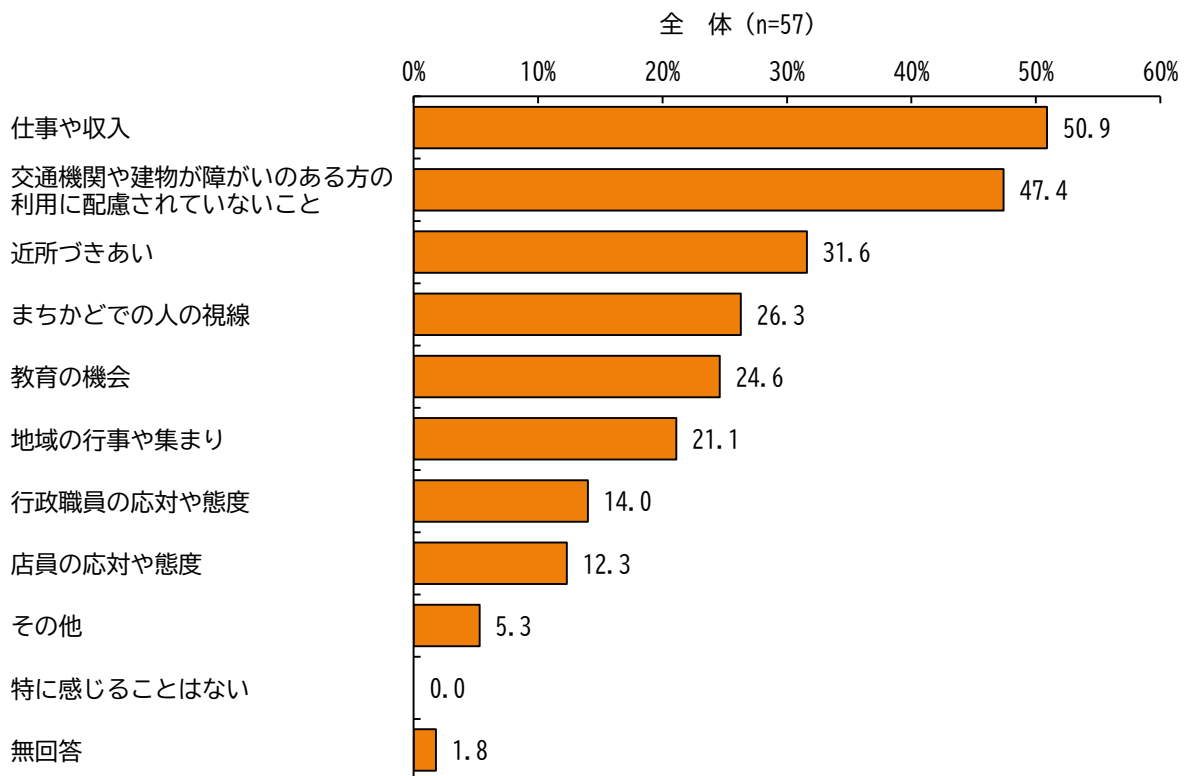
差別や偏見の改善状況では、「少し改善されている」31.7%が最も多く、次いで「どちらともいえない」21.7%、「あまり改善されていない」15.0%などとなっています。

6) 地域社会における障害のある人への対応や理解度



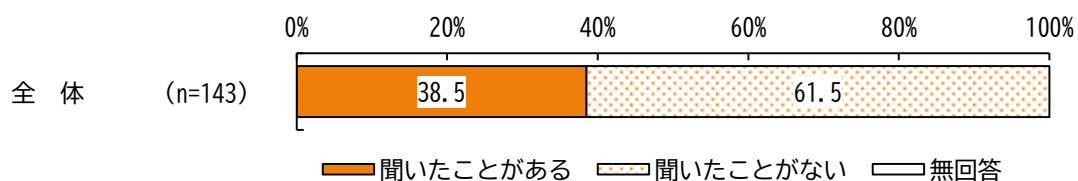
地域社会における障害のある人への対応や理解度では、「全然足りないと思う」9.8%、「少し足りないと思う」30.1%、「足りていると思う」13.3%、「わからない」43.4%となっています。

7) 障害のある人への対応や理解が足りない場面 ※『足りないと思う』と答えた人のみ (複数回答可)



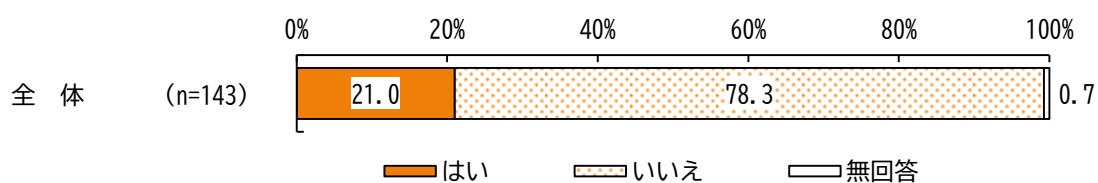
障害のある人への対応や理解が足りない場面では、「仕事や収入」50.9%が最も多く、次いで「交通機関や建物が障がいのある方の利用に配慮されていないこと」47.4%、「近所づきあい」31.6%などとなっています。

8) 「ノーマライゼーション※」の認知度



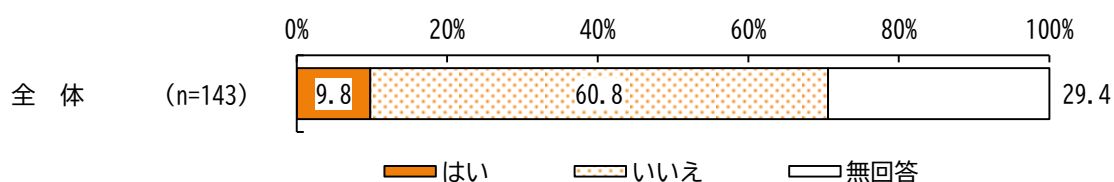
「ノーマライゼーション」の認知度では、「聞いたことがある」38.5%、「聞いたことがない」61.5%となっています。

9) 障害者差別解消法施行の認知度



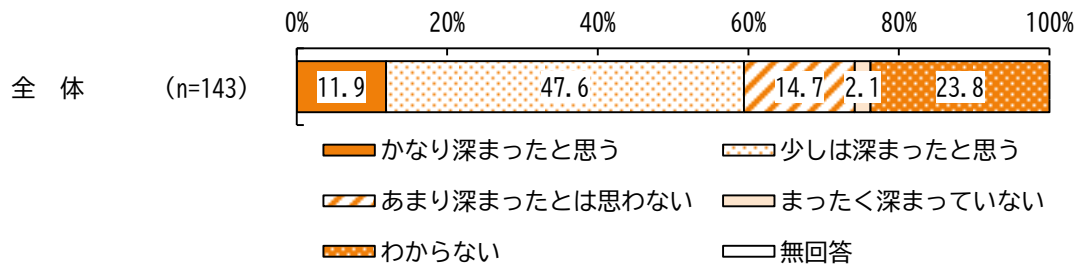
障害者差別解消法施行の認知度では、「はい」21.0%、「いいえ」78.3%となっています。

10) 町の「合理的配慮」の不足



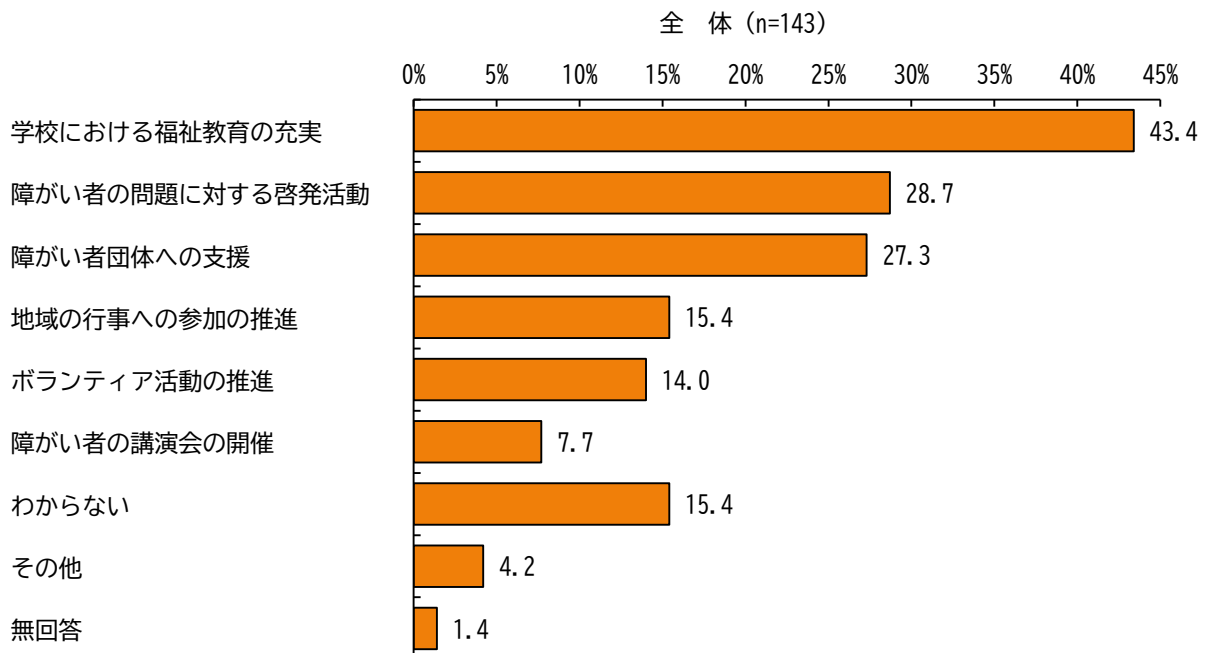
町の「合理的配慮」の不足では、「はい」9.8%、「いいえ」60.8%となっています。

11) 社会全体における障害のある人への理解の深まり



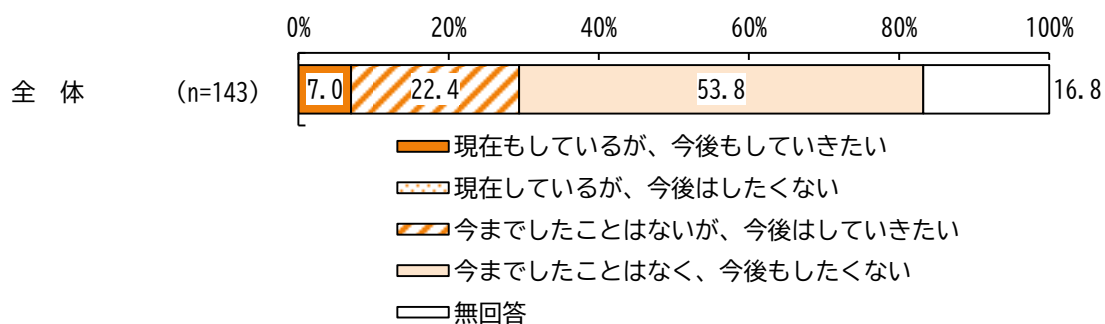
社会全体における障害のある人への理解の深まりでは、「少しは深まったと思う」47.6%が最も多く、次いで「わからない」23.8%、「あまり深まったとは思わない」14.7%などとなっています。

12) 社会が障害のある人への理解を深めるために必要なもの (複数回答可：2つまで)



社会が障害のある人への理解を深めるために必要なものでは、「学校における福祉教育の充実」43.4%が最も多く、次いで「障がい者の問題に対する啓発活動」28.7%、「障がい者団体への支援」27.3%などとなっています。

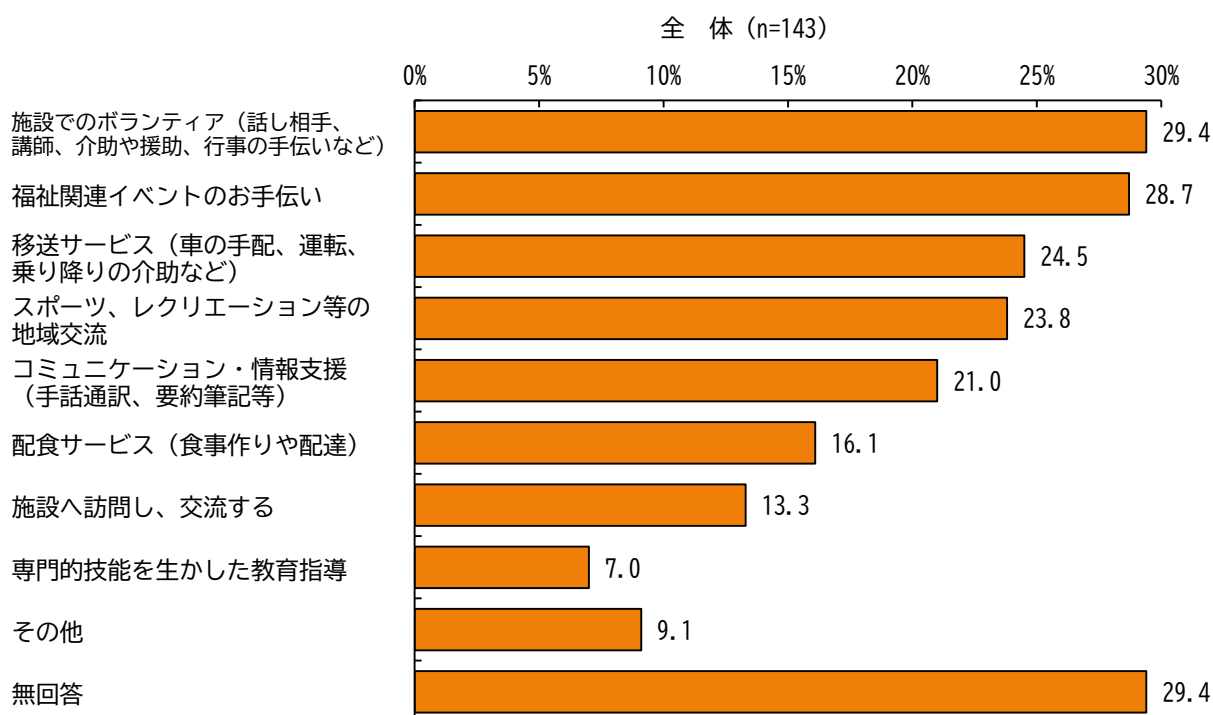
13) ボランティア活動への参加状況と意向



ボランティア活動への参加状況と意向では、「現在もしているが、今後もしていきたい」7.0%、「現在しているが、今後はしたくない」0.0%、「今までしたことはないが、今後はしていきたい」22.4%、「今までしたことはなく、今後もしたくない」53.8%となっています。

14) 今後取り組みたい障害のある人への支援や活動

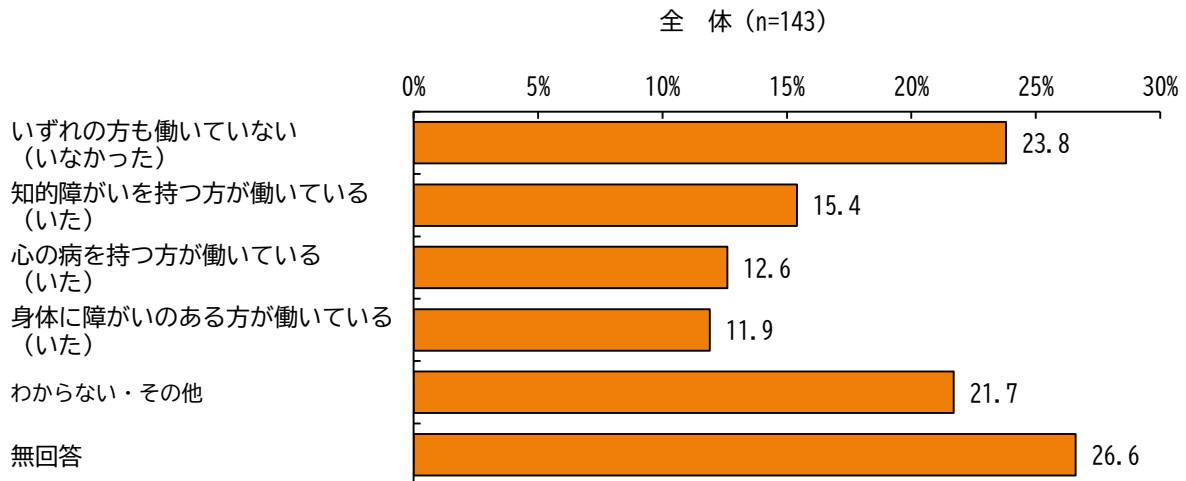
(複数回答可：3つまで)



今後取り組みたい障害のある人への支援や活動では、「施設でのボランティア（話し相手、講師、介助や援助、行事の手伝いなど）」29.4%が最も多く、次いで「福祉関連イベントのお手伝い」28.7%、「移送サービス（車の手配、運転、乗り降りの介助など）」24.5%などとなっています。

15) 現在の仕事場における障害のある人の雇用の有無

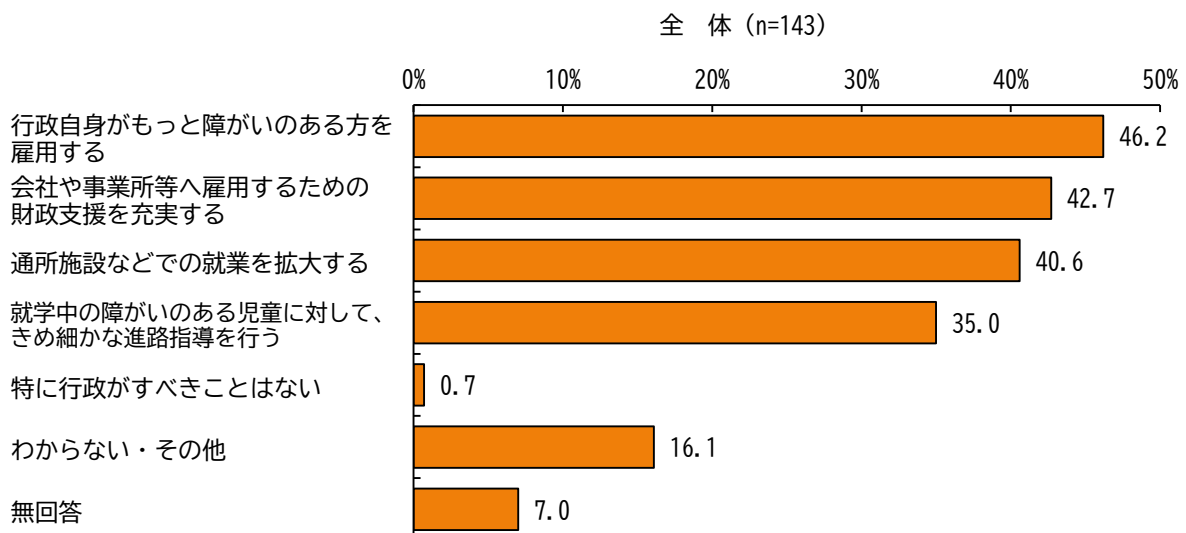
(複数回答可)



現在の仕事場における障害のある人の雇用の有無では、「いずれの方も働いていない (いなかった)」23.8%が最も多く、次いで「知的障がいを持つ方が働いている (いた)」15.4%、「心の病を持つ方が働いている (いた)」12.6%などとなっています。また、「わからない・その他」21.7%となっています。

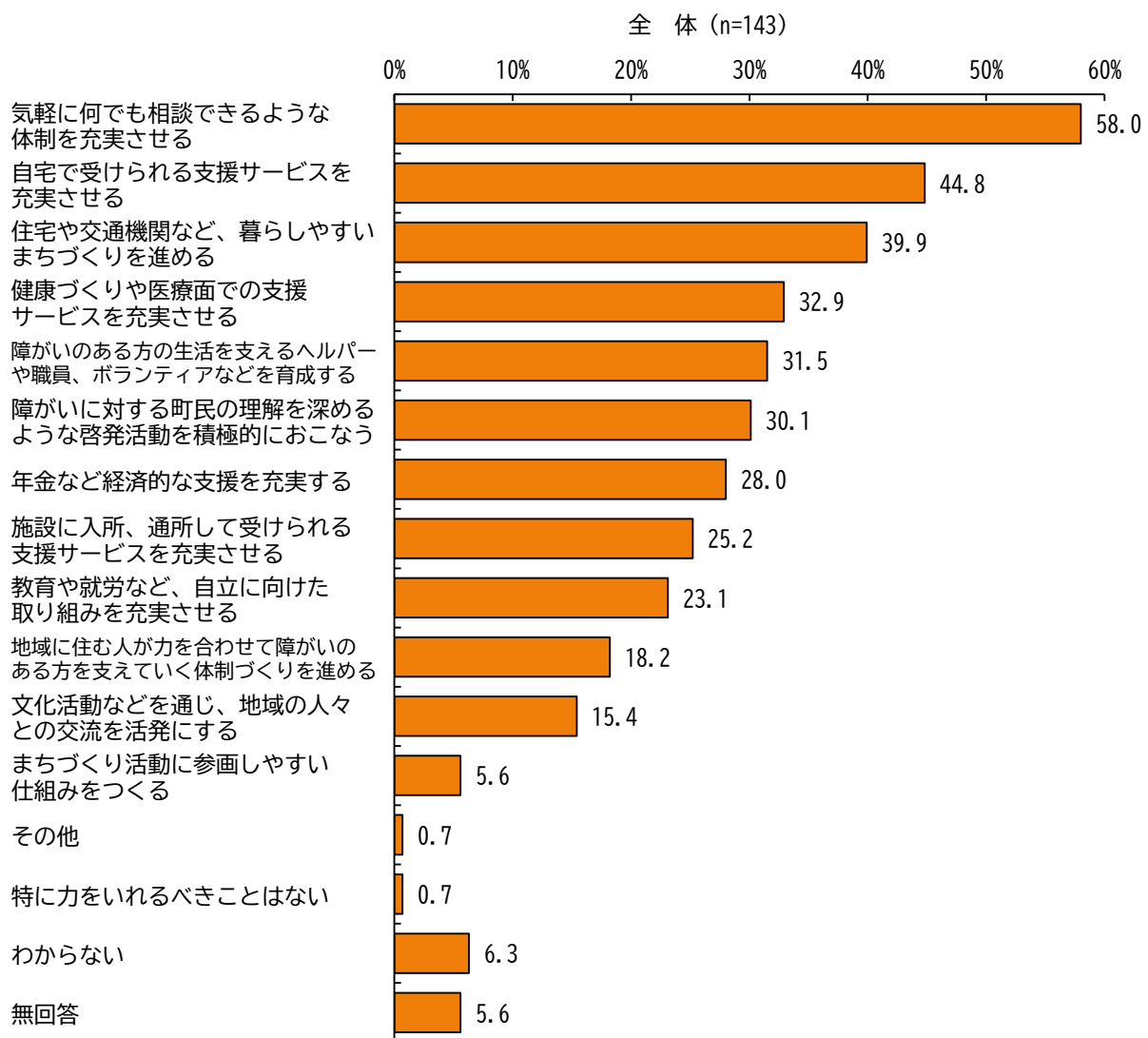
16) 障害のある人が働けるようにするために必要なこと

(複数回答可)



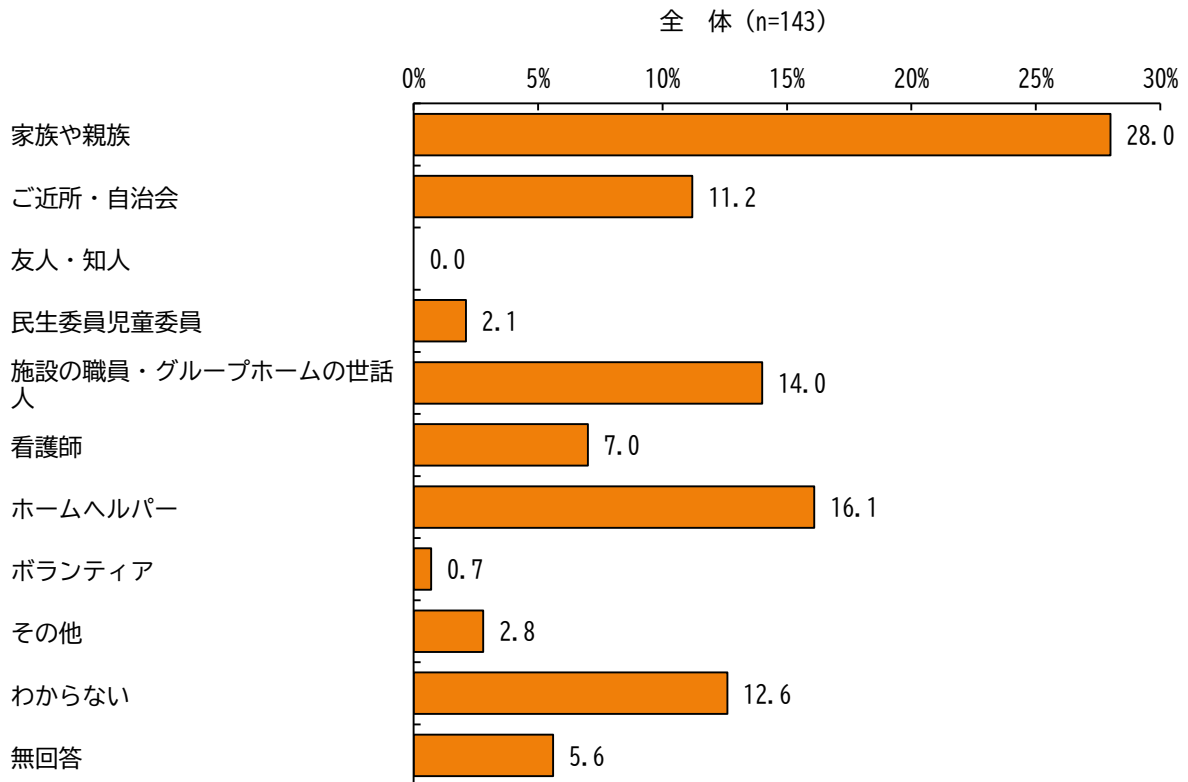
障害のある人が働けるようにするために必要なことでは、「行政自身をもっと障がいのある方を雇用する」46.2%が最も多く、次いで「会社や事業所等へ雇用するための財政支援を充実する」42.7%、「通所施設などでの就業を拡大する」40.6%などとなっています。

17) 障害のある人への施策を進める上で、特に力を入れるべきこと
(複数回答可：5つまで)



障害のある人への施策を進める上で、特に力を入れるべきことでは、「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」58.0%が最も多く、次いで「自宅で受けられる支援サービスを充実させる」44.8%、「住宅や交通機関など、暮らしやすいまちづくりを進める」39.9%などとなっています。

18) 障害のある人の支援者として行政以外で望ましい者

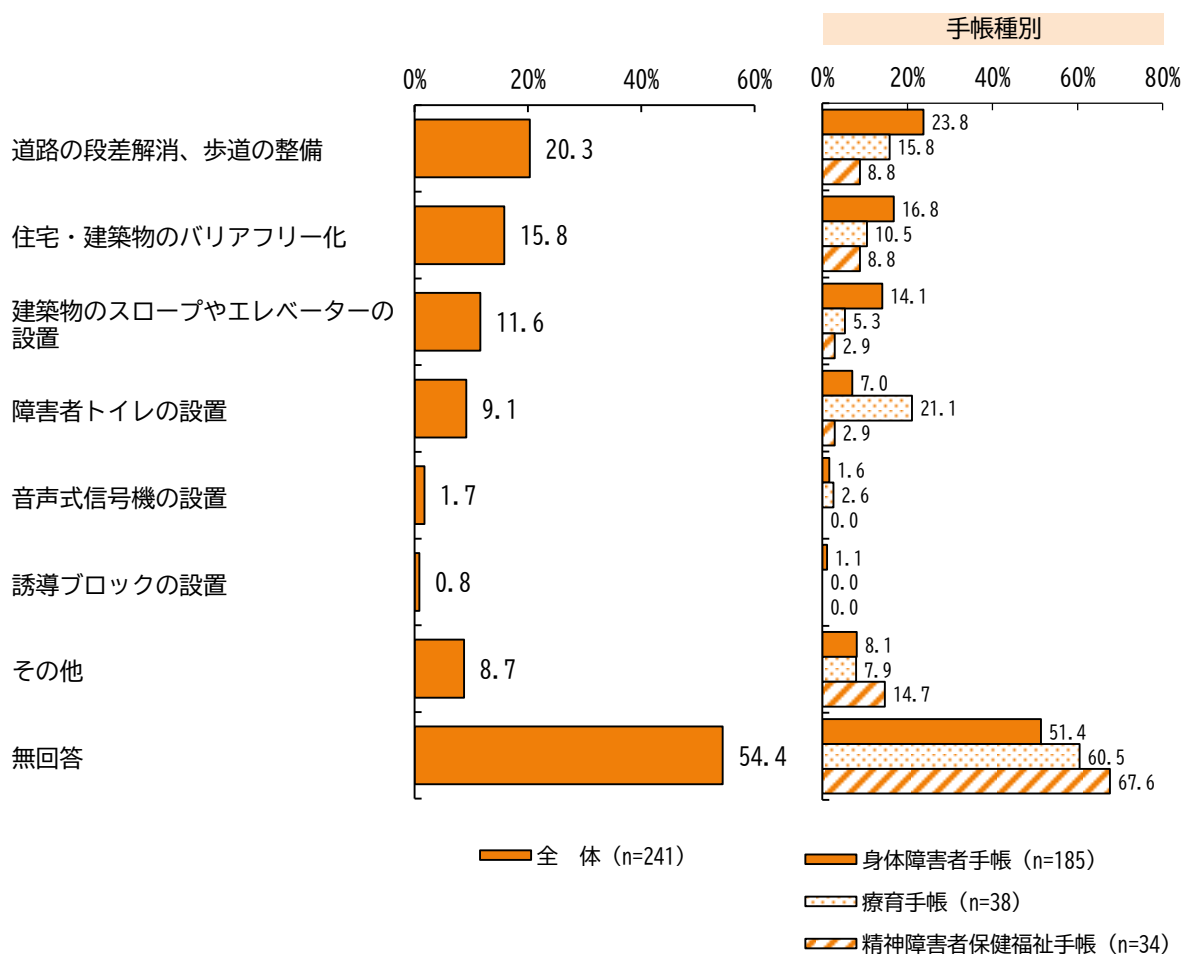


障害のある人の支援者として望ましい者では、「家族や親族」28.0%が最も多く、次いで「ホームヘルパー」16.1%、「施設の職員・グループホームの世話人」14.0%などとなっています。

(3) 障害のある人へのアンケートの結果（抜粋）

1) 身の回りで整備・援助を必要とするもの

（複数回答可）

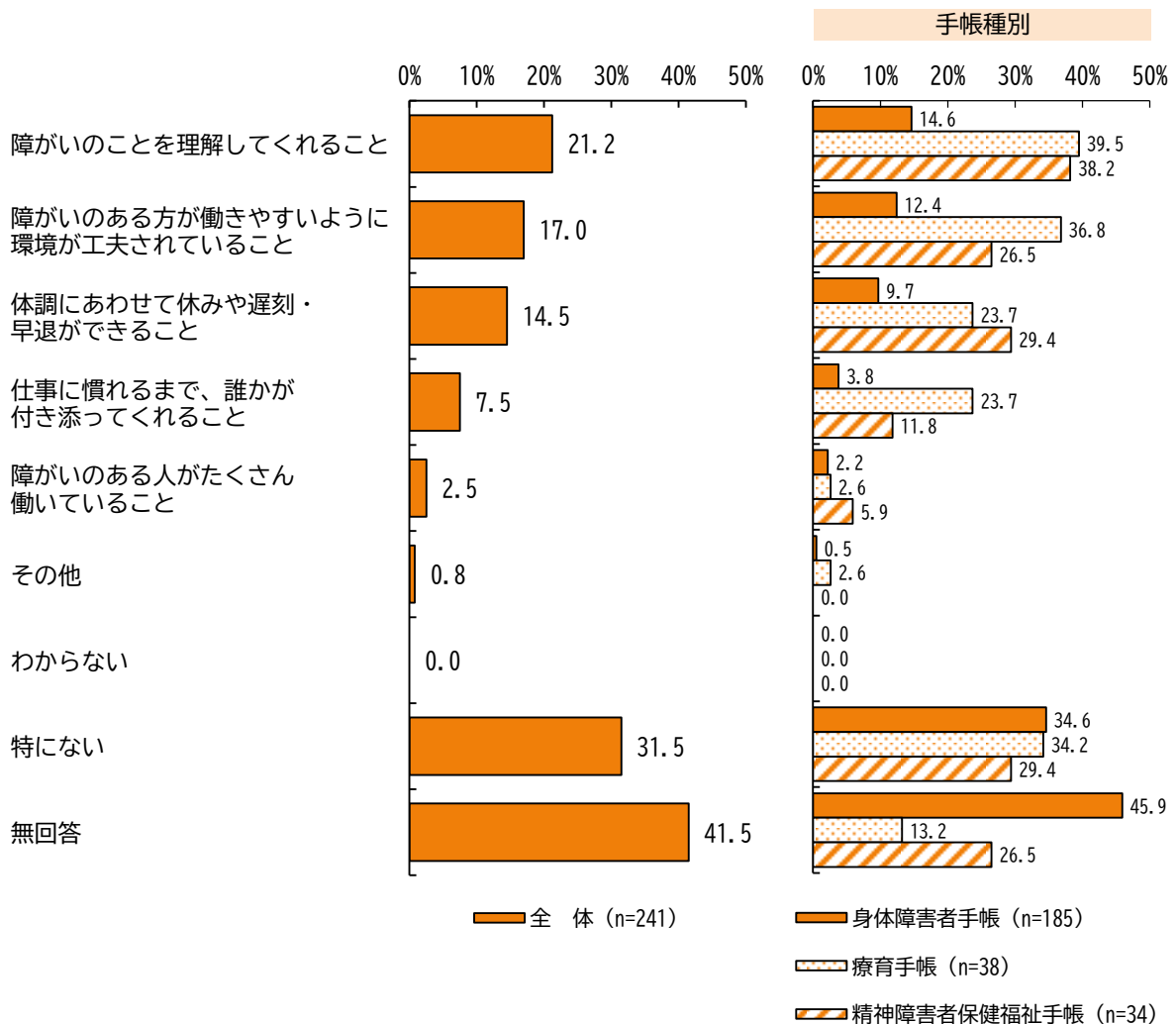


身の回りで整備・援助を必要とするものでは、「道路の段差解消、歩道の整備」20.3%が最も多く、次いで「住宅・建築物のバリアフリー化」15.8%、「建築物のスロープやエレベーターの設置」11.6%などとなっています。

手帳種別でみると、療育手帳は、「障害者トイレの設置」21.1%が最も多くなっています。

2) 職場に対する希望

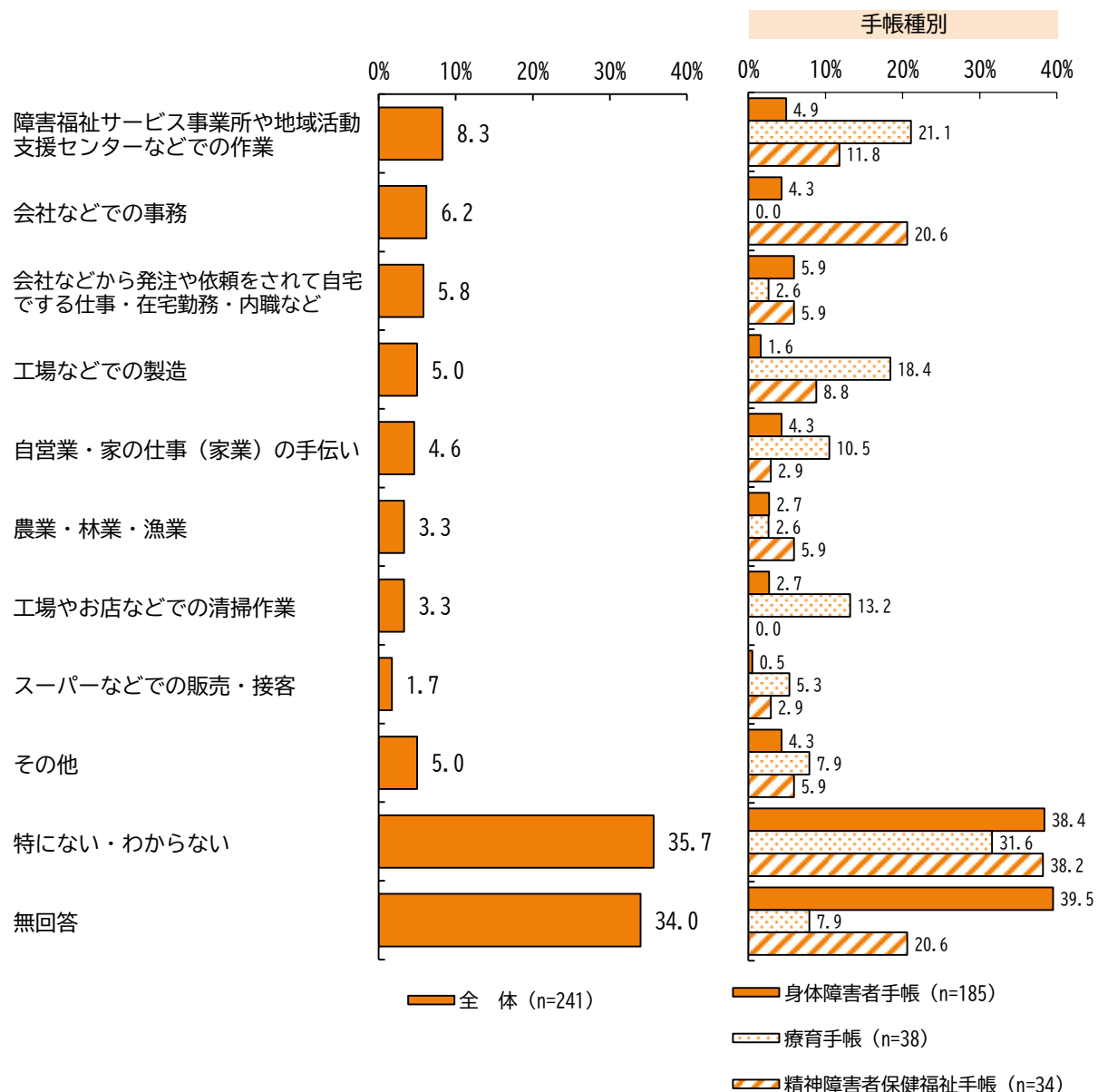
(複数回答可：3つまで)



職場に対する希望では、「障がいのことを理解してくれること」21.2%が最も多く、次いで「障がいのある方が働きやすいように環境が工夫されていること」17.0%、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」14.5%などとなっています。また、「特にない」31.5%となっています。

3) 希望の就労先

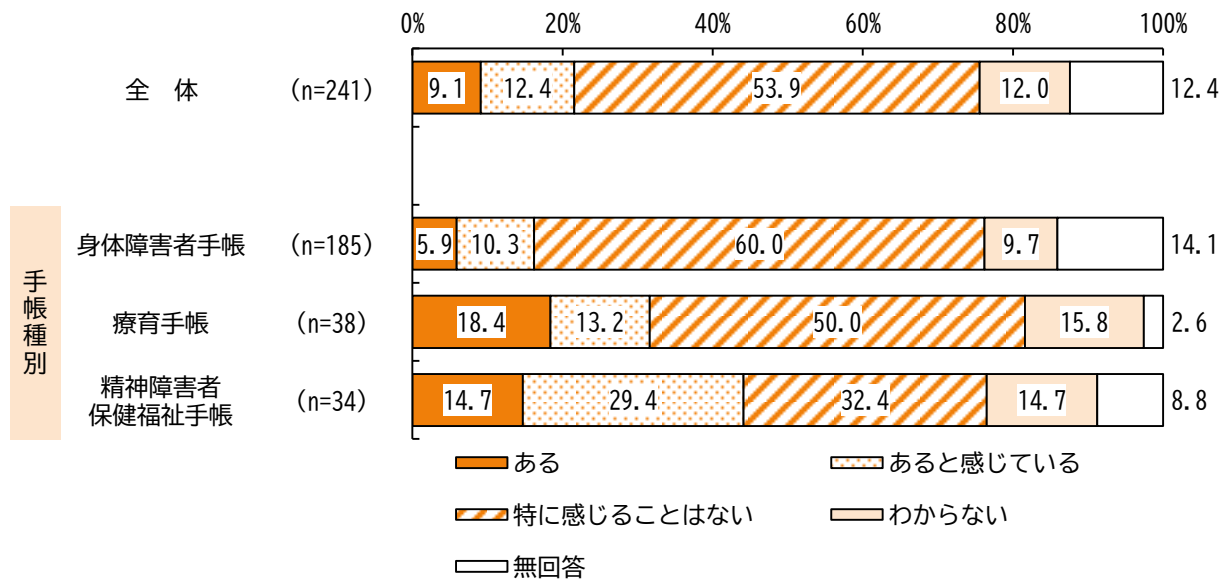
(複数回答可：2つまで)



希望の就労先では、「障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターなどでの作業」8.3%が最も多く、次いで「会社などでの事務」6.2%、「会社などから発注や依頼をされて自宅でする仕事・在宅勤務・内職など」5.8%などとなっています。また、「特にない・わからない」35.7%となっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳は、「会社などから発注や依頼をされて自宅でする仕事・在宅勤務・内職など」5.9%が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳は、「会社などでの事務」20.6%が最も多くなっています。

4) 暮らしの中における障害のある人への差別や偏見の有無

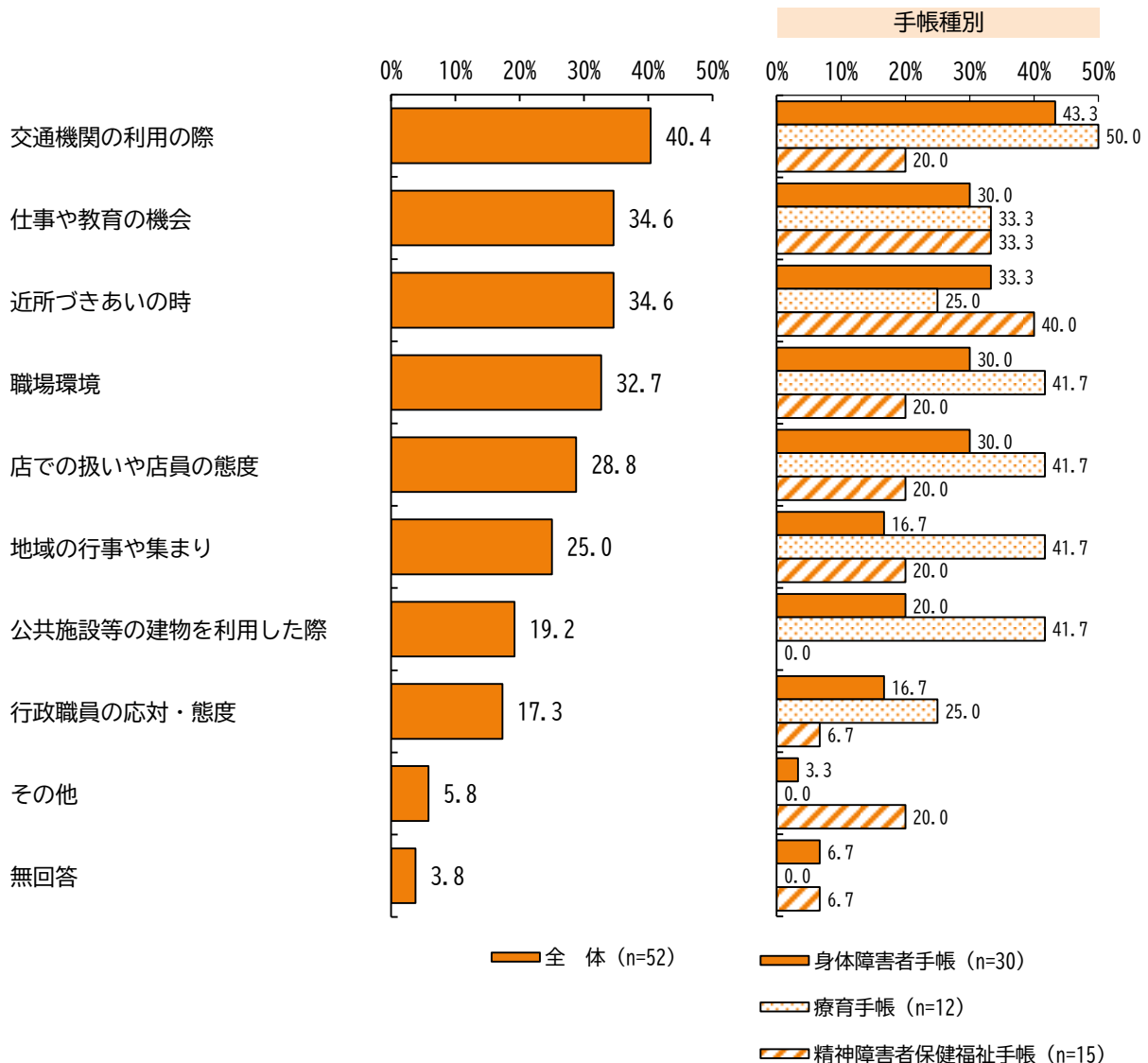


暮らしの中における障害のある人への差別や偏見の有無では、「ある」9.1%、「あると感じている」12.4%、「特に感じることはない」53.9%、「わからない」12.0%となっています。

5) 障害のある人への差別や偏見を感じる場面

※差別や偏見が『ある』と答えた人のみ

(複数回答可)

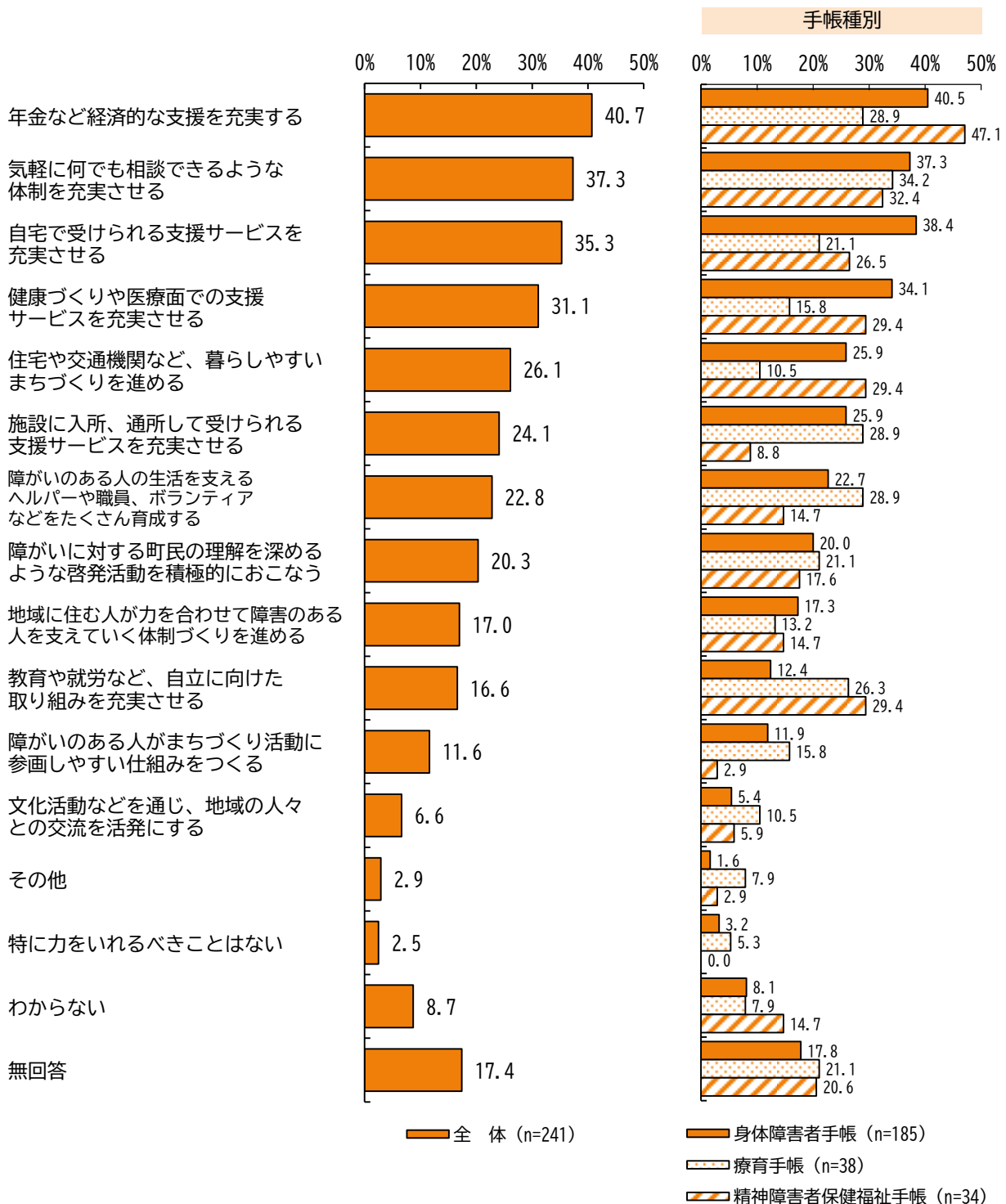


障害のある人への差別や偏見を感じる場面では、「交通機関の利用の際」40.4%が最も多く、次いで「仕事や教育の機会」34.6%、「近所づきあいの時」34.6%、「職場環境」32.7%などとなっています。

手帳種別でみると、精神障害者保健福祉手帳は、「近所づきあいの時」40.0%が最も多くなっています。

6) 障害者施策を進める上で特に力を入れるべきこと

(複数回答可：5つまで)



障害者施策を進める上で特に力を入れるべきことでは、「年金など経済的な支援を充実する」40.7%が最も多く、次いで「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」37.3%、「自宅で受けられる支援サービスを充実させる」35.3%などとなっています。

手帳種別でみると、療育手帳は、「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」34.2%が最も多くなっています。

7) 子どもの療育※支援への対応として特に必要と思う社会資源 (複数回答可)

調査数	子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関	子どもの成長・発達について継続して相談できる場	子育ての悩みについて身近に相談できる場	発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関	子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関	保育園等において発達障害の専門的な知識を有する職員	その他	無回答
7	4	4	3	6	6	5	1	-

子どもの療育支援への対応として特に必要と思う社会資源では、「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」6件、「子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」6件が最も多く、次いで「保育園等において発達障害の専門的な知識を有する職員」5件、「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」4件となっています。

8) 学校等での生活についての希望

(複数回答可：3つまで)

調査数	保育士や教師の就学相談や進路相談などの相談体制を充実させてほしい	保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導をしてほしい	学校等での介助体制や障がいに配慮した施設の整備を進めてほしい	障がいの有無に関わらず学べる環境整備を進めてほしい	まわりの子どもたちの理解を深めるような、交流機会を増やしてほしい	放課後に子どもを預かってくれる場所を整備してほしい	その他	特に希望することはない	無回答
7	4	6	3	2	5	-	1	-	-

学校等での生活についての希望では、「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導をしてほしい」6件が最も多く、次いで「まわりの子どもたちの理解を深めるような、交流機会を増やしてほしい」5件、「保育士や教師の就学相談や進路相談などの相談体制を充実させてほしい」4件などとなっています。

9) 学校教育終了後の進路について必要な対策

(複数回答可：3つまで)

調査数	一般企業等への雇用促進・職業開拓	就職先での差別や偏見をなくす対策	福祉的就労（施設での生産活動等）の場の充実	レクリエーション・学習などの日中活動ができるサービスや福祉施設の充実	教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制の構築	障がいがあっても問題なく過ごせる環境整備	次のステップへの移行や再挑戦ができる仕組み	就職した職場に定着できるよう継続して支援をしてくれる仕組み	その他	特にない	無回答
7	1	2	3	-	6	2	3	4	-	-	-

学校教育終了後の進路について必要な対策では、「教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制の構築」6件が最も多く、次いで「就職した職場に定着できるよう継続して支援をしてくれる仕組み」4件、「福祉的就労※（施設での生産活動等）の場の充実」3件、「次のステップへの移行や再挑戦ができる仕組み」3件などとなっています。

第Ⅰ編 障害者計画

第3章 計画の理念及び方針

第3章 計画の理念及び方針

Ⅰ 計画の基本理念

山北町障害者計画における基本理念は、国の「障害者基本法」及び「障害者基本計画」の基本的な方針、「かながわ障害者計画」（令和6年（2024年）3月策定）の基本方針、「山北町第6次総合計画前期基本計画」（令和6年（2024年）3月策定）の基本理念及び「山北町第4期地域福祉計画」（令和6年（2024年）3月策定）の基本理念「地域ぐるみで支え合う、健康と福祉のまちづくり」を踏まえて、次のように定めます。

（１）人権の尊重・自立した生活と意思決定の支援

障害のある人が地域で自らの意思により、自分らしい生活を継続していくためには、特性に応じて選択が可能となる質の高い障害福祉サービスを受けることや、的確な対応ができる相談先が確保されていることが必要となります。このため、障害福祉サービスや相談支援に関わる関係機関・団体との連携・協力を進め、生活支援体制の充実に努めていきます。

また地域において不自由なく意思決定や自己表現が可能となるよう、差別の解消や権利擁護に向けて、障害のある当事者だけでなく、周囲の人々にも正しい知識の定着を図ることが重要です。近年の法改正に基づく合理的配慮の提供の必要性や、虐待の防止等について周知啓発を徹底していきます。

（２）障害のある人の社会参加の推進

障害のある人が地域において安全・安心に暮らしていくためには、社会的な要因によってもたらされる困難や制限を可能な限り取り除いていく必要があります。近年では安全の確保だけではなく、文化芸術における創作・発表の機会や情報の発信・入手における格差の是正の面からもバリアフリーの推進が重視されているため、生活拠点としての住まいの確保や公共施設のバリアフリー化だけではなく、ICT※やデジタル機器等による情報利用のしやすさ（情報アクセシビリティ）の向上にも重点を置いて取り組む必要があります。

また、災害発生時などに備えて日頃から防災・防犯対策を講じていくことや、意思決定などに関わる権利擁護の推進、心のバリアフリー化や差別解消に向けた理解促進など、安全で安心して暮らしやすい生活環境の整備に努めていきます。障害のある人の社会参加や活動の障壁となるものを取り除く（バリアフリー化）とともに、日中活動の場の拡充を中心に、障害のある人の社会参加や住民主体の事業への参画を推進します。

（３）共に生きる社会の実現

国の指針の中では、障害のある人の自立した生活や社会参加の促進を目指し、施設から地域生活への移行を促進することを目標として定めていますが、その一方で障害や障害者に必要な配慮等の認識が十分に浸透しているとは言えない現状があります。地域共生社会の実現のためには、障害の有無にかかわらずお互いを認め合い、個人として尊重するために必要な知識や正しい理解を促進することが重要です。

本町においても、地域活動やイベント、学校等の教育機関との連携による取組を展開し、地域の住民が障害のある人との交流を通じて障害に対する理解を深められるよう、交流機会の拡充や啓発活動の強化に努めます。

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、次の5つの基本方針を定めます。この基本方針に基づき8つの基本目標を立て、第4章で施策を展開します。

(1) 利用者本位の支援

障害のある人が自らの希望や意思により適切にサービスを利用できるように、相談や利用援助等の体制づくりを進めるとともに、障害のある人に関わるすべての人が当事者目線で考え、本人の意思を尊重したうえで必要な支援を提供できる環境の構築に努めます。また、利用者のニーズに沿った多様で豊かなサービスを確保するため、県及び近隣市町との連携、地域住民団体、NPO、民間事業者等との協力を強化していきます。

(2) 障害の特性を踏まえた施策の展開

障害のある人のライフステージに沿った様々な生活上の課題やニーズを的確に把握し、身体障害、知的障害、精神障害等の障害の特性に応じた施策を展開します。

また、従来では制度のはざまの障害として位置づけられていた発達障害や高次脳機能障害※、さらに「障害者総合支援法」で新たに対象となった難病（治療方法が確立されていない疾病及びその他の特殊な疾病）の人への支援についても、県や近隣市町との協議をもとに体制を整えていきます。

(3) 生涯にわたる健康・教育・就労の充実

障害の原因となる疾病の予防や事故等の発生の防止、早期発見と早期治療、障害の重度化の予防、リハビリテーションの充実等も含めて、生涯を通じた健康維持・増進を図ります。

また、幼児期における療育、就学年齢の時期における教育、卒業後における生活訓練や就労等、障害のある人のライフステージに沿った重要な施策を国や県等と連携・協力し、体系的かつ一貫性のあるものとして展開していきます。

(4) 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無に関わらず、誰もが快適に暮らすことができる生活環境を構築する「ユニバーサルデザイン※」の考え方にに基づき、まちや建築物、道路、交通機関等における計画的なバリアフリー化を障害のある人の意見も取り入れて促進します。

また、手話通訳、点字や音声等の活用を促進し、意思疎通を支援する人材の確保・育成に努めることで、様々な障害に対応した情報の伝達、コミュニケーションの活発化を図ります。

(5) 総合的かつ効果的な施策の推進

近隣市町及び県との連携、民間も含めた広域的な支援によって、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

【基本目標と施策の展開イメージ】

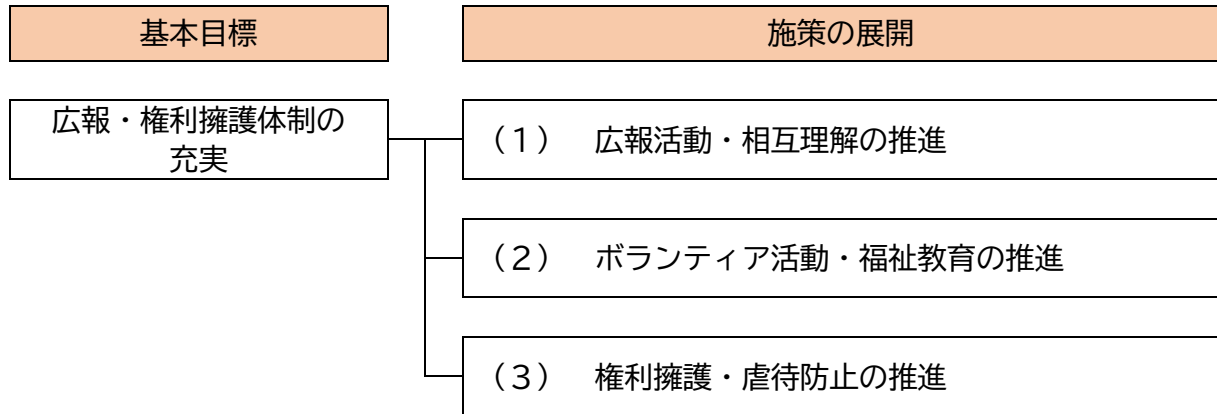
基本理念	基本方針	施策内容
(1) 人権の尊重・自立した生活と意思決定の支援 (2) 障害のある人の社会参加の推進 (3) 共に生きる社会の実現	(1) 利用者本位の支援	①広報・権利擁護体制の充実 ・広報活動・相互理解の推進 ・ボランティア活動・福祉教育の推進 ・権利擁護・虐待防止の推進
	(2) 障害の特性を踏まえた施策の展開	②生活支援の充実 ・相談支援体制等の整備 ・訪問系サービスの充実 ・日中活動系及び居住系サービスの充実 ・移動支援及び福祉用具の利用支援 ・経済的自立の支援 ・スポーツ・文化芸術活動の振興 ・難病や発達障害等のある人への支援体制の整備
	(3) 生涯にわたる健康・教育・就労の充実	③生活環境のバリアフリー化 ・住宅・建築物のバリアフリー化の促進 ・公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進 ・安心・安全な交通の確保 ・多様な障害に配慮した防災・犯罪対策の推進
	(4) 社会のバリアフリー化の推進	④障害のある児童の教育・療育の充実 ・一貫した相談支援体制の整備 ・一人ひとりのニーズに応じた教育・療育の推進 ・特別支援教育の充実 ・社会的及び職業的自立の推進
	(5) 総合的かつ効果的な施策の推進	⑤雇用・就労の拡大 ・障害のある人の雇用拡大への啓発の促進 ・相談・就労支援体制の充実 ・就労の場の確保 ・関係組織の連携強化
		⑥保健・医療の充実 ・障害の原因となる疾病等の予防・治療 ・障害に対する保健・医療サービスの充実 ・精神保健・医療施策の推進
		⑦情報・コミュニケーションの充実 ・情報アクセシビリティの確保 ・情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実
		⑧防災体制の強化・充実 ・避難行動要支援者避難支援プランの作成

第Ⅰ編 障害者計画

第4章 障害のある人に対する施策の展開

第4章 障害のある人に対する施策の展開

Ⅰ 広報・権利擁護体制の充実



地域共生社会の実現のためには、その理念の普及を図るとともに、住民同士が互いを認め合い尊重し合う環境づくりが必要になります。障害福祉の分野においても地域の住民一人ひとりが障害及び障害のある人に対する理解を深め、また、幅広い層の参加による世代間交流を通じて相互理解の推進に努めます。

また、情報の発信を通じて、障害のある人への差別の解消や虐待の防止等、権利擁護を推進するとともに、地域住民による助け合いや見守り体制の強化を図ります。

(1) 広報活動・相互理解の推進

① 広報活動の推進

広報紙をはじめとする様々な媒体を活用し、障害のある人に向けた支援やサービスの案内、地域活動に関する情報提供、権利擁護や虐待防止、合理的配慮等に関する啓発に取り組みます。また、情報発信だけでなく、地域での講演会等を通じて障害や障害のある人、近年の福祉課題等に対する理解の促進を図ります。

② 相互理解・交流の促進、各種行事への参加

県や圏域、社会福祉協議会や地域の当事者団体等が主体となって展開する障害に関する各種の行事への参加等を呼びかけ、障害のある人同士、障害のある人となない人の交流を促進します。

(2) ボランティア活動・福祉教育の推進

① ボランティア活動の支援

点訳（墨字→点字）や墨字訳（点字→墨字）、町の広報や社協だよりの音訳、手話通訳者※による意思疎通支援や手話の勉強会等の開催、車椅子ダンスによる障害のある人との交流の促進等、町内の様々なボランティアによる活動やイベント、勉強会等の実施を町と社会福祉協議会が連携して支援します。

② 福祉教育の推進

小・中学校の総合的な学習の時間を活用し、手話や車椅子体験等を体験する機会を設けることで、障害のある人への理解をはじめ福祉全般に対する関心を高める教育を実施します。また、成長段階に応じて、福祉施設への訪問や仕事体験等を実施することで、将来的な地域の担い手の確保やボランティア活動への参加促進を図ります。

(3) 権利擁護・虐待防止の推進

高齢者や障害のある人を取り巻く様々なりスクから「生命」だけでなく、「自由権」、「社会権」、「参政权」、「財産権」、「幸福追求権」等の権利を外部から守り、いつまでも地域で自分らしい生活を継続できるよう支援します。

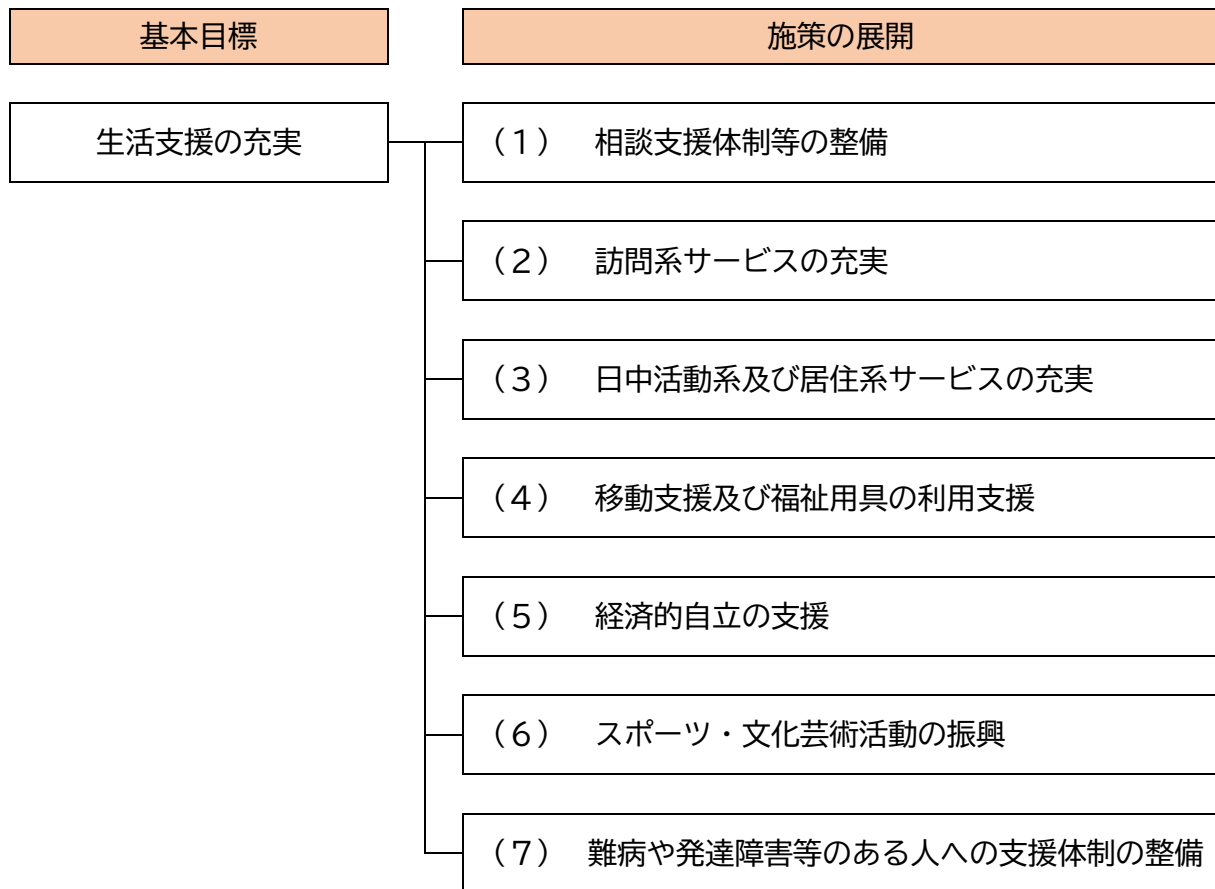
取組の推進にあたっては、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法※」等の法律との整合性を確保しながら、広域的な連携強化を図りつつ事業を展開していきます。

また、近年では独居高齢者の増加に伴い、一人暮らしの高齢者・障害者が自身の生活に関心を払わなくなる「セルフ・ネグレクト※」が増加傾向にあります。障害者虐待防止法においては明確な規定が含まれていないものの、支援を必要とするケースが多いという前提に立ち、早期発見・早期支援に努めていきます。

《権利擁護・虐待防止に関する主な事業》

事業名	事業内容	目 標
日常生活自立支援事業 (社協が実施)	- 知的障害・精神障害・認知症等により、判断能力が十分でない人を対象に、福祉サービスに関する相談・利用手続きの援助、日常生活での金銭の支払いや預貯金の出し入れの手続きの援助、大切な書類や証書の預かりを行い、安心して暮らせるようサポートする事業です。 - 社会福祉協議会が実施しています。	継 続
成年後見制度利用支援事業	- 知的障害・精神障害・認知症等により判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう、本人の意思を尊重したうえで、財産の管理や契約の締結等を支援する制度です。 - 制度の利用にかかる費用助成のほか、利用促進に向けた圏域の中核機関として「あしがら成年後見センター」を活用し、人材の確保や不正防止の徹底等、安心して利用できる体制づくりを推進します。	拡 大
相談支援事業 (広域的に実施)	福祉サービス等各種制度の利用案内や虐待の防止のため、1市5町で共同の相談支援機関として「相談支援センターいあん」による月1回の巡回相談を広域的に実施しています。	継 続
障害者虐待防止対策事業	- 障害者虐待防止センターを福祉課内に設置し、虐待通報や支援に関する相談を受け付けます。 - 年1回の障害福祉ネットワーク運営委員会を活用し、地域における障害のある人への虐待の防止、ご本人やご家族等の支援などを協議します。	継 続

2 生活支援の充実



地域共生社会及び地域包括ケアシステム※の理念に基づき、障害者計画・障害福祉計画においては入所施設や病院から地域生活への移行を促進することを目標として掲げており、併せて地域で安心して自立した生活を継続できるよう、障害のある人の地域生活を支える体制づくりと支援の充実に努めています。

近年では地域生活への移行や自立した生活の継続だけでなく、文化芸術活動等をはじめとする社会参加の促進にも重点が置かれており、創作活動や発表の機会が障害の有無に左右されることのないよう、環境の整備が求められています。障害福祉サービスの活用により障害のある人の主体的な活動を支援するとともに、町内施設の利用支援や展覧会の開催等を通じて自己表現の機会の充実に努めます。

なお、支援のための福祉サービスについては、「山北町障害福祉計画」・「山北町障害児福祉計画」において詳細を定めています。

(1) 相談支援体制等の整備

① 身近な相談支援体制の構築

日常生活における困りごとに関する相談や、障害福祉サービスその他の支援制度の利用案内等に柔軟に対応するとともに、子どもの発達に関することや就労に関することなど、ライフステージに応じた相談にきめ細かな対応ができる体制を構築します。

② 相談支援を通じての権利擁護の推進

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業や町が実施している成年後見制度利用支援事業等の各種制度案内を含む福祉相談を、月1回の巡回相談として「相談支援センターりあん」に委託しています。

また、虐待等の深刻な問題については専用の相談窓口を設置し、随時通報や相談を受け付けるとともに、きめ細かな相談対応に努めていきます。

③ 地域団体及び障害者本人の活動の支援

障害のある人及びその家族を中心とした団体や障害のある人自身の社会的な活動を支援し、その意見を行政の施策に反映できるように努めます。

◎ 関連する主な事業

事業名	事業内容	目 標
相談支援	・ 町の関係各課が相談支援を行います。 ・ 社会福祉士*等専門職の配置に努めていきます。	継 続
福祉相談	・ 月1回「相談支援センターりあん」が山北町への巡回相談を実施し、福祉サービスの利用相談、苦情処理、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援等を行います。 ・ 町の相談窓口と連携を図り、町単独では困難な事例について共有することで課題の解決に努めていきます。	継 続
就労相談	・ 進路や就労に関する相談を受け、就労に向けての指導や就労困難になった時の再訓練等を行います。また、職場開拓を進めるとともに、企業が行う面接時の助言及び指導を行います。	継 続
精神保健相談	・ 保健福祉事務所が実施する精神保健相談事業のほか、福祉課の保健師等による月1回の精神保健相談を実施しています。	継 続
発達障害児相談	・ 県が隔月で主催する発達障害児相談や、巡回リハビリテーション等、自閉症等の発達障害があるために生活上の支援を必要とする児童とその家族等の相談を受け、地域で安心して暮らすことができるように援助しています。	継 続

(2) 訪問系サービスの充実

障害のある人の地域生活を支援するため、介護給付となっている訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）の充実を図り、適切に提供します。また、理髪・美容出張サービス等、社会福祉協議会が実施しているサービスについても継続します。

◎ 関連する主な事業

事業名	事業内容	目 標
居宅介護 (介護給付)	・ホームヘルプと呼ばれるサービスです。 ・自宅で介護や家事等の支援を行います。	継 続
同行援護 (介護給付)	・視覚障害により移動に困難を有する人を対象に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行います。	継 続
重度訪問介護 (介護給付)	・重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害で常時介護を要する人に、自宅で介護や外出時の移動支援を総合的にを行います。	継 続
理髪・美容出張 サービス (社協が実施)	・障害のある人で、店舗での調髪ができない人に調髪を行います。 ・社会福祉協議会が実施しています。	継 続

(3) 日中活動系及び居住系サービスの充実

利用者のニーズや福祉サービスを提供する事業所の意向を尊重しつつ、日常生活を支援する「介護給付」や、地域生活の継続を目的として一定の訓練を提供する「訓練等給付」の充実に努め、本人の意思決定による地域生活の継続を支援します。

① 日中活動系サービスの充実

自立訓練や就労継続支援等、社会生活のために必要な訓練を実施するほか、地域活動支援センターの運営による支援体制の強化と、日中一時支援等による日中の創作的活動や生産活動のための場所の確保・充実等、自立した生活のための支援を多角的に展開していきます。

◎ 関連する主な事業

事業名	事業内容	目 標
生活介護 (介護給付)	・常時介護が必要な人に、入浴・排せつ・食事等の介護や、創作活動・生産活動の機会を提供します。	継 続
療養介護 (介護給付)	・医療的ケア及び常時介護が必要な人に、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理・看護・介護、及び日常生活上の支援を提供します。	継 続
放課後等 デイサービス	・就学中の障害のある児童を対象に、放課後や長期休暇中において、日常生活の基本的な動作や集団生活への適応訓練を行います。	継 続
短期入所 (介護給付)	・ショートステイと呼ばれるサービスです。 ・自宅で介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所し、生活に必要な援助を行います。	継 続
日中一時支援事業	・地域生活支援事業に含まれるサービスです。 ・障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	継 続
地域活動支援 センター事業	・地域生活支援事業に含まれるサービスです。 ・創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を支援します。	継 続

② 居住系サービスの充実

地域に居住の場が確保できなければ、障害のある人が入所施設や病院から地域生活へ移行することはできません。そのため、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助等の居住系サービスの充実を検討します。

◎ 関連する主な事業

事業名	事業内容	目 標
共同生活援助 (訓練等給付)	・グループホームと呼ばれるサービスです。 ・地域で共同生活を営む人に、夜間や休日に相談や日常生活の援助を行います。	継 続
共同生活援助の 家賃助成	・グループホームを利用する人、住民税が非課税の人を対象に月1万円の助成を行います。	継 続
施設入所支援 (介護給付)	・入所施設で暮らす障害のある人を対象に、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。	継 続

(4) 移動支援及び福祉用具の利用支援

① 移動支援事業

障害のある人が円滑に外出できるよう、移動支援、福祉タクシー利用助成等の事業を推進します。

◎ 関連する主な事業

事業名	事業内容	目 標
移動支援事業	・地域生活支援事業に含まれるサービスです。 ・障害のある人が円滑に外出することができるよう、移動を支援するサービスです。	継 続
施設通所交通費 助成	・就労や自立に向けた訓練等、日中活動系サービスを提供する障害者支援施設及び事業所へ通所するための定期券や実費のうち半額分を助成します。 また、自家用車で通所する人に対してはガソリン代を助成します。	継 続
福祉タクシー利用 助成	・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人にタクシー利用券を配布します。	継 続
自動車改造費助成	・肢体不自由な人が就労に伴い自動車を購入する場合に、その自動車の改造費を助成します。	継 続

② 福祉用具の利用支援

補装具※費給付制度と日常生活用具給付等事業に基づき、障害のある人の生活に必要な補装具や日常生活用具の給付を行います。

◎ 関連する主な事業

事業名	事業内容	目 標
日常生活用具給付 等事業	・地域生活支援事業に含まれるサービスです。 ・自立生活支援用具等の日常生活用具を必要とする人に、給付又は貸与を行います。	継 続
補装具費助成	・自立生活支援用具等の日常生活用具の購入又は修理に要した費用の一部を助成し、用具給付の普及を図ります。	継 続

(5) 経済的自立の支援

雇用・就業に関する施策を進めるとともに、国や県の制度により手当や年金等の給付を実施しつつ、地域での自立した生活を総合的に支援していきます。

◎ 各種手当

事業名	事業内容	目 標
経過的福祉手当	・従来の福祉手当の受給資格者の人で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人に経過措置として支給されます。 ・施設に入所の人や所得制限を越える人は受けられません。	継 続
特別障害者手当	・精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給されます。 ・施設に入所の人や所得制限を越える人は受けられません。	継 続
障害児福祉手当	・精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。 ・施設に入所の人や所得制限を越える人は受けられません。	継 続
神奈川県在宅 重度障害者等手当	・毎年8月1日現在、県内に6ヶ月以上居住している在宅の重度重複障害のある人（身体・知的・精神のうち2つ以上の重複障害をお持ちの人、又は特別障害者手当、障害児福祉手当受給者）に対して支給されます。 ・施設に入所の人や所得制限を越える人は受けられません。	継 続
特別児童扶養手当	・20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育する父母等（養育者）に対して給付されます。 ・児童が施設に入所している人、児童が障害年金を受けている人、所得制限を越える人は受けられません。	継 続
児童扶養手当	・18歳に達した年度末日までの児童（中程度以上の障害のある児童の場合は20歳未満）を監護、養育する父母等（養育者）に対して支給されます。 ・父母が婚姻を解消した場合等の諸条件があるほか、所得制限があります。	継 続

◎ 各種年金

事業名	事業内容	目 標
障害基礎年金	・原則として、国民年金の被保険者期間や20歳前の病気やけがで、「国民年金法」で定められた1級、2級の状態になった時に支給されるもので、受給要件があります。	継 続
障害厚生年金、 厚生年金	・厚生年金の被保険者期間に病気やけがによって、障害基礎年金を受けられる障害（1級、2級）が生じた時、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。 ・障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金の障害等級表に該当する時は、独自に障害厚生年金（3級）又は障害手当金（一時金）を支給します。	継 続
特別障害給付金	・国民年金任意加入対象者であって、国民年金に加入していなかった期間に障害の原因になった傷病の初診日があるため、障害基礎年金を受けられない無年金者に支給されます。	継 続
心身障害者扶養 共済制度	・障害のある人を扶養している人が、毎月一定の掛金を納めることにより、扶養している人が死亡、又は著しい障害を有する状態となった時、その人が扶養していた障害のある人に対し、終身一定額の年金を支給します。	継 続

（6）スポーツ・文化芸術活動の振興

障害のある人が利用しやすいようにスポーツや文化施設のバリアフリー化を進めるとともに、青少年健全育成大会や人権講演会等で手話通訳を実施する等、障害のある人のスポーツや文化芸術活動に対する支援を続けます。

また、障害の有無や心身の状況にかかわらず誰もが楽しみ、競い合うことができる「軽スポーツ」の普及に向けて地域の教室等で体験の機会を設けるとともに、幅広い世代が参加できるイベント・大会の開催等を検討していきます。

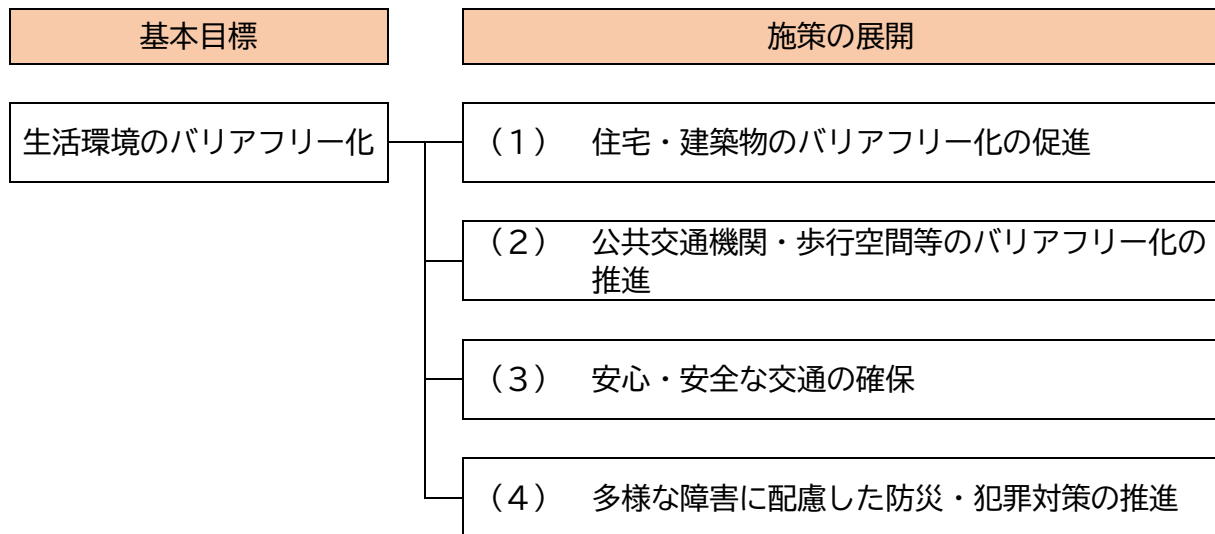
（7）難病や発達障害等のある人への支援体制の整備

平成17年（2005年）に施行された「発達障害者支援法」に基づいて、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害（ADHD）※等の発達障害に対して、幼児期の早期発見から学校卒業後の職場定着まで、切れ目のない支援を受けられるよう体制を整えることが明記されました。

また、平成27年（2015年）には「難病医療法」が施行され、障害者手帳の所持者に限定せず、難病のある人に対しても相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援の充実が求められています。

これらの支援体制については、国や県の指針に基づいて近隣市町と協議を進めながら、広域的に対応すべき事項と、町単独で実施できることをそれぞれ検討していきます。

3 生活環境のバリアフリー化



障害の有無に関わらず誰もが安全に安心して生活し、自由に移動ができ、社会参加ができる生活環境を構築し、「福祉のまちづくり」を目指します。

町内の環境整備においては、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、住宅・公共施設・公共交通機関・道路等様々な生活環境のバリアフリー化を推進します。同時に、ハード面でのバリアフリー化だけでなく、困っている人に対して積極的に手を差し伸べる「心のバリアフリー」を推進することで、ユニバーサルデザインが普及した生活環境を十分に活用して、人的支援が得られる環境づくりが必要です。

また、視覚障害や聴覚障害等、様々な障害に配慮した災害情報の伝達・避難誘導・生活用具の備蓄等、きめ細かな防災・犯罪対策を進めます。

(1) 住宅・建築物のバリアフリー化の促進

障害のある人が生活しやすいよう、自宅の住宅設備改良助成等を推進するとともに、バリアフリーの普及啓発活動・相談体制の整備に取り組めます。

また、新設される全ての公営住宅バリアフリーを標準仕様とすることを周知し、障害のある人等の利用に配慮した住宅ストックの形成に努めます。

(2) 公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進

「バリアフリー新法※」に基づいて、鉄道の駅舎等交通機関と不特定多数の利用者がある建築物のバリアフリー化が一体的なものとして促進されることになりました。引き続き公共交通・公共施設や、歩行空間等のバリアフリー化を推進するとともに、令和6年度（2024年度）より施行する民間事業者における合理的配慮の提供義務化に伴い、社会的障壁※を取り除くために必要な対応や配慮について、広く周知啓発を実施していきます。

(3) 安心・安全な交通の確保

警察や交通安全協会等と連携した交通安全運動を実施するとともに、カーブミラー・ガードレール街路灯・防犯灯等の施設整備、カラー舗装などの施工、交通事故防止啓発看板の設置など、障害の有無に関わらず安心・安全に交通できる環境の整備を進めます。

(4) 多様な障害に配慮した防災・犯罪対策の推進

地震、火事、風水害等の災害に対する住宅等の防災対策を推進するとともに、様々な障害に配慮した災害情報の伝達方法の多様化による情報アクセシビリティの確保に努めます。

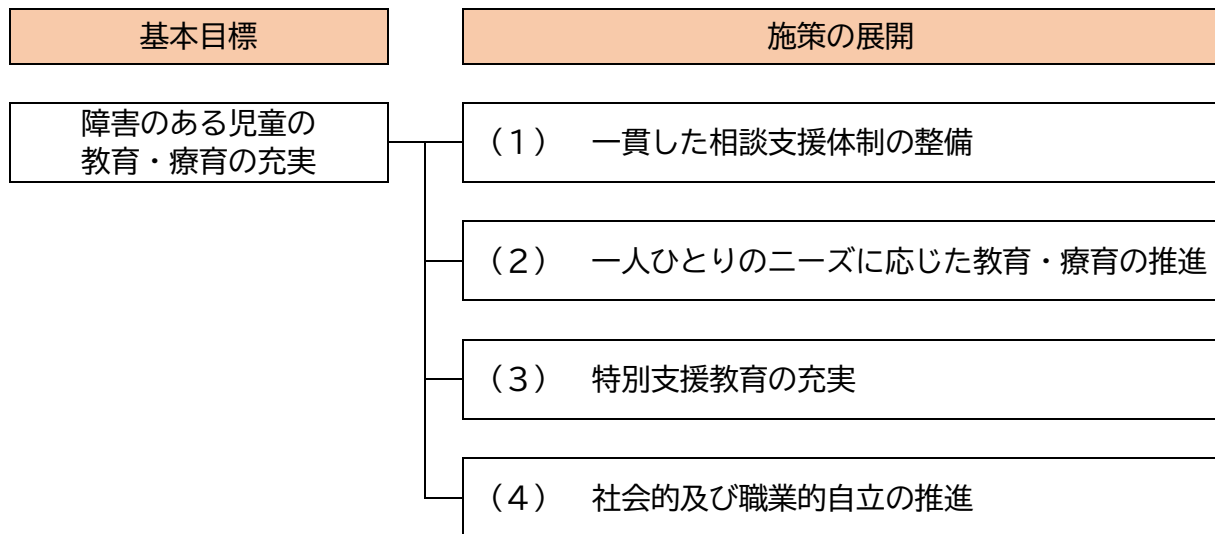
災害の発生時を想定して避難所となる施設のバリアフリー化や、通常の避難所での生活の継続が困難な障害のある人等を受け入れる福祉避難所の確保・充実に努めるとともに、生活用品の備蓄等の充実を、消防署・消防団・地域の自主防災組織との協力で進めます。

また、独居世帯の増加に伴い被害も急増している悪質商法や詐欺といった犯罪に巻き込まれないように、町・地域住民・警察等との情報交換、協力体制の確立、「音声によらない119番通報」、「電話リレーサービス」等緊急通報システムの整備等を進めます。

《生活環境に関する主な事業》

事業名	事業内容	目 標
住宅設備改良助成	・ 障害のある人、又はその保護者が住宅設備を障害のある人に適するように改造する場合、その改造工事費用を助成します。助成金額は、工事に要する経費に対し80万円を上限とし、別に定める自己負担額を控除した額とします。 ・ 助成は、障害のある人の属する世帯について1回とします。	継 続
都市公園等の整備推進	・ 誰でも公園を安全で快適に利用できるように、段差の解消や障害のある人も利用できるトイレの設置等、バリアフリー化を進めます。	継 続
歩道のバリアフリー化の推進	・ 歩道の横断歩道接続部及びバス停のバリアフリー化、視覚障害のある人に対する誘導ブロックの適正な配置を図ります。	継 続

4 障害のある児童の教育・療育の充実



障害の有無にかかわらず、すべての子どもがその能力や可能性を最大限に発揮するためには、乳幼児期から学童期、青年期、成人期、高齢期へと続くライフステージに応じて、成長段階に合わせかつ一貫した療育・教育を提供できる体制を構築することが大切です。また、共生社会の実現に向けて、教育の場を通して児童生徒が障害の有無にかかわらず相互理解を深められるような環境づくりも重要になります。

必要な療育・支援を早期から提供するためには、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談体制の充実、関係機関における連携強化、発達と障害に関わる職員に対するアセスメント向上を目的とした研修の実施等を通じて、地域全体で子どもの成長を見守ることが重要です。

教育委員会及び教育機関と連携し、障害のある児童が地域社会の中で様々な人と共に学び共に育ち合うことを目標に、乳幼児期から学校卒業まで計画的に教育や療育を推進します。また、学習障害（LD）※、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症※等の発達障害を持つ児童について教育的支援を行います。

(1) 一貫した相談支援体制の整備

福祉・保健・医療・教育の関係機関が連携し、障害の早期発見、早期療育及び教育を進めるとともに、障害のある児童及び保護者に対して、乳幼児期から学校卒業後までの期間を一貫して対応できる相談支援体制の整備を進めます。

(2) 一人ひとりのニーズに応じた教育・療育の推進

障害のある児童一人ひとりが持っている可能性を引き出し、自立して社会に参加する力を育むことが重要です。そのため、障害のある児童の教育・療育・相談等に関わる職員の専門性の向上を図り、障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。

(3) 特別支援教育の充実

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導、通常の学級における指導といった多様な学びの場を提供するとともに、必要に応じて視覚障害者用の点字版教科書や、弱視に対応した拡大版教科書の利用を案内します。また、障害の有無によって学校生活で不自由することのないよう、施設・設備のバリアフリー化を推進するとともに、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害がある児童が、その特性に応じて適切な教育的支援が受けられるように、支援体制の整備を図ります。

(4) 社会的及び職業的自立の推進

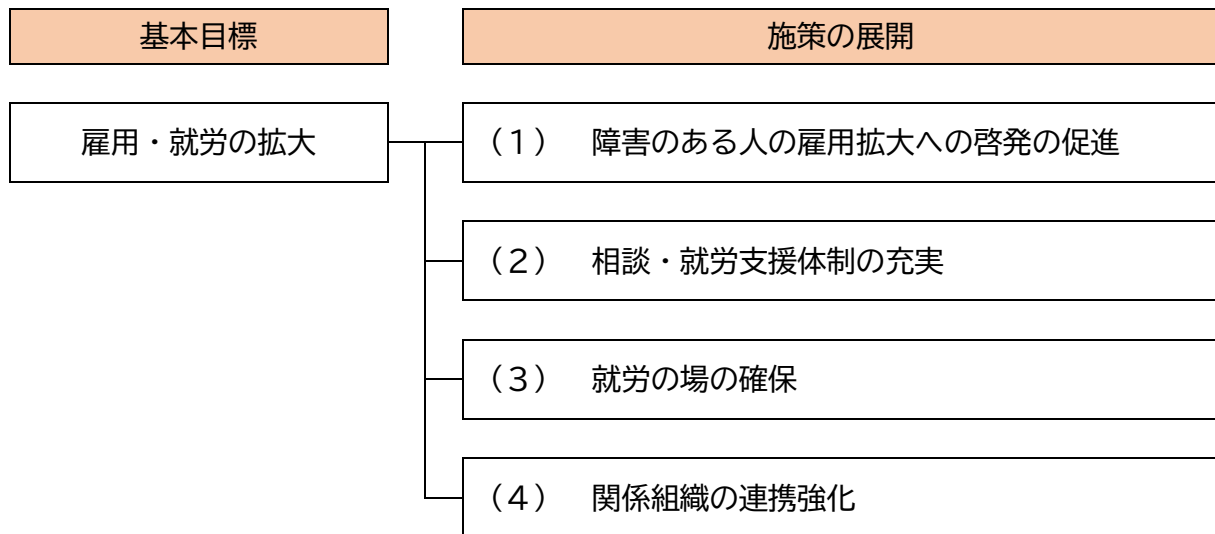
障害のある児童生徒が、障害を理由に高等教育への進学を断念することがないように、相談支援を通じて本人の意向を確認するとともに、近隣の学校等に対しても修学機会の確保のために必要な合理的配慮について周知啓発を行います。

また、特別支援学校と関係機関、町内外の事業所等の連携を強化することで、企業等への就労を支援し職業的な自立を促進するとともに、地域における学びの場を確保することで生涯学習を推進し、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができる共生社会の実現を目指します。

《障害のある児童に関する主な事業》

事業名	事業内容	目 標
乳幼児健康診査等の実施	・乳幼児の障害の早期発見のため、健康診査等を行います。	継 続
母子保健指導の充実	・疾病により長期にわたり療養を必要とする児童や心身の発育や発達に問題のある児童について、療養上の相談・指導を行い、健康の保持増進を図るとともに、育児支援を推進します。 ・聴覚の異常が認められた乳児及びその保護者への相談、指導を行うことにより、早期治療・療育への適切な対応を図ります。	継 続
療育相談・支援	・障害のある、又は障害のある可能性が高い乳幼児に必要な療育を行うことで、乳幼児の発達を援助し、母子関係を確立するとともに療育体制を推進します。	継 続
在宅心身障害児巡回等の相談支援事業	・心身障害のある児童の療育を推進するため、地域の療育、教育機関への技術支援や情報提供を行うとともに、精密検査等専門医療の提供を行います。	継 続
障害児保育の推進	・障害の有無にかかわらず同じ施設で保育を行うことで、障害のない児童も障害に対する理解を深められるように指導していきます。	継 続
インクルーシブ教育※の推進	・国や県の指針に基づき、特別支援教育の専門性を担保したうえで、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」の実現に努め、児童生徒の相互理解を深める環境づくりを推進します。	新 規
重度心身障害児（者）訪問入浴サービス	・歩行困難や移送に耐えられない等の理由により、通所が困難な在宅の重度障害のある人や児童に対して、訪問入浴サービスを提供します。	継 続

5 雇用・就労の拡大



雇用・就労は、障害のある人が自立した生活を継続するための手段であるとともに、社会参加・社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにおける重要な柱でもあります。

平成22年（2010年）の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正を起点に、障害者雇用に係る法整備が進み、近年では民間事業者においても「合理的配慮」の提供を義務化する等、障害のある人にとって働きやすい環境が整備されつつあります。

また近年では、少子高齢化の進行に伴い生産年齢人口の減少が懸念されており、障害のある人に対する働き手としての期待も大きくなっています。障害福祉計画において定められる一般就労等に係る成果目標の設定もより詳細なものとなっており、こうした動きに合わせて、今後も障害のある人の就労に向けた支援の充実が重点課題と位置付けられると考えられます。

ただし、あくまでも本人の意向や能力、適性に応じた案内が求められるため、一般就労に向けた取組だけでなく、日中活動としての就労場所を確保するとともに、障害の程度や状況に応じて働く場所や働き方を提案していく等の就労支援を検討していく必要があります。

(1) 障害のある人の雇用拡大への啓発の促進

障害のある人の雇用を拡大していくために、「障害者雇用促進法」による障害者雇用率制度*や障害者雇用納付金制度*等について、企業の理解を促進する啓発活動を県と協力して行います。

(2) 相談・就労支援体制の充実

障害のある人が就労するための相談や就労中の日常生活相談、就労上の相談を行うとともに、障害のある人の就労支援体制の充実を図ります。

また、障害のある人が就労へ移行できるように就労移行支援を行う事業所の確保を図り、就労定着支援の提供体制について検討します。

(3) 就労の場の確保

障害のある人の適性やニーズ等に応じた就労の場の確保について、県と協力して充実を図ります。一般就労では障害のある人の雇用に理解のある企業の拡大に努め、福祉的就労では就労継続支援を実施する事業所の拡充に努めます。

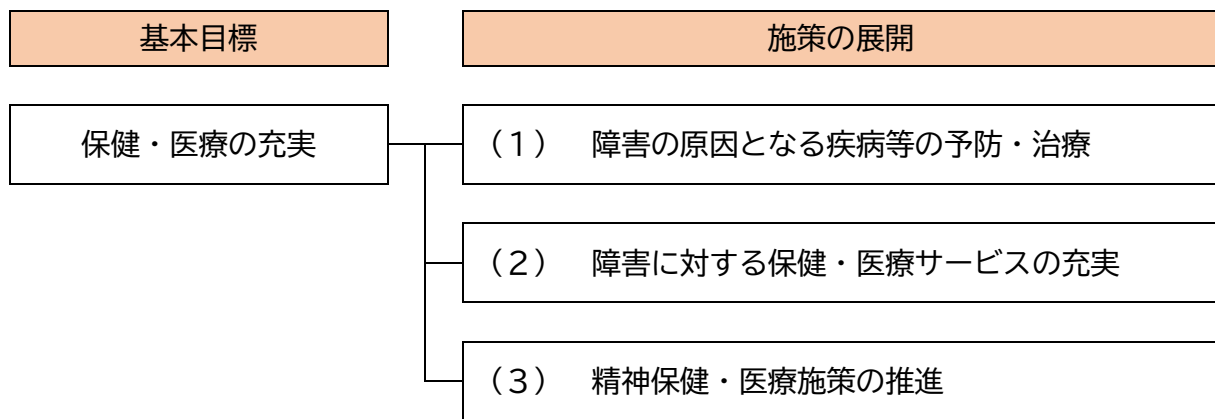
(4) 関係組織の連携強化

障害のある人の雇用拡大や就労後の職場定着に向けて、県・町・福祉施設・特別支援学校等の教育機関や地域の企業など、関係する組織の情報交換や連携を強化します。

《雇用・就労に関する主な事業》

事業名	事業内容	目 標
企業への啓発	・ 障害のある人の雇用の拡大、差別・虐待の防止のための企業の理解を促進する活動を県と協力して行います。	継 続
就労支援センターの整備・充実	・ 障害のある人が就労するための相談や、就労中の日常生活相談・就労上の相談を行えるように、「障害者支援センターぽけっと」の利用を促進し、広域的な相談窓口の整備・充実を図ります。	継 続
就労移行支援の充実	・ 就労移行支援事業を行う通所施設の広域的な確保に努めます。	継 続
就労継続支援の充実	・ 就労継続支援事業を行う通所施設の広域的な確保に努めます。	継 続

6 保健・医療の充実



障害は後天的に発生するケースや、加齢等の様々な要因と絡み合い心身の機能の急速な低下を招く可能性があります。疾病や障害をできるだけ早期に発見し、必要な診療や相談・支援につなげていくことが、障害の予防・軽減を図るうえで重要な課題の1つとなります。

健康診査等を通じて障害の原因となる疾病等の発症予防や、早期発見・早期治療による重症化の予防を推進するとともに、適切な保健サービス、医療・医学的リハビリテーションの充実を図ります。障害がある場合、単に運動機能の回復を目指すのではなく、医学的・心理的・社会的なリハビリテーションの体制の充実を進めることで、障害のある人の自立を支援することが重要です。

(1) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

疾病リスクの早期発見による発症予防、疾病の早期発見による重症化予防の機会として各種健康診査を活用し、必要に応じて保健指導へとつなげていきます。

乳幼児期の健康診査から先天性の代謝異常等の早期発見に努め、その後も健康診査と相談支援、学校や教育委員会等が連携し、就学先や必要な支援について協議を行います。

(2) 障害に対する保健・医療サービスの充実

障害の早期発見及び障害のある人の健康の維持・増進のために、学校、職場、地域での健康診査等の適切な実施、疾患の相談・カウンセリング等の機会の充実を図るとともに、障害の原因となる疾患等について正しい理解を深められるよう、各種講座、健康教育等を推進します。

また、障害程度の軽減や障害の重度化・重複化等の防止のために、県や医療機関等と協力して医療サービスの充実を図ります。

(3) 精神保健・医療施策の推進

精神障害のある人に対する正しい理解と社会参加を一層促進するため、広報紙やホームページ、講演会等による啓発を行い、精神疾患や医療機関の受診に対する偏見の払しょくに努めます。

また、県や医療機関等と協力して精神科救急医療システムの充実に努めます。

《保健・医療に関する主な事業》

事業名	事業内容	目 標
乳幼児健康診査等の実施	・乳幼児の障害の早期発見のため、健康診査等を行います。 ・国の指針に基づいて、新生児を対象としたマススクリーニング検査※の実施及び聴覚障害の早期発見・早期療育を目的とした新生児聴覚検査の実施を推進していきます。	継 続
母子保健指導の充実	・疾病により長期にわたり療養を必要とする児童や心身の発育や発達に問題のある児童について、療養上の相談・指導を行い、健康の保持増進を図るとともに、育児支援を推進します。 ・聴覚の異常が認められた乳児及びその保護者への相談、指導を行うことにより、早期治療・療育への適切な対応を図ります。	継 続
療育相談・支援	・障害のある、又は障害のある可能性が高い乳幼児に必要な療育を行うことで、乳幼児の発達を援助し、母子関係を確立するとともに療育体制を推進します。	継 続
在宅心身障害児巡回等の相談支援事業	・心身障害のある児童の療育を推進するため、地域の療育、教育機関への技術支援や情報提供を行うとともに、精密検査等専門医療の提供を行います。	継 続
障害のある児童への歯科保健事業の推進	・障害のある児童や家族等に対し、歯科疾患予防や口腔機能の維持改善等に関する知識の普及やセルフケア技術習得のための指導、歯科検診について広報紙による周知と費用の補助を行い、障害のある児童等の生活の質の向上を図ります。また、心身障害のある児童の摂食機能の発達を支援することにより、摂食機能障害による事故防止を図ります。	継 続
重度障害者医療費助成	・重度の障害のある人の健康保持及び増進を図るため、医療費の自己負担分を公費で助成することにより、福祉の向上を図ります。	継 続
自立支援医療（精神通院医療）医療費助成	・適正な医療の普及と精神障害のある人の社会復帰を促進するため、通院による精神医療を継続する必要がある病状の人を対象に、通院のための医療費の一部を助成します。	継 続

7 情報・コミュニケーションの充実



近年では、パソコン・携帯電話等の携帯端末・インターネット等、情報通信技術の発展に伴い、行政の取組においてもICTの利活用促進が求められています。SNS等を活用することでこれまで情報が十分に行き届かなかった若い世代を中心により幅広い層へと情報を発信していく体制を整備するとともに、障害のある人が自身の心身の状態に合わせて情報入手・発信するための手段を選択できる環境を構築することが重要です。

(1) 情報アクセシビリティの確保

令和4年(2022年)に施行された「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、町のホームページ等で提供される情報が障害の有無による情報格差につながらないように、情報提供サイトのアクセシビリティ向上を図ります。

また、ICTの利活用促進に伴い、特に緊急性を要する防災・防犯・緊急通報の分野において多様な手段による伝達手段を整備できるよう、検討を進めていきます。

(2) 情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実

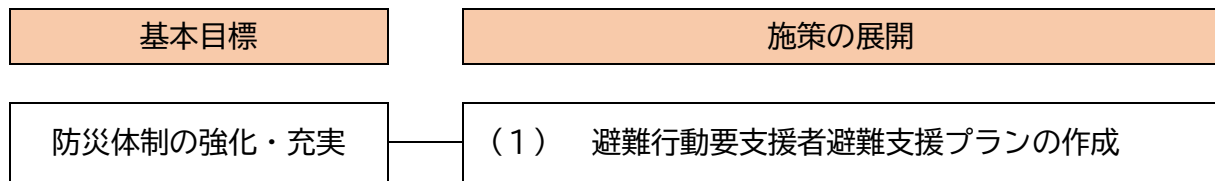
視覚障害のある人に対する録音テープの作成、聴覚障害のある人に対する手話通訳者の派遣等、社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、情報提供やコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

また、ICTの利活用が普及する一方で、障害のある人や高齢者では利用率が停滞している現状を踏まえ、国の指針に基づいてパソコンボランティア養成・派遣等の取組を広域的に検討していきます。

《情報・コミュニケーションに関する主な事業》

事業名	事業内容	目 標
障害の特性に 配慮した情報提供	・町が開設するホームページや町民が利用するシステムについて、音声案内やキャプション等、障害の特性に配慮した情報提供体制の整備を進めます。 ・行政からの情報発信に留まらず、障害のある人に配慮した情報通信・放送・出版等の普及啓発に努めます。	継 続
地域緊急通報 システムの整備	・一人暮らしの障害のある人が急病や災害等の緊急時に迅速に適切な対処ができるよう、緊急通報システムの整備を進めます。 ○緊急通報装置の設置 ○通報、支援システムの整備 ○救助体制の検討	継 続
コミュニケーション 手段の確保	・視覚や聴覚障害のある人へのコミュニケーション手段の確保（手話通訳者の窓口設置等）、支援を行います。 ・意思疎通支援事業の利用促進に向けて周知啓発を行うとともに、手話通訳者や点訳者等の人材の確保・育成に努めます。	継 続

8 防災体制の強化・充実



近年は、大規模な地震や土砂災害、台風による被害等、深刻な被害を及ぼす災害が頻発しており、その被害者は高齢者や障害のある人等の要配慮者が多くなっています。平成29年（2017年）には、福祉施設等における利用者の逃げ遅れを防ぐための避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられ、令和3年（2021年）には避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されるなど段階的に取組が強化されてきました。

引き続き自力での避難が困難な人、避難支援の必要性が高い要支援者の支援体制については避難行動要支援者名簿※の作成を重点的に進め、県や近隣市町の病院、民生委員・児童委員との連携した支援体制の構築に努めます。

(1) 避難行動要支援者避難支援プランの作成

心身等の状態により適切な判断が遅れたり、自力での避難が困難な人を対象に「避難行動要支援者名簿」への登録を促進し、有事の際には対象者の情報を共有することで、近隣住民や民生委員・児童委員等が中心となって迅速な避難行動が可能な体制を構築します。

また、近年の法改正に基づき、より詳細な避難計画、情報伝達の経路等を事前に取り決める個別避難計画の作成を推進していきます。

《防災体制に関する主な事業》

事業名	事業内容	目 標
避難行動要支援者避難支援プランの作成	・ 民生委員や自治会等関係機関・組織と協力し、災害時において障害のある人一人ひとりに対する、安否確認や避難先までの移送手段・経路といった個別状況に合わせた計画を作成します。	継 続

第Ⅰ編 障害者計画

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

Ⅰ 計画の進捗管理

（１）町の体制整備・関係団体との連携

障害のある人に関わる各種の施策は、福祉・保健・医療、保育・教育、雇用・就労、まちづくり等、広い範囲にわたっています。また、施策を効果的・効率的に実施するためには、町だけでなく、国や県の行政組織、民間の事業所、医療機関、地域の団体、ボランティア団体等多くの関係機関・団体との連携が必要です。

そのため、課題に応じて様々な機関・団体とのネットワークや連携を構築し、各種の施策の効果的・効率的な実施を進めます。

（２）計画の進捗管理

本計画は各年度において、障害のある人のニーズや関連する法律・制度の改正、社会経済状況の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

町の関係各課や関係機関及び障害のある人等の意見が反映できる機会を設置し、各施策や事業の進捗状況や目標の達成状況を毎年度末に点検・評価するとともに、その結果に基づいて事業の拡大・廃止等を検討する、PDCAサイクルに基づいて計画を推進していきます。

2 国や県への要望

（１）障害者計画の推進のための福祉財源の確保

本計画で実施する事業については、国や県の財源負担で成り立っている部分が多く、町単独で実施する事業の方が少ないといえます。それゆえ、国や県に対して福祉財源をしっかりと確保することを要望していきます。

（２）障害のある人に対する経済的支援の充実

障害のある人の経済生活は、国や県の手当や年金によって支えられていることが多く、国や県に対して障害のある人への経済的支援の充実を図ることを要望していきます。

第2編

障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 計画の考え方

第2編 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 計画の考え方

Ⅰ 計画策定の目的

これまで国の障害保健福祉の取組においては、障害のある人が不自由なく生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障害の有無に関わらず人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という）の実現を目指して、制度が整備されてきました。

平成28年度（2016年度）に国が掲げた「地域共生社会」の考え方は、地域のあらゆる住民が、地域の課題を自身の課題として捉え解決に向けて取り組むことで、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合うことができる社会であり、その実現のためには柔軟なサービスの提供など地域全体への支援体制の構築が必要となるため、市町村には相談支援や社会参加に向けた支援だけでなく、地域住民が積極的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや体制整備が求められています。

また、同年施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」により、障害のある人の社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことを目的として、不当な差別の禁止や、企業や役所における合理的配慮について定められました。同時に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」により、雇用分野における障害者差別を禁止するための措置などが定められるなど、障害のある人の権利擁護に関する法整備が進められてきました。

さらに、同年6月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障害のある人の高齢化への対応や、福祉サービスのうち地域生活支援や就労支援の強化に重点が置かれるようになり、発達障害児者への支援の強化と、多様化する障害児支援のニーズに対応できるサービスの提供体制の構築を目的とした「障害児福祉計画」を新たに策定することが定められました。これに伴い、本町では圏域で重症心身障害児や医療的ケア児※を受け入れる体制の整備や関係機関の協議の場を設置することで、障害の有無に関わらず地域社会への参加の推進を図っています。

一方で、地域社会の現状に目を向けると、障害の有無に関わらず互いを尊重し支え合う社会の実現には未だ多くの課題が残されています。このような状況に適切な対応を取るべく、本町では『山北町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』を策定し、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制を確保するとともに、国の障害者福祉の方針と県の動向を踏まえ、地域の障害のある人の支援体制の強化と、より一層の機能の充実を図ります。

2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 国の基本計画

1 障害者基本計画（第5次）（令和5年（2023年）閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する。

<基本的方向>

1. 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 障害のある女性、こども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関係法の動向

1 関連法の制定・改正

- ア 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成30年（2018年））
- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する
- イ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成30年（2018年））
- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた
- ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年（2019年））
- ・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた
- エ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年（2019年））
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる
- オ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年（2019年））
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す
- カ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和2年（2020年））
- ・地域住民の複合化・複雑化する支援ニーズに対応するための包括的な支援体制を整備する
 - ・総合相談窓口の設置、社会参加の支援、地域づくりに向けた支援等を具体化
- キ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正（令和3年（2021年））
- ・これまで地方自治体において提供が義務付けられていた「合理的配慮」について、民間事業者においても提供を法的義務化する
- ク 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の成立（令和4年（2022年））
- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進する

(3) 障害福祉計画の見直しの動向

1 国の基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえ農福連携の更なる推進を図るとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

オ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

キ 障害者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

ク 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

ケ 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

2 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

イ 障害福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

ウ 障害者の社会参加等を支える取組（障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進）

- ・障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

エ 依存症対策の推進

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関・医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である方等及びその家族に対する支援を行う必要がある

オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目のない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会※等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- ・コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

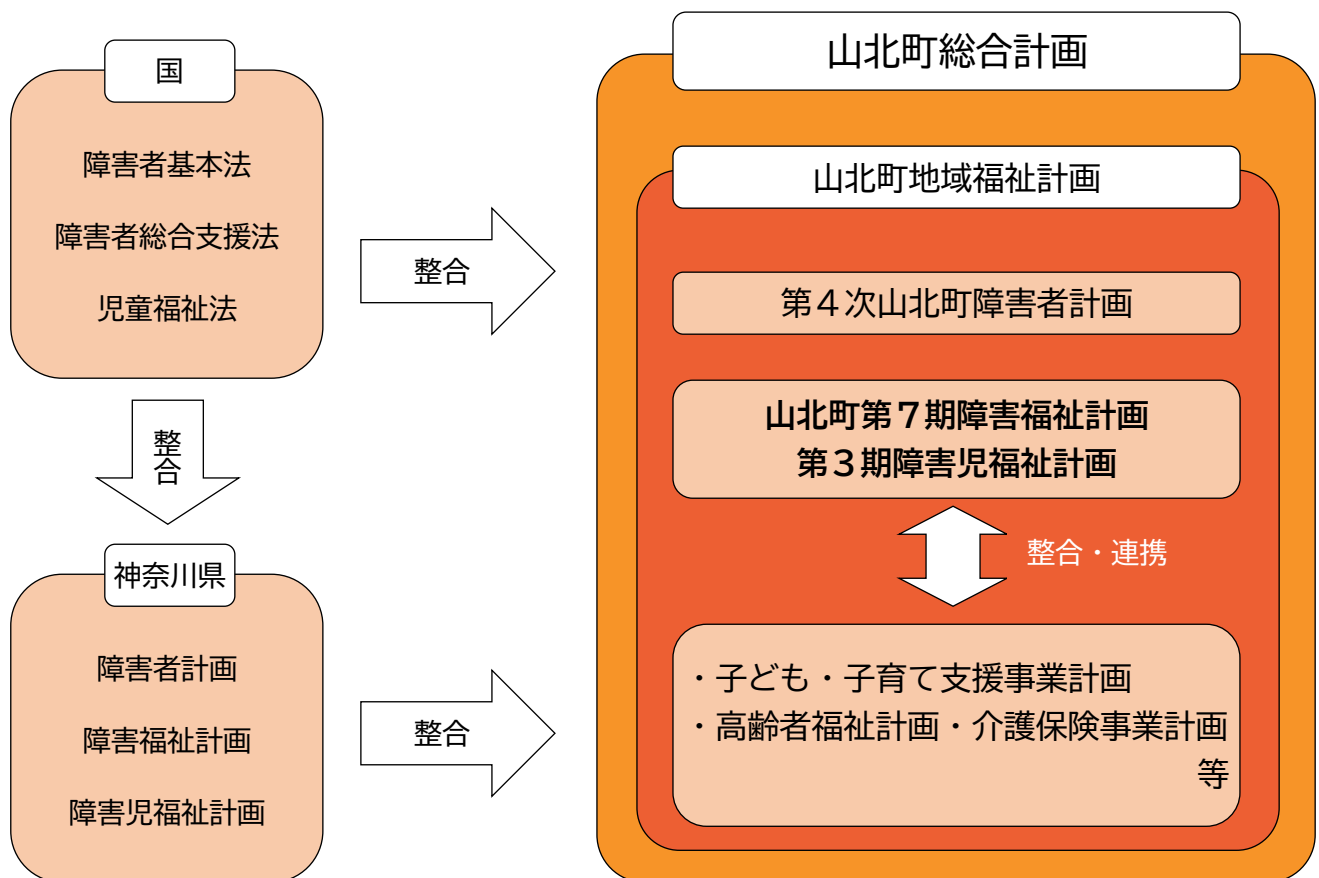
カ 農福連携等に向けた取組

- ・一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- ・就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- ・高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

3 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度（2026年度）末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、第5次障害者基本計画（国）や関連法・指針等を踏まえて策定するとともに、山北町総合計画及び山北町地域福祉計画などの関連計画等における障害者施策との整合性を保ちながら策定したものです。



4 計画の期間

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

【障害福祉計画・障害児福祉計画の期間】

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第6期障害福祉計画 (令和3年度(2021年度)策定) 平成30年(2018年)4月1日施行の障害者総合支援法改正に対応。			第7期障害福祉計画 (令和6年度(2024年度)策定) 令和6年(2024年)4月1日施行の障害者総合支援法改正に対応。			第8期障害福祉計画 (令和9年度(2027年度)策定予定)		
第2期障害児福祉計画 (令和3年度(2021年度)策定) 障害児支援のニーズの高まりを受け、支援の拡充・環境整備の推進を目的とする。			第3期障害児福祉計画 (令和6年度(2024年度)策定) 令和6年(2024年)4月1日施行の児童福祉法改正に対応。			第4期障害児福祉計画 (令和9年度(2027年度)策定予定)		

5 計画の策定方法

本計画は「山北町障害者計画」と整合・連動して策定するために、医師会、障害福祉関連団体、住民、関連行政機関等の代表からなる「山北町障害者計画等策定委員会」において計画の内容の討議・検討を行いました。

6 計画の点検・評価について

山北町では「山北町障害福祉ネットワーク運営委員会」を年1回以上開催し、障害福祉計画の点検・評価機能を行う場に充てています。

障害児福祉計画で設定した成果目標及びサービス利用見込量は「山北町障害福祉ネットワーク運営委員会」にて点検・評価を行い、過不足なくサービスを実施できる体制を整えます。

第2編

障害福祉計画・障害児福祉計画

第2章 計画の理念及び視点

第2章 計画の理念及び視点

I 計画の基本理念

第7期山北町障害福祉計画・第3期山北町障害児福祉計画では、下記の4つの基本理念を掲げ、取組を推進していきます。

(1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 障害の種別・状況によらない充実した支援の提供

障害のある人が地域で障害種別や特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービス提供の充実に取り組みます。また、発達障害や高次脳機能障害のある人については、精神障害のある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている等、制度の周知に努めます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題への対応や、障害のある人の生活を地域全体で支えるため、企業や福祉施設、関係機関等の地域資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

(4) 障害のある児童の健やかな成長のための切れ目のない支援体制の構築

障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期の健診等による早期発見から就学中の教育的支援、卒業後の地域での生活支援や就労への移行支援まで、一貫して効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の整備を進めます。

2 計画策定の基本的な視点

障害福祉計画の策定にあたって、計画の基本理念を踏まえて障害のある人の地域生活を進めていくための基本的な視点は、次の通りです。

(1) 地域共生社会の実現に向けた体制の整備・サービスの拡充

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組みます。また、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための規定の整備

精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含む）のある人でも地域生活を安心して送ることができるよう、精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの実現に向けて、保健・医療・福祉等の専門分野が集う協議体制の広域的な整備を図ります。

また、この地域包括ケアシステムの実現を視野に入れ、長期入院中の精神障害のある人のうち、一定数が地域生活へ移行できるよう支援の充実に努めます。

(3) 障害児支援の提供体制の確保に関する規定の整備

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実に図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(4) 県及び近隣市町との連携・協力

地域包括ケアシステムの構築をはじめ、山北町単独ではサービスの提供・体制の整備が困難なものについては、近隣市町（足柄上地区1市5町又は県西圏域2市8町）等との広域的な連携・協力により、サービス基盤の整備・充実に図ります。また、県に対しても、さらに専門的かつ広域的な支援体制の構築を要望します。

3 サービス提供体制等の確保に関する基本的考え方

計画の基本理念、及び計画策定の基本的視点を踏まえて数値目標を設定し、計画的整備を進める中で、障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図ります。

(1) 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的考え方

1 必要な訪問系サービスを確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）は、障害のある人が地域での自立した生活を実現するために必要不可欠なサービスであり、それぞれのニーズに応じたサービス量の確保が求められます。また、家族と共に暮らす人に対しても一部介助を手助けする等、多様な暮らし方に寄り添うサービスであり、今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスの重要も高まると考えられます。障害の種別に関わりなくサービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備を進めます。

2 希望する障害のある人に日中活動系サービスを確保

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）及び地域活動支援センターで提供されるサービス等の確保に努め、障害の程度に応じた必要な支援を必要な時に受けられるよう、情報提供やサービス調整等の利用支援を充実させ、今後も過不足なくサービスが行き渡るように支援をしていきます。

3 入所・入院から地域生活・自立生活への移行を促進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所又は病院へ入院している人の地域生活への移行を進めます。

また、自立生活援助では、施設やグループホームを利用していた一人暮らしへの移行者を定期訪問し、必要な助言や関係機関等との連絡調整を行うなど、地域生活移行後の支援体制を整備していきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

また、就労定着支援を通じ、障害のある人との相談や、企業や関連機関等との連絡調整、課題解決のための指導・助言等、就労移行者の職場定着を支援します。

（２）相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスを利用するためには、サービス等利用計画の作成が必須とされています。

山北町では、利用者自身の自己決定・自己選択を尊重する考え方からセルフプランの活用も重視してきましたが、セルフプランの点検を図りながら、利用者の生活全般を評価し、希望する生活やサービスの利用意向などを中心に、相談支援専門員が総合的な視点から利用計画を作成する「計画相談支援」の活用につなげていきます。

また、地域の実情に応じ中立・公平な立場で適切な相談支援を実施できる体制の整備を図り、相談支援事業を効果的に実施するため、足柄上地区1市5町の事業者・雇用・教育・医療等の分野の関係者から成る「自立支援協議会」におけるネットワークを充実させていきます。

（３）障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児福祉計画を策定するにあたり、支援の中核となる児童発達支援センターや、主に重症心身障害児を支援するための児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の設置等、支援体制を整えるため、保健・医療・障害福祉・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の構築等、支援体制に係る目標の設定が求められています。

児童発達支援センターの設置や相談支援の環境整備等、山北町単独での整備が困難な項目については近隣市町との協議を進めながら、目標の設定と達成に向けて取り組んでいきます。

第2編

障害福祉計画・障害児福祉計画

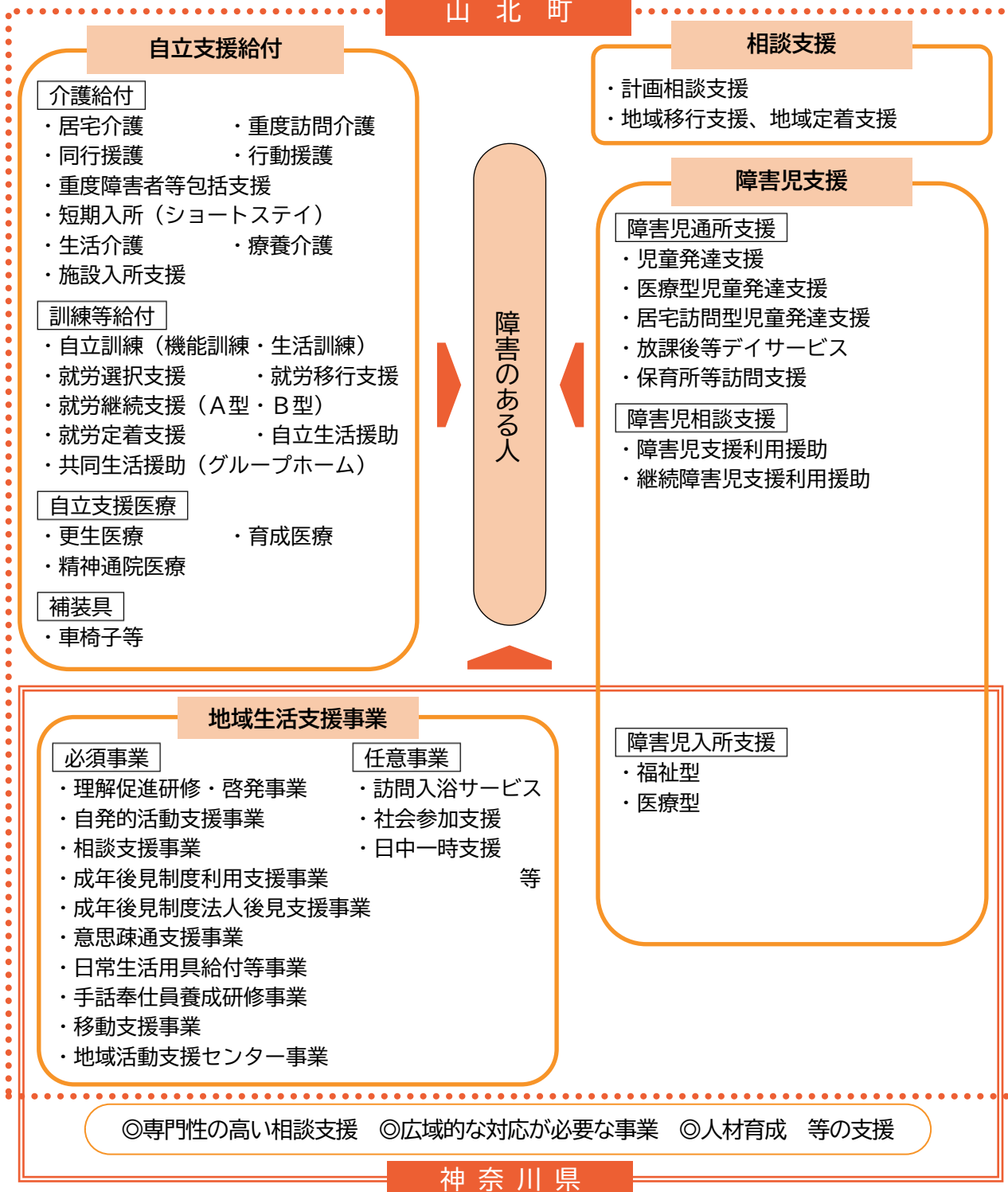
第3章 障害福祉サービスの体系

第3章 障害福祉サービスの体系

Ⅰ サービス提供体制の全体像

「障害者総合支援法」によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と「相談支援」、及び国や都道府県の財政援助の下で地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」に大別されます。また、障害児支援に係るサービスは、「児童福祉法」を根拠として実施されるものです。

【サービス提供体制の全体像】



2 自立支援給付

自立支援給付は、①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の4つに分類されます。

福祉サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されています。

分 類		内 容
①	介護給付	・在宅の人の入浴・排せつ・食事等の日常生活の支援のほか、外出時の同行・代筆・代読等の行動支援、自宅で介護をしている人が病気の場合などに短期間介護を行うなど総合的な支援を行います。 ・施設に入所されている人、グループホームで生活をされている人にも同様に介護等の支援を実施します。 ・地域での一人暮らしへ移行された人の相談や周囲との関係について定期的に把握し、助言や指導を行うなど自立に向けた相談体制を拡充していきます。
②	訓練等給付	・自立した日常生活・社会生活を送るために必要な身体機能の向上、生活能力の向上等を目的とした訓練や、一般就労を希望する人の知識・能力の向上、就労機会の提供といった自立や社会参加のために必要な訓練を実施していくサービスです。 ・就労までの支援だけでなく、就労後の助言・指導や雇用先企業との連絡調整等、職場定着を目標とした支援体制を整備していきます。
③	自立支援医療	・心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する助成制度です。 ・対象となる主な障害は、精神疾患、関節拘縮等の肢体不自由、白内障等の視覚障害、心疾患や腎臓機能障害等の内部障害です。
④	補装具	・日常生活における移動時や就労場面における能率の向上等を目的として、身体機能を補完・代替する用具の購入又は修理に要した費用の一部を支給します。 ・用具の給付・貸与については地域生活支援事業で実施します。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、「障害者総合支援法」第77条において法定化された事業で、地域での生活を支える様々な事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら、市町村が主体となって実施します。

必須事業は「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」となっています。また、地域の実情に応じて訪問入浴サービス等その他の事業を実施します。

4 計画策定にあたっての考え方

「山北町障害福祉計画」及び「山北町障害児福祉計画」の見直しと策定にあたっては、令和4年度（2022年度）に改正され、令和6年（2024年）4月1日に施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の改正点を踏まえて策定するものとします。今回の改正では障害者の希望する生活の実現に向けて、地域生活や就労の支援をより一層充実させることに加え、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の療養生活支援において、登録者証の発行を行う等、円滑な利用及びデータ登録の促進を図り、併せて障害福祉サービスや難病及び小児慢性特定疾病に関するデータベースの整備に向けた新たな規定が盛り込まれています。

障害福祉サービス等の確保について、今期計画期間中の利用量の見込みを設定し、その達成に向けた取組を実践していきます。利用量の推計にあたっては、国の基本指針に合わせてこれまでの利用実績を勘案して数値を算出した後、サービスを実施している事業所の増減や、利用者のニーズ等、町の実情に合わせて適宜調整を施しています。

また、個々のサービスの利用量の見込みのほか、両計画においてそれぞれサービスの実施に係る地域生活移行者の人数や設置している事業所の数、多分野の専門機関の協議の場の確保等、町の取組や体制に関する成果目標を定めます。これらの成果目標における数値の設定においても、国及び県の基本指針を踏まえつつ、町の実情に応じて調整又は広域的な対応を検討していきます。

第2編

障害福祉計画・障害児福祉計画

第4章 障害福祉計画に係る成果目標と

今後の見込み

第4章 障害福祉計画に係る成果目標と今後の見込み

I 第6期障害福祉計画の成果目標と実績

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度(2023年度)末時点で、令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度(2019年度)末時点の入所者数17人の11.8%の削減
地域生活移行者数	令和5年度(2023年度)末時点で、令和元年度(2019年度)末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度(2019年度)末時点の入所者数17人の11.8%の削減

【山北町の成果目標と実績】

	目標	実績
令和5年度(2023年度)末の施設入所者数	15人	15人
令和5年度(2023年度)未までの地域生活移行者数	2人	0人

施設入所者の削減数については、2人を見込んでおり、目標達成となっていますが、地域生活移行者数については、目標値2人に対し、0人の移行者数となり、目標を達成できませんでした。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【山北町の成果目標と実績】

活動指標	目標			実績		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	1回	0回	1回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	20人	20人	0人	4人	13人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	0回	1回	3回

協議の場においては、令和5年度（2023年度）末までに2回開催しました。参加人数は第1回協議会の人数で13人でした。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度（2023年度）末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の基本指針に基づき実施

【山北町の成果目標と実績】

	目標	実績
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討	年3回検証、検討

活動指標	目標			実績		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域生活支援拠点の設置箇所数	0箇所	1箇所	1箇所	0箇所	0箇所	3箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	0回	1回	1回	0回	3回	3回

地域生活支援拠点等の設置については、令和5年度（2023年度）末までに圏域で3箇所を整備しました。引き続きPDCAに基づき検証と検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度（2023年度）における令和元年度（2019年度）実績の1.27倍以上	令和元年度（2019年度）末の一般就労者数 0人
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度（2023年度）における令和元年度（2019年度）実績の1.30倍以上	就労移行支援における一般就労移行者数 3人
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度（2023年度）における令和元年度（2019年度）実績の1.26倍以上	就労継続支援A型における一般就労移行者数 0人
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度（2023年度）における令和元年度（2019年度）実績の1.23倍以上	就労継続支援B型における一般就労移行者数 1人
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	国の基本方針に基づき実施

【山北町の成果目標と実績】

	目標	実績
令和5年度（2023年度）における一般就労移行者数	1人	0人
令和5年度（2023年度）における一般就労移行者数（就労移行支援）	4人	0人
令和5年度（2023年度）における一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人	0人
令和5年度（2023年度）における一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人	0人
令和5年度（2023年度）における就労定着支援事業の利用者数	70%	

福祉施設から一般就労への移行については、目標値1人に対し、0人の移行者となり、目標未達成となっています。また、就労移行支援における一般就労移行者数は、目標値4人に対し0人、就労継続支援A型では、目標値1人に対し0人、就労継続支援B型では、目標値1人に対し0人となっており、目標未達成となっています。

2 第7期障害福祉計画の目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度（2026年度）を目標年度として設定します。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者の5%以上を削減	令和4年度（2022年度）末時点の入所者数15人の6.7%の削減
地域生活移行者数	令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行	令和4年度（2022年度）末時点の入所者数15人の6.7%の削減

成果目標	
令和8年度（2026年度）末の施設入所者数	14人
令和8年度（2026年度）末までの地域生活移行者数	1人

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援	0人	0人	1人
精神障害者の地域定着支援	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助	0人	0人	1人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	0人	0人	1人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度（2026年度）末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の基本指針に基づき実施
強度行動障害を有する者の状況把握及び支援	令和8年度（2026年度）末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	

成果目標	
地域生活支援拠点等の機能の充実のためのコーディネーターの配置	配置
拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	配置
支援ネットワーク等による効果的な支援体制の構築の有無	構築済み
緊急時の連絡体制の構築の有無	構築済み
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する回数	実施
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握の有無	把握する
強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備の有無	整備する

活動指標			
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の機能の充実のための コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の 担当者の配置人数	1人	1人	1人
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する 回数	3回	3回	3回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上	国の基本指針に基づき実施
就労移行支援における一般就労移行者数	令和3年度（2021年度）実績の1.31倍以上	国の基本指針に基づき実施
一般就労移行者割合5割以上の事業所の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上	町内の事業所の状況を踏まえ、設定しない
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和3年度（2021年度）実績の1.29倍以上	国の基本指針に基づき実施
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上	国の基本指針に基づき実施
就労定着支援事業の利用者数	令和3年度（2021年度）実績の1.41倍以上	国の基本指針に基づき実施
就労定着支援事業所の就労移行率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	町内の事業所の状況を踏まえ、設定しない

成果目標	
令和8年度（2026年度）の一般就労移行者数	5人
令和8年度（2026年度）の就労移行支援事業における一般就労移行者数	3人
令和8年度（2026年度）一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	
令和8年度（2026年度）の就労継続支援A型事業における一般就労移行者数	1人
令和8年度（2026年度）の就労継続支援B型事業における一般就労移行者数	1人
令和8年度（2026年度）の就労定着支援事業における利用者数	2人
令和8年度（2026年度）就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	国の基本指針	設定の考え方
基幹相談支援センターを設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	令和8年度末（2026年度）までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	国の基本指針に基づき実施
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行い、取組を行うために必要な協議会の体制を確保	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保	国の基本指針に基づき実施

成果目標	
基幹相談支援センターの設置 ※共同設置可	設置済み
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保済み
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	確保する

活動指標			
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	20回	20回	20回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
協議会における参加事業者・機関数	1箇所	1箇所	1箇所
協議会の専門部会の設置数	5箇所	5箇所	5箇所
協議会の専門部会の実施回数	15回	15回	15回

（6）障害福祉サービス等の質の向上

項目	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度（2026年度）末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の基本指針に基づき実施

活動指標			
	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	9人	9人	9人

3 障害福祉サービスの見込量

サービスごとに、各年度における必要な量の見込み（月間サービス提供量）、種類ごとの見込値確保のための方策、事業所の確保に関する計画等を定めます。※第6期の実績値のうち、令和5年度（2023年度）は集計中のため、令和6年（2024年）1月末時点の実績値から年度末までの利用者数等を推計したものとなっています。

（1）訪問系サービス

1 居宅介護

- ・ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。

2 重度訪問介護

- ・重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

3 同行援護

- ・移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。

4 行動援護

- ・行動に著しい困難を有する知的障害のある人や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

5 重度障害者等包括支援

- ・常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

1 必要な量の見込み（1月当たり）

（上段：人分、下段：時間分）

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	8	8	7	8	8	8
	187	201	117	167	167	167
重度訪問介護	0	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	18
同行援護	0	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	10
行動援護	0	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	4
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	10

2 見込量確保の方策

○今後、ニーズに応じてサービスを確保できる体制を整えながら利用時間の増加を目標にサービスの質の向上に向けた事業者の育成を県や圏域の行政と共に図ります。

(2) 日中活動系サービス

1 生活介護

- ・障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

2 自立訓練（機能訓練）

- ・身体障害のある人または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。

3 自立訓練（生活訓練）

- ・知的障害のある人または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。

4 就労選択支援

- ・就労及び就労の継続を希望する障害のある人に対して、就労アセスメントの手法を活用し、本人の意向や能力・適正等を踏まえ、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、必要な情報の提供や助言、その他必要な支援を行います。

5 就労移行支援

- ・就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

6 就労継続支援（A型）

- ・企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。

7 就労継続支援（B型）

- ・通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

8 就労定着支援

- ・一般就労した障害のある人が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害のある人や企業を支援します。

9 療養介護

- ・病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

10 医療型短期入所

- ・自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

11 福祉型短期入所

- ・自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

1 必要な量の見込み（1月当たり）

（上段：人分、下段：人日分）

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	42	42	40	41	41	41
	778	754	739	757	757	757
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	19
自立訓練 (生活訓練)	1	1	1	1	1	1
	14	17	8	13	13	13
就労選択支援					0	1
就労移行支援	4	1	2	2	2	2
	62	17	27	36	36	36
就労継続支援 (A型)	1	1	1	1	1	1
	21	21	21	21	21	21
就労継続支援 (B型)	31	29	29	30	30	30
	440	428	439	436	436	436
就労定着支援	1	2	3	4	5	6
療養介護	3	3	3	3	3	3
福祉型 短期入所	3	5	7	9	11	13
	17	28	27	45	55	66
医療型 短期入所	0	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	2

2 見込量確保の方策

- 生活介護について、現状の利用実績を確保しつつ、特別支援学校卒業者など新規利用者を見込みながら、利用希望のある方々に支障がないよう、体制整備に努めます。
- 自立訓練（機能訓練）について、機能訓練を実施する事業者が町内にはないため、事業者の広域的な確保と周知に努めます。
- 自立訓練（生活訓練）について、地域生活への移行促進に伴い、精神科病院の長期入院患者の退院促進も進む見込みのため、利用者の見込値を増やしています。
- 就労選択支援について、新たなサービスであるため、ニーズを把握しながら提供体制を確保します。
- 就労移行支援について、今後、サービスの提供体制を整備して1人あたりの利用日数の増加を目指します。
- 就労継続支援A型について、近隣に実施している事業所が少ないため、見込みを立てるのが難しい現状にあります。しかし、国の基本指針と成果目標に基づき、利用者の増加を見込んでいます。
- 就労継続支援B型について、工賃の向上を図りつつも、生きがいや社会的役割を確保するなど、多様な働き方が求められており、町も推進に努めます。
- 就労定着支援について、圏域内で就労に関する支援や職業教育等に携わっている事業所を見直し、今後のサービス提供体制について協議を進めます。
- 療養介護について、今後も現状維持に努めます。
- 医療型の短期入所について、医療的ケアを伴う人が利用できるよう、医療機関等とも連携していくよう努めます。

(3) 居住系サービス

1 施設入所支援

・施設に入所する人に、主として夜間において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。生活介護を受けている人で障害支援区分※が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは下記の条件に該当する人が対象になります。

◇自立訓練もしくは就労移行支援を受けている人で、入所を継続した上で訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人。

◇就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する人、又は生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する人で、障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）よりも低い人であって、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた人。

2 共同生活援助

・障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

1 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名		実績値			見込値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
施設入所支援 (日分)		15	15	15	15	15	15
共同生活援助 (人分)		20	25	27	29	31	33
地域生活 支援拠点等	設置 箇所数 (箇所)				3	3	3
	検証及び 検討回数 (回)				3	3	3

2 見込量確保の方策

○施設入所支援について、成果目標に沿う形で、地域生活への移行促進とともに利用者が減る見込みを立てていきますが、地域や施設の実情に合わせて一定の利用量を見込んでいきます。

○共同生活援助施設入所から地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要増が見込まれるため、同施設の整備に努めるほか、障害のある人のニーズの状況を勘案し、施設入所支援サービスの提供事業所の確保を検討します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

1 計画相談支援

- ・障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。

2 地域移行支援

- ・障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害のある人等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。

3 地域定着支援

- ・居宅において単身生活をする障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

1 必要な量の見込み（1月当たり）

（人分）

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	72	75	75	77	78	80
地域移行支援	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	0	0	0	0	0	1

2 見込量確保の方策

- 現在、周辺地域における相談支援事業所数が少なく、飽和状態となっています。この現状を受け、地域自立支援協議会等でニーズのある障害のある人々に対し不足が生じないよう、調整・検討を行っていきます。
- 指定地域相談支援についてはこの地域では事例が少なく、受け入れられる事業所も少ない現状にあります。今後、精神科病院等からの地域移行者が増えてくることが見込まれるため、周辺自治体・相談支援事業所とともに体制整備に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じ、地域住民への働きかけを強化します。

また、山北町社会福祉大会において講演会を行い、理解促進を図っています。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援するものです。

(3) 相談支援事業

1 障害者相談支援事業

- ・ 障害のある人又は障害のある人を介護する人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としたものです。
- ・ 1市5町で「相談支援センターりあん」に委託しています。

2 基幹相談支援センター等機能強化事業

- ・ 基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。

3 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

- ・ 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業です。

1 必要な量の見込み

(箇所)

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者相談 支援事業	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	1	1	1	1	1	1

2 見込量確保の方策

- 障害のある人についての総合的な相談窓口の充実を図ります。また、自立支援協議会において、地域の関係機関の連携のもとに相談支援の質の向上を図るとともに、基幹相談支援センター等の機能強化事業を計画的に進めます。
- 相談活動を充実させるために民生委員・児童委員等の支援体制を整備し、地域で気軽に相談できる体制づくりとともに、適切な情報提供に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

1 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度が必要であると認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、申し立てに要する経費を助成する事業です。

1 必要な量の見込み（年間）

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度 利用支援事業	1	1	0	1	1	1

2 見込量確保の方策

○制度に関する情報の周知を進め、新たに利用希望者があった時にはすぐに対応できるよう体制を整備していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人やNPO法人が成年後見制度における後見等の業務を適切に行えるよう、研修や組織体制の構築を支援する事業です。足柄上地区1市5町で構成される「あしがら成年後見センター」において実施に向けた協議を行います。

(6) 意思疎通支援事業

1 意思疎通支援事業

- ・聴覚や視覚、音声機能又は言語機能、その他の障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者[※]等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。

1 必要な量の見込み（年間）

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
意思疎通 支援事業	4	10	9	10	10	11

2 見込量確保の方策

○利用希望者に迅速に対応できるよう、手話通訳ボランティアや要約筆記者、点訳・朗読ボランティアの養成講座等を社会福祉協議会などと協力して開催し、ボランティアの養成や支援の充実を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

1 日常生活用具給付等事業

- ・障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

1 必要な量の見込み（年間）

（件）

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練 支援用具	0	0	0	1	1	1
自立生活 支援用具	0	0	1	2	2	3
在宅療養等 支援用具	2	0	1	1	1	1
情報・意思 疎通支援用具	0	0	2	3	4	5
排泄管理 支援用具	38	39	38	38	38	38
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	0	0	0	1	1	1

2 見込量確保の方策

○今後も同じ利用者が利用を継続されていくこと、新規利用者が増えることを見込んでいます。

○障害のある人の日常生活の便宜を図るために、ストマ用装具・特殊ベッド・入浴補助用具等日常生活用具の利用促進と事業の充実を図ります。

○現在、利用者のいない用具についても、必要に応じて提供できる体制を整えます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

今後、より多くの人に参加して頂けるよう、近隣市町と協議を進め体制を整備していきます。

手話奉仕員養成講座を1市5町で開催し、奉仕員の養成に努めます。

(9) 移動支援事業

1 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

1 必要な量の見込み（年間）

（上段：実利用者数、下段：時間）

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
移動支援事業	13	10	8	10	10	10
	493	579	474	534	534	534

2 見込量確保の方策

- 地域生活に移行された人の自立促進に不可欠なサービスのため、微増で見込んでいます。現在は個別支援型で対応していますが、今後は障害のある人のニーズに応じてグループ支援型も検討していきます。
- 路線バスやタクシーの利用促進、自動車改造費助成、福祉タクシー利用助成等の事業を進め、移動・交通手段の充実に努めるとともに障害のある人の社会参加を支援します。

(10) 地域活動支援センター事業

1 基礎的事業機能強化事業

- ・障害のある人を通わせ、地域の実情に応じて創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化して、障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的としたものです。

- ・1市5町で「地域支援センターひまわり」に委託をしています。

【基礎的事業】

- ・地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対して創作的活動・生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うものです。

【機能強化事業】

- ・基礎的事業に加えて、相談支援事業や入浴サービス等の事業を併せて行うことで、地域活動支援センターの機能を充実強化します。

1 必要な量の見込み（年間）

（上段：箇所数、下段：実利用者数）

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基礎的事業	1	1	1	1	1	1
	6	6	6	6	6	6
機能強化事業	1	1	1	1	1	1

2 見込量確保の方策

○これまでの利用実績も安定していた事業のため、今後も同等の利用希望者が見込まれます。

(11) 任意事業

1 訪問入浴サービス事業

- ・身体障害のある人の地域での生活を支援するため、居宅において入浴サービスを提供し、障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、福祉の増進を図ります。

2 社会参加支援事業

- ・地域の実情に応じた障害のある人の社会参加を促進します。
- ・山北町では「福祉タクシー利用助成事業」として実施しており、重度の心身障害のある人にタクシーの運賃を助成するタクシー券を交付する等の事業を通じて、就労等社会活動への参加の促進を図ります。

3 日中一時支援事業

- ・障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

1 必要な量の見込み（年間）

（実利用者数）

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴サービス	0	0	0	1	1	2
社会参加促進	162	157	146	150	150	150
日中一時支援	7	6	7	7	7	7

2 見込量確保の方策

○利用者の拡大に向けて、引き続き体制を整備していきます。

第2編

障害福祉計画・障害児福祉計画

第5章 障害児福祉計画に係る成果目標と

今後の見込み

第5章 障害児福祉計画に係る成果目標と今後の見込み

I 第2期障害児福祉計画の成果目標と実績

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

目標値	設定の考え方
令和5年度（2023年度）末までに児童発達支援センター設置	国指針：令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本】
令和5年度（2023年度）末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	国指針：令和5年度（2023年度）末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
令和5年度（2023年度）末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	【国指針：令和5年度（2023年度）末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本】
令和5年度（2023年度）末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	【国指針：令和5年度（2023年度）末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本】
令和5年度（2023年度）末までに医療的ケア児支援のための協議の場	【国指針：令和5年度（2023年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本】
令和5年度（2023年度）末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	【国指針：令和5年度（2023年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】

【山北町の成果目標と実績】

	目標	実績
令和5年度（2023年度）末までに児童発達支援センター設置	1カ所	1カ所
令和5年度（2023年度）末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有	無
令和5年度（2023年度）末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1カ所	0カ所
令和5年度（2023年度）末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所	1カ所
令和5年度（2023年度）末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置	1カ所
令和5年度（2023年度）末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置	1カ所

(2) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度(2023年度)末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	国の基本指針に基づき実施

【山北町の成果目標と実績】

	目標
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	令和5年度(2023年度)末に基幹相談支援センターを設置、今後さらに機能及び内容の充実を図る。
	実績
	令和4年度(2022年度)より、基幹相談支援センターを稼働した。

(3) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度(2023年度)末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の基本指針に基づき実施

【山北町の成果目標と実績】

	目標
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	山北町障害福祉ネットワーク運営委員会の活用やHP等で周知を図っていく。
	実績
	委員会を実施。障害福祉分野の支援体制強化に向けて意見交換を行った。

2 第3期障害児福祉計画の目標

新たに策定される障害児福祉計画の目的は、多様化する障害児支援のニーズに対応する相談体制を構築し、より一層のサービスの拡充を図るほか、提供されるサービスの質の確保・向上のために、事業所の設置や多分野の関係機関が協議する場の確保等について、具体的に数値目標として設定し取組を推進することにあります。

児童発達支援センターの設置や、新たな支援体制を確保するための事業所の整備は、町単独では困難なため、協議の場の設置も含め圏域での対応を検討するため協議を進めていきます。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	設定の考え方
児童発達支援センターの設置数 ※圏域でも可	【国指針】 令和8年度（2026年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1カ所以上設置
障害児の地域社会への参加・包容 （インクルージョン）を推進する体制の構築	【国指針】 令和8年度（2026年度）末までに全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数 ※圏域でも可	【国指針】 令和8年度（2026年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1カ所以上確保
医療的ケア児支援のための協議の場の設置 及び医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置人数	【国指針】 令和8年度（2026年度）末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置及びコーディネーターを配置し、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

成果目標	
児童発達支援センターの設置 ※圏域でも可	設置済
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築する
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置 ※圏域でも可	各1カ所の設置を目指す （放課後等デイサービス事業所は設置済）
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	令和4年度（2022年度）に設置済み

活動指標			
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援センターの設置数 ※圏域でも可	1箇所	1箇所	1箇所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築しない	構築しない	構築する
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数 ※圏域でも可	1箇所	1箇所	1箇所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

3 障害児福祉サービスの見込み

- 1 児童発達支援
 - ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
- 2 居宅訪問型児童発達支援
 - ・重症心身障害児等の重度の障害のある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
- 3 放課後等デイサービス
 - ・学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
- 4 保育所等訪問支援
 - ・障害のある児童が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
- 5 障害児相談支援
 - ・障害児通所支援の利用を希望する障害のある児童に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

1 必要な量の見込み（1月当たり）

（上段：人分、下段：人日分）

サービス名	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	6	8	9	10	11	12
	44	60	78	78	86	94
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	16
放課後等 デイサービス	12	12	12	12	12	12
	174	163	188	175	175	175
保育所等 訪問支援	0	0	0	0	0	1
	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	18	20	20	21	22	23

2 見込量確保の方策

- 児童発達支援について、利用者のニーズに合わせて実施できる体制を整備できるよう、近隣市町と協議を進めます。
- 居宅訪問型児童発達支援について、対象となる児童の利用を見込んだ上で、支援体制の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスについて、今後も利用者の増加を見込んでおり、成果目標となっている支援体制の確保も含めて近隣市町と協議を進め、サービスを実施できる事業者の拡充を検討していきます。
- 保育所等訪問支援について、町単独での実施は困難ですが、広域的な実施体制では定期的な訪問が難しくなります。今後、支援にあたる専門員の教育を含め近隣市町で協議を進めます。
- 障害児相談支援について、セルフプランの利用者がいるため、今後は専門員による計画案の作成、モニタリングの活用につなげていきます。

第2編

障害福祉計画・障害児福祉計画

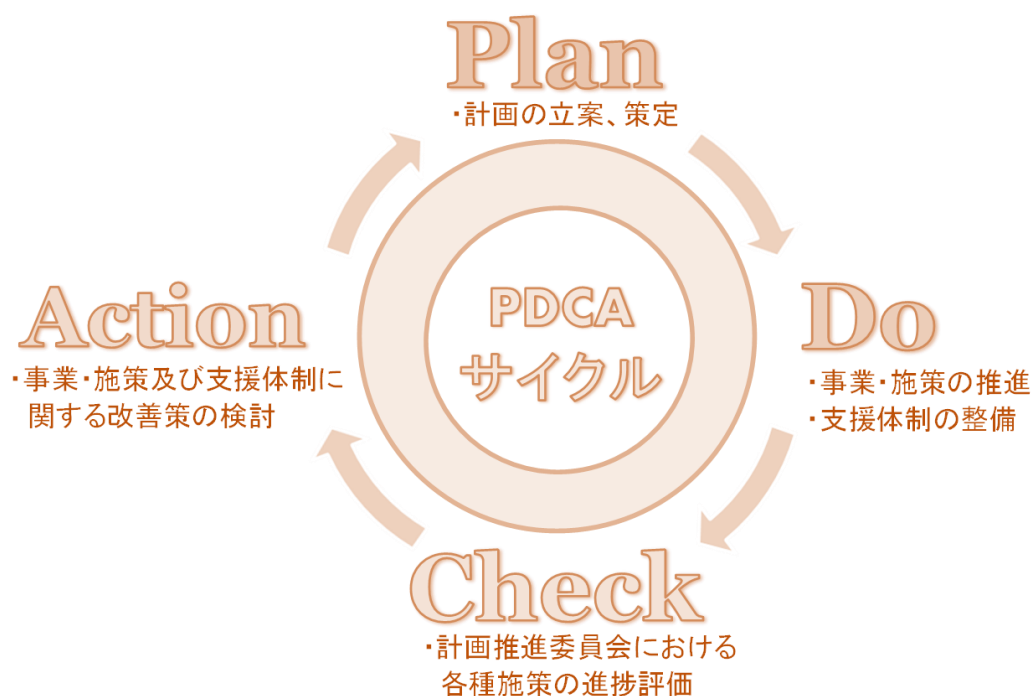
第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

Ⅰ 計画の進捗管理

計画期間中の各年度の見込値に対する実績を比較・検討し、各計画の目標及び方針に係る見直しを令和8年度（2026年度）末までに行います。

計画期間中の進捗管理は、PDCAサイクルの手法に即して、各年度に「山北町障害福祉ネットワーク運営委員会」内で点検・評価を行っていきます。



2 県・近隣市町等との連携

本計画は、山北町における「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく各サービスについて計画したのですが、障害のある人に対する福祉施策は広域的な取組によるところが大きく、今後もこの方向性は大きく変わりません。したがって、県や近隣市町及び地域自立支援協議会等との情報交換や協議等を積極的に行い、より一層連携を強化・拡大していくことにより、本計画の実現を目指します。

資料編

資料編

資料Ⅰ 山北町障害者計画等策定委員会設置要綱

山北町障害者計画等策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、山北町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の設置運営に関し、必要事項を定める。

(設 置)

第2条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に必要な審議等を行うため、本委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画を策定するための調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者及び障害者団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 医師会及び歯科医師会の代表
- (4) 行政及び教育関係職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 町民代表
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

3 前2項のほか、必要に応じて助言者を置くことができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会議を総理し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認める時は、議事に関係のあるものに出席を求め、又は資料の提供を求めることができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月27日）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第47号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第14号）

この要綱は、公布の日から施行する。

資料 2 山北町障害者計画等策定委員会委員名簿

山北町障害者計画等策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

	所 属	氏 名	備 考
1	足柄上医師会	濱 田 俊 之	医 師 会 推 薦
2	足柄上歯科医師会	藤 井 俊 治	歯 科 医 師 会 推 薦
3	町民	内 田 ミ サ ラ	町民代表（公募）
4	民生委員児童委員協議会	瀬 戸 一 男	会 長
5	ボランティア連絡協議会	江 口 智 恵 子	会 長
6	神奈川県社会福祉士会	山 崎 由 恵	社会福祉士会推薦
7	特定非営利活動法人KOMNYやまなみ工芸	池 田 し の ぶ	所 長
8	特定非営利活動法人山北なないろ	佐 藤 英 子	代 表
9	相談支援センターりあん	安 藤 智 美	管 理 者
10	町社会福祉協議会	福 岡 健 一	会 長
11	小田原保健福祉事務所足柄上センター	武 重 英 樹	生 活 福 祉 課 長
12	山北町	石 田 浩 二	副 町 長 任期：令和6年1月1日から 3月31日
		山 崎 佐 俊	副 町 長 任期：令和5年9月29日から 12月31日
13	山北町教育委員会	高 橋 英 治	こ だ も 教 育 課 長

任期：令和5年（2023年）9月29日から令和6年（2024年）3月31日

資料3 計画策定の経過

日時	策定委員会等
令和5年(2023年)7月6日 ～ 令和5年(2023年)7月20日	障害福祉計画アンケート調査
令和5年(2023年)9月29日	第1回策定委員会 ・障害者計画等の概要について ・骨子(案)について ・計画策定のスケジュールについて
令和5年(2023年)12月26日	第2回策定委員会 ・計画素案について ・パブリックコメントについて ・計画策定のスケジュールについて
令和6年(2024年)1月17日 ～ 令和6年(2024年)1月31日	パブリックコメント ・第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 策定に関するパブリックコメントの実施
令和6年(2024年)2月20日	第3回策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 策定(案)について ・計画策定のスケジュールについて
令和6年(2024年)3月13日	議会全員協議会 ・第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 策定について

資料4 障害のある人のための制度案内

I 手当について

(1) 特別障害者手当（国）

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時介護を要する20歳以上の在宅重度障害者に支給されます。

ただし、手当の受給者もしくは扶養親族等の所得の合計が一定の額を超える方については対象外となります。

対 象 者	在宅の重度障害者（詳細は福祉課まで）
手 続 き	福祉課又は小田原保健福祉事務所足柄上センターまでお問い合わせください。

(2) 障害児福祉手当（国）

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時介護を有する20歳未満の在宅重度障害児に支給されます。

ただし、手当の受給者もしくは扶養親族等の所得の合計が一定の額を超える人は対象外となります。

対 象 者	在宅の重度障害者（詳細は福祉課まで）
手 続 き	福祉課又は小田原保健福祉事務所足柄上センターまでお問い合わせください。

(3) 神奈川県在宅重度障害者等手当（県）

毎年の基準日（8月1日）において、県内に継続して6ヶ月以上居住している在宅の重度重複障害者等に支給されます。

ただし、65歳以上で新たに障害者認定を受けた方、基準日の前日までの1年間に継続して3ヶ月を超えて、病院等へ入院・入所されていた人、又は手当の受給者もしくは扶養親族等の所得の合計が一定の額を超える人は対象外となります。

対 象 者	以下の要件を全て満たす人（詳細は福祉課まで） ①在宅の重度重複障害者等 ②基準日時点で6ヶ月以上、県内に継続してお住まいの人 ③基準日の前日までの1年間（前年8月1日から当年7月31日）に、継続して3ヶ月を超えて、医療機関や障害者支援施設等に入院（入所）していない人 ④65歳よりも前にいずれかの障害者手帳の交付を受けている人 （児童相談所や更生相談所などにおいて知的障害者と判定された人を含む） ⑤手当の受給者もしくは扶養親族等の所得の合計が県の基準以下の人
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

2 医療費助成について

(1) 重度障害者医療費助成

重度障害者が医療機関で保険診療を受ける際に、町で交付する重度障害者医療証を保険証と一緒に医療機関へ提示することにより、医療費の一部が助成されます。

対 象 者	①身体障害者手帳1、2級の人 ②療育手帳AもしくはI Q35以下の人 ③身体障害者手帳3級及びI Q50以下の人 ④精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※上記の他に、年齢制限、所得制限があります。
支給内容	保険該当分に係る自己負担分を助成
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

(2) 自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳所持者を対象に、更正医療に関する指定医療機関において、障害の除去、又は程度の軽減のために必要な医療（手術等）を受ける際の医療費の一部を助成します。

利用するには医師の診断、神奈川県立総合療育相談センターの判定が必要となりますので、事前に福祉課までご相談ください。

対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの人で、医療が必要と認められた18歳以上の人
支給内容	自己負担は原則1割（所得に応じて負担上限額が設定されます）
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

(3) 自立支援医療（精神通院）

精神の病気で通院による精神医療を継続する必要がある人を対象に、通院のための医療費の一部を助成します。

利用するには医師の診断、神奈川県精神保健福祉センターの判定が必要となりますので、事前に福祉課までご相談ください。

対 象 者	精神の病気で通院治療を受けている人（入院の場合は対象となりません）
支給内容	自己負担は原則1割（所得に応じて負担上限額が設定されます）
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

(4) 小田原市歯科二次診療所

障害の状況や設備等の理由により、一般の歯科医院で治療が困難な障害のある人を対象として、歯科診療と歯科保健指導を行う診療所です。圏域（2市8町）の共同実施事業で、小田原歯科医師会と足柄歯科医師会の運営・協力のもと行っています。

対 象 者	①身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を保持している人 ②手帳交付を受けていないが、同程度の障害があると認められる人
内 容	【小田原市歯科二次診療所】 場 所：小田原市南鴨宮2-27-19 受 付：年末年始・祝祭日を除き、下記の日時で診療を受け付けています。 《 歯 科 診 療 》火曜日と木曜日の午前9時から正午まで 《歯科保健指導》月～木曜日の午前9時から午後5時まで ※予約の受付は、月～金曜日の午前9時から午後4時30分まで TEL：0465-48-6775 FAX：0465-48-6776
手 続 き	予約制となっているため、事前にお問い合わせください。

3 その他の助成事業について

(1) 福祉タクシー利用助成

いずれかの障害者手帳所持者を対象に、タクシーの利用料金の一部を助成する福祉タクシー券を交付します。

タクシー券は金券になっており、町と契約をしているタクシー会社で利用することができます。

対 象 者	町内に1年以上居住している方で、 ①身体障害者手帳1、2級の人 ②療育手帳AもしくはIQ35以下の人 ③身体障害者手帳3級及びIQ50以下の人 ④精神障害者保健福祉手帳1、2級の人 ⑤町長が特に必要と認めた人
支給内容	年間最大24,000円（利用決定月から1ヶ月につき2,000円分を交付）
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

(2) 住宅設備改良助成

主に下肢、体幹に障害のある人を対象に、障害の状況に適した住宅設備の改造を行うための工事費用の一部を助成します。

利用するには、住宅改造工事着工前の申請が必要となりますので事前に福祉課までご相談ください。また、介護保険制度で要支援又は要介護と判定された人は、介護保険制度における住宅改良を優先利用し、なお不足する費用分を障害制度における住宅設備改良事業で補足します。

対 象 者	①身体障害者手帳1、2級で下肢又は体幹に障害のある人 ②IQ35以下の人 ③身体障害者手帳3級で下肢又は体幹に障害があり、かつIQ50以下の人
支給内容	工事に要する経費又は80万円（上限額）のいずれか少ない人の額から、別に定める所得に応じた自己負担額を控除した額
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

(3) 自動車改造費助成

身体障害者手帳所持者を対象に、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の改造を要する場合、その改造経費の一部を助成します。

改造する箇所は補助操向装置（ハンドル部）及び駆動装置（アクセル・ブレーキ）等になります。利用するには改造前の申請が必要となりますので、事前に福祉課までご相談ください。

対 象 者	低所得世帯で、①身体障害者手帳1、2級で下肢又は体幹に障害のある人 ②身体障害者手帳1級で上肢に障害のある人
支給内容	限度額 100,000円
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

(4) 施設通所交通費助成

主に日中活動系サービスを利用し、障害者支援施設等に通所されている人の交通費の一部を助成します。施設の無料送迎や、交通費支給等を受けている人は対象となりません。

対 象 者	就労や自立に向けた訓練等、日中活動系サービスを提供する障害者支援施設及び事業所への通所者
支 給 内 容	通所に要する定期券代の半額分を、4月、7月、10月、1月に支給 ※自家用車や施設送迎車利用の場合も助成の対象となる場合があります。
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

(5) 補装具費支給

日常生活や仕事を行う上で、補装具を必要とされている身体障害のある人を対象に、補装具費の支給を行います。

障害認定のある部位に関連した補装具の費用が支給対象となり、申請には医師の診断、神奈川県立総合療育相談センターの判定が必要となりますので、事前に福祉課までご相談ください。

対 象 者	身体障害者手帳所持者で、補装具を要する者であると判定を受けた人
支 給 内 容	自己負担は原則1割（月額負担上限額が設定されます）
参 考	【補装具の種類】 車椅子、補聴器、義手・義足、装具、義眼、歩行器 等
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病の人を対象に、一定の条件のもと次の用具を給付します。

障害認定のある部位に関連した補装具が支給対象となりますので、事前に福祉課までご相談ください。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病の人
支 給 内 容	自己負担は原則1割（月額負担上限額が設定されます）
参 考	【用具の種類】 ①介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マットなど ②自立生活支援用具：入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など ③在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器、音声案内付体温計など ④情報・意思疎通支援用具：点字器、人工喉頭など ⑤排泄管理支援用具：ストマ用装具・紙おむつなど ⑥居宅生活動作補助用具：障害のある方の居宅生活動作等を円滑にする用具
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

4 地域生活での支援について

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害や視覚障害等、意思疎通に支援が必要な人を対象に、病院、学校、福祉事務所等に出向く際のコミュニケーションを円滑にするために、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。利用するには申請が必要となりますので、事前に福祉課までご相談ください。

対 象 者	手話通訳者・要約筆記者等の支援を必要としている、聴覚障害や視覚障害のある人
支 援 内 容	手話通訳者・要約筆記者の派遣
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

(2) 重度心身障害児者訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な重度心身障害児者の人に対し、移動入浴車が家庭に出向いて訪問入浴サービスを行います。ただし、介護保険制度で要支援又は要介護と判定された方は、介護保険制度による訪問入浴サービスをご利用いただきます。

対 象 者	重度心身障害のある人で、自宅において自力で入浴することが不可能であり、家族の介助があっても入浴が困難な方
支 援 内 容	自己負担1割（ご本人やご家族の収入により上限額が設定されます。）
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

(3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用するにあたり、申し立てをする家族がいない場合で、当事者の福祉の向上を図るために申し立てが必要であると判断された場合、町で申し立てを行います。

また、申し立て費用、後見人等の報酬の負担が困難な人に対しての助成も行います。

対 象 者	知的障害及び精神障害のある人で判断能力が不十分なために、意思決定が困難であると判断された人
支 援 ・ 支 給 内 容	○成年後見制度の申し立て ○成年後見制度に係る申し立て費用や後見人等に対する報酬の助成
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

5 相談支援等について

(1) 相談支援事業、地域活動支援センター事業

障害のある人が地域で自分らしくいきいきとした生活ができるよう、相談支援や日中活動の場を設けサポートします。

対 象 者	障害について悩みを抱えている方
内 容	①相談支援事業 【相談支援センターりあん】 ○障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助などを行います。 場 所：南足柄市塚原701番地1 竹の子ビル1階 受 付：月～土曜日の午前10時から午後4時まで ※日曜日・祝日・年末年始・月初めの平日午前、第4土曜日午後、その他臨時休所日があります。 TEL：0465-20-5014 ②地域活動支援センター事業 【地域支援センターひまわり】 ○日中の生活の場や仲間づくりの場として、メンバーと一緒に創作活動や生産作業、地域との交流活動に参加することができます（利用者登録が必要となります）。 場 所：開成町延沢823番地1 受 付：月～金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで ※年末年始のお休みや臨時休所日があります。 TEL：0465-20-7120
手 続 き	福祉課又は相談支援センターりあん、地域支援センターひまわりへお問い合わせください。

(2) 障害のある人とその家族の相談室

月に1回、町では障害のある人やそのご家族が地域で自分らしく生活できるよう、生活上の悩みや困っていること、制度やサービスを利用するときのお手伝いや仕事探しのお手伝いに関する事などの相談を受け付けます（相談支援センターりあんに委託）。

対 象 者	障害について悩みを抱えている人
内 容	場 所：山北町山北1301-4（山北町役場 庁舎内会議室） 受 付：毎月第4火曜日の午後2時から午後4時まで TEL：0465-75-3644 FAX：0465-79-2171
手 続 き	事前予約は必要ありません。詳細は福祉課までお問い合わせください。

(3) 障害者支援センターぽけっと

障害のある人の就職や生活の相談、企業の障害者雇用の相談を受け付け、働きたい気持ちをサポートします。

対 象 者	障害のある人で就労や生活面で悩みを抱えている人
内 容	【障害者支援センターぽけっと】 ○就職を希望されている、あるいは在職中の障害のある方が抱えている課題に応じて、企業等及び福祉機関と連携のもと、就業面及び生活面の一体的な支援を行っています。 場 所：小田原市曾比1786-1 受 付：月～金曜日の午前8時30分から午後6時まで 土曜日の午前9時から午後5時まで（第1・第5土曜日は閉所） TEL：0465-39-2007
手 続 き	福祉課又は障害者支援センターぽけっとまでお問い合わせください。

(4) 巡回更生相談

神奈川県立総合療育センターでは、補装具の作製・修理についての巡回更生相談を行っています。利用するには事前予約が必要となりますので、福祉課までご相談ください。

対 象 者	身体障害者手帳をお持ちで、車いすや装具を要する肢体不自由の人
内 容	○車椅子や装具など肢体不自由の人の相談（4月から6月、11月から1月の間で月1回） 場 所：小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ （小田原市酒匂2-32-15） 受 付：午後1時から午後2時まで
手 続 き	福祉課までお問い合わせください（事前予約が必要です）。

(5) 障害者虐待防止センター

平成24年に「障害者虐待防止法」が施行されたことを受け、障害者虐待防止センターを福祉課内に設置し、虐待通報や支援に関する相談を受け付けています。

対 象 者	虐待に関する通報や権利擁護について相談・意見をお持ちの方
内 容	【山北町福祉課福祉推進班】 ○虐待通報、支援に関する相談 場 所：山北町山北1301-4（山北町役場） 受 付：月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで TEL：0465-75-3644 FAX：0465-79-2171
手 続 き	福祉課までお問い合わせください。

6 割引制度について

No.	制 度	内 容	対 象 者	手 続 き
1	有料道路交通料金の割引	通行料金約5割引	・障害のある人本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている全ての人 ・障害のある人を乗せて他の人（介護者）が運転する場合は、障害者手帳が第1種とされている重度の身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの人 ※上記の他にも、自動車の所有者条件等もあります。	福祉課又はオンラインで申請手続きが必要
7	NHK放送受信料の減免	受信料の半額及び全額の免除	【半 額】 障害のある人本人が世帯主で契約者である場合、 ・視覚・聴覚障害のある人 ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A1、A2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 【全 額】 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯員全員が住民税非課税者である場合	福祉課で手続きが必要
8	税金の控除	所得税・住民税の計算における一定額の控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、又は配偶者・扶養親族者で手帳を所持している納税義務者 ※控除の内容により該当しない等級もあります。	勤務先での年末調整、又は確定申告時に申告
9	自動車税の減免	全額免除 ※45,400円が限度で、減免を受けることができる自動車は、軽自動車を含めて、障害のある方1人につき1台	・身体障害者手帳（障害の内容と等級によります） ・療育手帳A1、A2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・障害のある人が所有する自動車で、障害のある本人、障害のある人と生計を一にする人又は身体障害者等のみの世帯の障害のある人を普段から介護している人が運転、若しくは障害のある人と生計を一にする人が所有する自動車で、障害のある人又は障害のある人と生計を一にする人が運転する自動車をお持ちの人 ※上記の他にも、自動車の所有者及び運転状況等条件があります。	・軽自動車の場合は役場の税務課で手続き ・普通自動車の場合は県税事務所で手続き

※上記割引制度の他にも、タクシー運賃、バス運賃、鉄道運賃、航空（国内線）運賃の割引制度もあります。各種割引制度の適用範囲や手続きは、実施する事業者・運営会社ごとに異なるため、詳細は利用する事業者までお問い合わせください。

資料5 圏域におけるサービス提供事業所一覧

I 事業所所在一覧

	事業所名	住所	連絡先
小田原市	Aqua 小田原	小田原市中町二丁目5-3 アーバンシティ中101	0465-20-5993
	アール・ド・ヴィーヴル	小田原市久野403-17	0465-25-4534
	あずさの家	小田原市蓮正寺206	0465-36-3133
	アスリード小田原	小田原市小竹586-33	0463-71-2375
	あったかサポートねこのて	小田原市浜町3-1-38	0465-21-3117
	あまうめ	小田原市荻窪346番地12	0465-43-8821
	あゆむ	小田原市堀之内253番地1 茶利富水ビル2F201号室	0465-46-9093
	ありんこホーム	小田原市浜町4-29-1	0465-24-5486
	ありんこホーム すまいる	小田原市南鴨宮1丁目14番27号	0465-48-5503
	ありんこホーム ふれんど	小田原市鴨宮328	0465-48-9095
	ありんこホームふじみ	小田原市南鴨宮3丁目6-11	0465-46-9109
	We ll	小田原市久野469	0465-43-6171
	ウル	小田原市鬼柳19-1	0465-55-9170
	NPO法人 歩歩	小田原市柳新田50-3やぎゅうビル2階	0465-38-3366
	オギクボ薬局相談支援センター	小田原市城山2-15-29	0465-31-1113
	おだわら福祉農場	小田原市久野2762番地3	0465-46-9070
	かのん	小田原市板橋155-13	0465-23-5717
	カモミール相談支援センター	小田原市東町5丁目9番35号 ハイツ友輪201	0465-25-2115
	かもめの家事事業所	小田原市板橋102	0465-23-1136
	かもめの家相談支援事業所	小田原市板橋102	0465-23-1136
	かもめホーム	小田原市酒匂3-1-15	0465-23-1136
	きらら湘南	小田原市北ノ窪382-1	0465-34-1772
	きらら湘南ポラリス	小田原市北ノ窪382-1	0465-34-1772
	グループホームアイコウ小田原	小田原市北ノ窪99-6	045-415-8109
	グループホームあさ	小田原市成田929-1	0465-36-2509
	ぐれーぷ	小田原市桑原34-4	0465-44-4399
	ケアサービス りんどう	小田原市飯田岡68-12	0465-46-6969
	ケアステーションささえあい	小田原市寿町2-1-20	0465-20-8208
	こうしんファーム	小田原市南鴨宮二丁目47番25号	0465-20-8268
	こころね	小田原市穴部547-2	0465-22-4217
	こはるび学園	小田原市栢山592-2 リバーサイドハイツ105号	0465-43-6388
	コペルプラス 鴨宮教室	小田原市南鴨宮3-44-1 湘風ビル3F	0465-20-7436
	コペルプラス 小田原教室	小田原市浜町一丁目2番24 号平井ビル101号室	0465-43-8948

	事業所名	住所	連絡先
小田原市	しもそがWORKS	小田原市曾我別所806番地	050-8884-3838
	JOYヴィレッジ小田原校	小田原市成田656-6	0465-37-8777
	ステラ	小田原市鴨宮342番地5	0465-20-5367
	スプラウト・プラス	小田原市酒匂2-35-25	0465-20-8030
	Studioうえる	小田原市堀之内218-3	0465-39-3730
	SMILE HOME	小田原市永塚355-3	0465-41-1338
	せせらぎの杜	小田原市蓮正寺827-1	0465-37-5554
	セラヴィレヴェ小田原	小田原市栢山1937-1	0465-25-3715
	ツクイ小田原	小田原市飯泉1432-1	0465-45-0727
	つくしんぼ教室	小田原市久野115番地2	0465-34-3226
	デイセンター永耕	小田原市永塚408	0465-42-8889
	toiro 小田原	小田原市栄町一丁目4-9 尾崎ビル1階A号室	0465-42-9146
	どーむ	小田原市小竹186	0465-43-1515
	トドス・エスペラモス	小田原市飯田岡67番地5	0465-46-9070
	ともがき小田原飯田岡	小田原市飯田岡127-17	0465-39-3356
	ながつか	小田原市永塚449-1	0465-42-3935
	なないろホーム 藍	小田原市鴨宮174番地1	0465-46-6757
	ニチイケアセンターあしこ	小田原市荻窪534-4	0465-46-9403
	ニチイケアセンターとみず	小田原市清水新田135-6 コマ店舗2階	0465-38-3008
	ニチイケアセンター小田原	小田原市曾比3170-2	0465-39-5570
	ニチイケアセンター西湘	小田原市成田222-1	0465-39-5134
	ハッピーテラス小田原教室	小田原市鴨宮162番地12階	0465-46-8066
	はる訪問介護ステーション	小田原市東町3-6-35	0465-66-3231
	ひまわりの家	小田原市飯泉字吉添1203-8	0465-20-3854
	ふぁみーる かのん	小田原市蓮正寺795-6 アービスEW2階、3階	0465-23-5717
	ファミリー・ホスピスデイ鴨宮	小田原市西酒匂2-5-10	0465-43-9966
	ファミリーサポートすずろ 蓮笑亭	小田原市蓮正寺435	0465-43-6334
	ふらっと	小田原市堀之内253-1	0465-39-3730
	プラムハウス	小田原市永塚313番地	0465-42-1155
	プリネ	小田原市栄町2-7-25 小田原百貨店栄町ビル4階C室	0465-20-3289
	ブロッサムジュニア 小田原鴨宮教室	小田原市鴨宮253番地10 ファーストビル1階	0465-46-6822
	ヘルパーステーション ぽっかぽか	小田原市小竹662番地の3	0465-46-8024
	ヘルパーステーションかのん	小田原市板橋155-13所沢ビル3階	0465-23-5717
	ヘルパーステーションみゅう	小田原市久野700-2	0465-43-9181
	ほうあん ふじみのさと 短期入所事業所	小田原市曾我大沢7	0465-41-4020
	ほうあんうみ	小田原市本町2-4-12	0465-44-4597

	事業所名	住所	連絡先
小田原市	ほうあんショートステイシトラス	小田原市根府川389番1号	0465-20-4001
	ほうあんのぞみ	小田原市本町2-4-12	0465-22-8837
	ほうあんふじ	小田原市曾我大沢7	0465-41-4010
	ほうあんふじみのさと	小田原市曾我大沢7	0465-41-4020
	ほうあんホーム シトラス	小田原市根府川389番1号	0465-20-4001
	ほうあんホットと相談カフェ	小田原市本町2-4-12	0465-44-4381
	ほうあん生活ホーム	小田原市浜町1丁目2番15号	0465-22-3030
	ほうあん第一しおん	小田原市根府川389番地	0465-29-0146
	ほうあん第二しおん	小田原市根府川383番地	0465-28-2250
	ほうゆう館	小田原市千代358番地の1	0465-41-1121
	ほたるだ訪問介護	小田原市飯田岡95番地 フォンテーヌ102号	0465-43-9959
	ポラリスホーム	小田原市沼代1282	0465-43-1147
	My Pieceおだわら	小田原市栄町3-15-11 吹田ビル101号室	0465-20-4640
	ヨウコー相模沼田 WEST 訪問介護	小田原市北ノ窪461-1 グレースISHIDA104	0465-46-7521
	よるべ沼代	小田原市沼代865-1	0465-43-1147
	リアン・ラポール	小田原市南鴨宮三丁目12番10号2階	0465-46-6048
	リバティ・ハート	小田原市永塚405-4	0465-43-9099
	りんごの木	小田原市多古326-9	0465-32-2532
	ルプラン	小田原市浜町1丁目2-24 平井ビ201	080-7405-6090
	レインボーワークスタジオ	小田原市中里185番地312階A	0465-20-5848
	れもんケアステーション	小田原市千代471番地の1	0465-20-7936
	ロイヤル小田原訪問介護ステーション	小田原市久野128-1	0465-43-7872
	わかば会 栢山寮	小田原市栢山2816-1	0465-37-3875
	わらべの杜	小田原市小竹186	0465-43-1515
	医心館 訪問介護ステーション 小田原	小田原市成田501-3	0465-46-9862
	永耕園	小田原市曾我岸148番地	0465-42-2268
	永耕会ホーム	小田原市曾我岸148番地	0465-42-2268
	楽学舎	小田原市国府津2012-22	045-663-0551
	株式会社エイチ・エス・エー 秘密基地	小田原市扇町5-11-21	0465-32-2532
	株式会社エイチ・エス・エー	小田原市扇町5-11-21	0465-32-2532
	株式会社エイチ・エス・エー 相談支援センター	小田原市扇町5-11-21	0465-32-8110
	株式会社エスティサービス 小田原営業所	小田原市鴨宮343-2	0465-49-3222
	喜心寮	小田原市酒匂2-9-25	0465-48-4973
	恵雄会	小田原市酒匂6丁目8-18	0465-25-5718

	事業所名	住所	連絡先
小田原市	光海学園	小田原市曾我岸148	0465-42-1639
	公益財団法人積善会 曾我病院	小田原市曾我岸148	0465-42-1630
	幸輝	小田原市国府津3丁目12番3号 イジマアパート1	0465-43-9319
	就労移行支援事業所MEWS	小田原市栄町1丁目2番地1号 小田原駅前ビル7階	0465-21-3116
	就労継続支援B型事業所おりーぶ	小田原市鬼柳733番地2	0465-37-1175
	就労継続支援B型笑和工房	小田原市蓮正寺435	0465-43-3664
	潤生園こやわたの家	小田原市小八幡2丁目20-29-2	070-3107-5446
	潤生園ホームヘルプサービス	小田原市蓮正寺997-1	0465-39-3101
	潤生園在宅介護総合センター れんげの里短期入所生活介護	小田原市蓮正寺997-1	0465-39-1571
	潤生園総合サービスセンター	小田原市穴部377	0465-34-6001
	小田原・めだか販売店	小田原市南鴨宮3-35-25	0465-45-0755
	小田原アシスト	小田原市東町4-11-2	0465-30-1560
	小田原ひかり	小田原市久野846-10	0465-43-9103
	小田原市社会福祉協議会 介護サービスセンター	小田原市久野115番2号	0465-35-8143
	小田原市障害者サポートセンター	小田原市東町一丁目7番7号	0465-31-1300
	障がい者支援センターかのん	小田原市板橋155-13	0465-23-5717
	障害児相談事業所こはるび	小田原市栢山592-2 リバーサイドハイツ203号	0465-43-6388
	障害者支援センターぼけっと	小田原市曾比1786-1	0465-39-2007
	障害者総合支援センターういず	小田原市永塚408	0465-34-1123
	織音	小田原市酒匂五丁目5番20号	0465-46-6577
	織音相談支援センター	小田原市小八幡1丁目8番16号	0465-48-2988
	相談支援センターういず	小田原市永塚408	0465-42-1151
	相談支援センターエール	小田原市蓮正寺869番地の3	0465-46-8368
	相談支援センター夢門塾扇町	小田原市扇町1-13-39 清晋ビル2階	0465-66-1130
	太陽の門 重症心身障害児（者）施設	小田原市風祭563	0465-24-6561
	太陽の門ショートステイ	小田原市風祭563番	0465-24-6561
	太陽の門デイサービスセンター	小田原市風祭563番	0465-24-6561
	太陽の門放課後等デイサービスセンタ ー「きゃんばす」	小田原市風祭563番	0465-24-6561
	第2ありんこホーム	小田原市扇町2-31-5 扇町マンション1階	0465-35-8393
	第2小田原アシスト	小田原市東町4-4-5	0465-34-7555
	第3小田原アシスト	小田原市東町1丁目32-20	0465-43-8515
	竹の子ホーム	小田原市蓮正寺869-3	0465-43-8416
	竹の子学園	小田原市府川752番地の5	0465-32-7740
	特定相談所こはるび	小田原市栢山592-2 リバーサイドハイツ203号	0465-43-6388
	独立行政法人国立病院機構箱根病院	小田原市風祭412	0465-22-3196

小田原市	農業ステーション	小田原市蓮正寺133-5	0465-20-4950
	梅香園	小田原市蓮正寺647-5	0465-37-0181
	風の季	小田原市南鴨宮3-4-12	0465-43-9099
	歩歩訪問サービス	小田原市柳新田50-3 やぎゅうビル2階	0465-39-0333
	放課後等デイサービスおんぷ	小田原市久野700-2	0465-43-9181
	訪問介護ファミリー・ホスピス小田原	小田原市西酒匂2丁目5番18号	0465-43-9911
	夢門塾扇町	小田原市扇町1-13-39 清晋ビル2階	0465-66-1130
	有限会社 シェイクハンズ	小田原市東町1丁目30番35号	0465-66-3770
	有限会社マコトコーポレーション	小田原市国府津2521-1 飯塚商事ビル2F	0465-45-0678
	有限会社介護サービスサンライズ	小田原市中町1丁目9番6号	0465-24-3053
	有限会社介護サービスひまわり	小田原市曾比1957	0465-39-3215

南足柄市	足柄療護園	南足柄市三竹740-3	0465-73-5540
	AMANEKU南足柄	南足柄市岩原328-14	070-3358-4560
	AMANEKU南足柄 短期入所	南足柄市岩原328-14	070-3358-4560
	居宅介護事業所 それいゆ	南足柄市中沼831-1	090-7264-5147
	県西福祉センター	南足柄市三竹740-3	0465-73-5540
	コープケアセンター	南足柄市竹松741	0465-70-1260
	コスモスホーム	南足柄市中沼字久保田162-4	0465-20-3677
	コスモス学園 中沼ケアセンター	南足柄市中沼831	0465-72-0880
	コスモス学園中沼ジョブセンター	南足柄市中沼832	0465-72-0880
	自立サポートセンタースマイル	南足柄市関本403-2 南足柄市りんどう会館内	0465-71-0189
	障がい者グループホーム南足柄玉響	南足柄市塚原869-3	0465-25-3972
	生活介護喜の実	南足柄市塚原2656-1	0465-25-5470
	竹の子ケアセンター	南足柄市塚原701-1	0465-74-2022
	パン工房ハッピー	南足柄市塚原721-1	0465-72-3033
	ふくらん	南足柄市福泉130-1	0465-71-0158
	プレアデス	南足柄市生駒407-1	0465-71-0158
	プレアデスホーム	南足柄市塚原1531	0465-71-0158
	ヘルパーステーション いなほ	南足柄市岩原550 RSハウス202	0465-46-9140
	放課後等デイサービス ぽっぷ	南足柄市塚原701-1	0465-74-2020
	訪問介護 ほっとの実	南足柄市雨坪411 番地サンビレッジ荻番館205号	0465-43-9022
	南足柄市社会福祉協議会 居宅介護サービス事業所	南足柄市関本403-2 南足柄市りんどう会館内	0465-72-2112
	南足柄市障害児通園施設 「くまさん教室」	南足柄市関本403-2 南足柄市りんどう会館内	0465-72-1132
	美音の郷	南足柄市福泉27番8	0465-23-3310
	ワークピアさつき	南足柄市関本403番地2	0465-74-9292

松田町	KOMNY	足柄上郡松田町松田惣領17番地2	0465-83-7394
	コスモス学園松田センター	足柄上郡松田町松田惣領806番1	0465-83-1477
	ニチイケアセンターあしがら	足柄上郡松田町松田惣領1181-7102号室	0465-83-0501
	相談支援センターまつだ社協	足柄上郡松田町松田惣領17番地2	0465-82-0294
	相談支援喜の実	足柄上郡松田町松田庶子869番地17	0465-25-5470
	相談支援事業所 あすなろ	足柄上郡松田町松田惣領824-1	0465-83-1477
	放課後等デイサービス喜の実	足柄上郡松田町松田庶子869-17	0465-25-5470
	訪問介護まつだ	足柄上郡松田町松田惣領513 コーポえんどうⅡ-201	0465-46-8758
開成町	ケアプランはなの詩	足柄上郡開成町吉田島4352-3 ザ・開成プレイス	0465-85-5135
	在宅福祉ケア子育てサポートすずろ	足柄上郡開成町宮台1107-1	0465-84-1828
	社会福祉法人一燈会 人材開発部	足柄上郡開成町みなみ5丁目5-10	0465-85-0272
	生活介護 トゥモローランド	足柄上郡開成町宮台252-1	0465-85-5133
	太陽の門ヘルパーステーション	足柄上郡開成町延沢823番1	0465-20-7120
	太陽の門相談室	足柄上郡開成町延沢823-1	0465-24-6561
	地域作業所 合力の郷	足柄上郡開成町吉田島1612番地1	0465-84-1931
	t o i r o 開成	足柄上郡開成町吉田島4351番地9 藤与駅前ビル1階	0465-46-7119
	トゥモローランド 燈かり	足柄上郡開成町延沢6920	0465-82-8577
	トレイランド	足柄上郡開成町みなみ1丁目4-1	0465-82-8521
	ファミリーサポートすずろ 開星亭	足柄上郡開成町宮台1107-1	0465-84-0661
	放課後デイサービス トゥモローランド	足柄上郡開成町吉田島4352-3 ザ・開成プレイス	0465-85-1122
	放課後等デイサービス つぼみ	足柄上郡開成町みなみ5丁目6番8	0465-83-3272
	放課後等デイサービス トゥモローランド開成みなみ	足柄上郡開成町みなみ5丁目6-15	0465-85-1555
	訪問介護 あゆみ	足柄上郡開成町宮台184-3	0465-83-8501
山北町	KOMNYやまなみ工芸	足柄上郡山北町山北1430番地	0465-75-1449
	どんぐりん	足柄上郡山北町山北595番地	0465-46-7334
中井町	KOMNYほたるの家	足柄上郡中井町雑色31番地4	0465-80-1511
	s c h w e s t e r 幸	足柄上郡中井町井ノ口892-1	0465-81-1043
	ウィズ中井ホーム A棟	足柄上郡中井町久所254-3 岸ハイツB棟	0465-20-8864
	神奈川県立中井やまゆり園	足柄上郡中井町境218	0465-81-0288
大井町	KOMNYおい	足柄上郡大井町大井中央38番地	0465-20-9036
	グッドファーム大井	足柄上郡大井町上大井290-1	0465-83-6007
	放課後等デイサービス ピースオブマインド	足柄上郡大井町金手19-4	0465-85-6166

2 事業所別 福祉サービス対応表

福祉サービス 事業所名	訪問系サービス				日中活動系サービス							居住系サービス	地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	障害児支援				
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援・就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	共同生活泊援助（グループホーム）		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	福祉型・医療型障害児入所施設
小田原市																			
Aqua 小田原	●	●																	
アール・ド・ヴィーヴル							●				●								
あずさの家					●								●						
アスリード小田原													●						
あったかサポートねこのて																●			
あまうめ													●						
あゆむ											●								
ありんこホーム											●								
ありんこホーム すまいる													●						
ありんこホーム ふれんど														●					
ありんこホームふじみ											●								
Well																●			
ウル																●			
NPO法人 歩歩	●	●																	
オギクボ薬局相談支援センター														●					
おだわら福祉農場							●				●								
かのん											●								
カモミール相談支援センター													●	●				●	
かもめの家事事業所									●		●								
かもめの家相談支援事業所														●					

福祉サービス 事業所名	訪問系サービス				日中活動系サービス							居住系サービス	地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	障害児支援				
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援・就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	福祉型・医療型障害児入所施設
かもめホーム													●						
きらら湘南	●	●	●	●										●	●			●	
きらら湘南ポラリス							●									●			
グループホームアイコウ小田原													●						
グループホームあさ													●						
ぐれーぶ																●			
ケアサービス りんどう	●	●	●																
ケアステーションささえあい	●																		
こうしんファーム											●								
こころね											●								
こはるび学園															●				
コベルプラス 鴨宮教室															●				
コベルプラス 小田原教室															●				
しもそがWORKS											●								
JOYヴィレッジ小田原校																●			
ステラ											●								
スプラウト・プラス											●								
Studioうえる																	●		
SMILE HOME													●						
せせらぎの杜											●								
セラヴィレヴェ小田原					●								●						
ツクイ小田原	●	●																	
つくしんぼ教室															●		●		

福祉サービス 事業所名	訪問系サービス				日中活動系サービス							居住系サービス	地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	障害児支援				
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援・就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	福祉型・医療型障害児入所施設
デイセンター永耕							●												
toiro 小田原															●	●			
どーむ															●				
トドス・エスペラモス																●			
ともがき小田原飯田岡					●								●						
ながつか													●						
なないろホーム 藍													●						
ニチケアセンターあしこ	●	●																	
ニチケアセンターとみず	●	●																	
ニチケアセンター小田原	●	●																	
ニチケアセンター西湘	●	●																	
ハッピーテラス小田原教室															●	●			
はる訪問介護ステーション	●	●																	
ひまわりの家																●			
ふぁみーる かのん													●						
ファミリー・ホスピスデイ 鴨宮																●			
ファミリーサポートすずろ 蓮笑亭																●			
ふらっと								●								●			
プラムハウス													●						
プリネ										●									
ブロッサムジュニア 小田原鴨宮教室															●	●			
ヘルパーステーション ぽっかぽか	●	●	●																
ヘルパーステーションかのん	●	●	●																

福祉サービス 事業所名	訪問系サービス				日中活動系サービス						居住系サービス		地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	障害児支援				
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援・就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	福祉型・医療型障害児入所施設
ヘルパーステーションみゅう	●	●	●																
ほうあん ふじみのさと短期入所事業所					●														
ほうあんうみ															●		●		
ほうあんショートステイシトラス					●														
ほうあんのぞみ									●		●								
ほうあんふじ															●	●	●		
ほうあんふじみのさと							●					●							
ほうあんホーム シトラス													●						
ほうあんホットと相談カフェ														●	●			●	
ほうあん生活ホーム													●						
ほうあん第一しおん							●				●					●			
ほうあん第二しおん					●		●												
ほうゆう館							●												
ほたるだ訪問介護	●		●																
ポラリスホーム													●						
My Pieceおだわら									●										
ヨウコー相模沼田 WEST 訪問介護	●	●																	
よるべ沼代					●		●					●		●					
リアン・ラポール										●									
リバティ・ハート													●						
りんごの木																●			
ルプラン											●								
レインボーワークスタジオ											●								

福祉サービス 事業所名	訪問系サービス				日中活動系サービス							居住系サービス	地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	障害児支援				
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援・就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	福祉型・医療型障害児入所施設
れもんケアステーション	●	●	●																
ロイヤル小田原訪問介護ステーション	●	●																	
わかば会 栢山寮													●						
わらべの杜					●													●	●福
医心館 訪問介護ステーション 小田原	●	●																	
永耕園					●		●					●							
永耕会ホーム													●						
楽学舎													●						
株式会社 エイチ・エス・イー 秘密基地																●			
株式会社エイチ・エス・イー	●	●	●	●															
株式会社エイチ・エス・イー相談支援センター														●				●	
株式会社エスティサービス 小田原営業所	●	●																	
喜心寮													●						
恵雄会													●						
光海学園					●														●福
公益財団法人積善会 曽我病院														●	●				
幸輝	●	●																	
就労移行支援事業所MEWS									●										
就労継続支援B型事業所おりば											●								
就労継続支援B型笑和工房											●								
潤生園こやわたの家													●						
潤生園ホームヘルプサービス	●	●	●																
潤生園在宅介護総合センターれんげの里短期入所生活介護					●														

福祉サービス 事業所名	訪問系サービス				日中活動系サービス						居住系サービス		地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	障害児支援				
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援・就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	福祉型・医療型障害児入所施設
潤生園総合サービスセンター					●														
小田原・めだか販売店											●								
小田原アシスト											●								
小田原ひかり																●			
小田原市社会福祉協議会介護サービスセンター	●	●	●																
小田原市障害者サポートセンター																		●	
障がい者支援センターかのん														●	●			●	
障害児相談事業所こはるび																		●	
障害者支援センターぽけっと															●				
障害者総合支援センターういず															●				
織音													●						
織音相談支援センター															●				
相談支援センターういず														●				●	
相談支援センターエール														●	●			●	
相談支援センター夢門塾扇町																		●	
太陽の門 重症心身障害児（者）施設						●													● 医
太陽の門ショートステイ					●														
太陽の門デイサービスセンター							●												
太陽の門放課後等デイサービスセンター「きゃんぱす」																●			
第2ありんこホーム							●				●								
第2小田原アシスト											●								
第3小田原アシスト							●												
竹の子ホーム													●						

福祉サービス 事業所名	訪問系サービス				日中活動系サービス							居住系サービス	地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	障害児支援				
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援・就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	福祉型・医療型障害児入所施設
竹の子学園					●		●					●							
特定相談所こはるび														●					
独立行政法人国立病院機構 箱根病院					●	●													● 医
農業ステーション											●								
梅香園							●				●								
風の季													●						
歩歩訪問サービス	●	●	●																
放課後等デイサービスおん ぶ																●			
訪問介護ファミリー・ホス ピス小田原	●	●																	
夢門塾扇町																●			
有限会社 シェイクハンズ	●	●																	
有限会社マコトコーポレー ション	●	●																	
有限会社介護サービスサン ライズ	●	●																	
有限会社介護サービスひま わり	●																		

南足柄市																			
足柄療護園					●		●					●							
AMANEKU南足柄													●						
AMANEKU南足柄 短 期入所					●														
居宅介護事業所 それいゆ	●	●																	
県西福祉センター							●				●			●					
コープケアセンター	●	●																	
コスモスホーム					●								●						

福祉サービス 事業所名	訪問系サービス				日中活動系サービス						居住系サービス		地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	障害児支援				
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援・就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	福祉型・医療型障害児入所施設
コスモス学園 中沼ケアセンター							●												
コスモス学園中沼ジョブセンター									●		●								
自立サポートセンタースマイル														●	●			●	
障がい者グループホーム南足柄玉響													●						
生活介護喜の実							●												
竹の子ケアセンター							●												
パン工房ハッピー											●								
ふくらん											●								
プレアデス							●								●				
プレアデスホーム													●						
ヘルパーステーション いなほ	●	●																	
放課後等デイサービス ぽっぴ																●			
訪問介護 ほっとの実	●																		
南足柄市社会福祉協議会居宅介護サービス事業所	●	●	●																
南足柄市障害児通園施設「くまさん教室」															●				
美音の郷					●								●						
ワークピアさつき											●								

松田町																			
KOMNY											●								
コスモス学園松田センター						●					●								
ニチイケアセンターあしがら	●	●																	
相談支援センターまつだ社協														●					

福祉サービス 事業所名	訪問系サービス				日中活動系サービス						居住系サービス		地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	障害児支援				
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援・就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	福祉型・医療型障害児入所施設
相談支援喜の実														●				●	
相談支援事業所 あすなろ														●				●	
放課後等デイサービス喜の実																●			
訪問介護まつだ	●	●																	

開成町																			
ケアプランはなの詩														●				●	
在宅福祉ケア子育てサポートすずろ	●																		
社会福祉法人一燈会 人材開発部										●	●								
生活介護 トゥモローランド						●													
太陽の門ヘルパーステーション	●	●	●																
太陽の門相談室														●				●	
地域作業所 合力の郷									●		●								
toiro 開成															●	●			
トゥモローランド 燈かり					●								●						
トレイランド						●													
ファミリーサポートすずろ 開星亭																●			
放課後デイサービス トゥモローランド																●			
放課後等デイサービス つぼみ																●			
放課後等デイサービス トゥモローランド開成みなみ																●			
訪問介護 あゆみ	●																		

事業所名 福祉サービス	訪問系サービス				日中活動系サービス						居住系サービス		地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	障害児支援				
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援・就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）		児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	福祉型・医療型障害児入所施設
山北町																			
KOMNYやまなみ工芸							●				●								
どんぐりん															●	●			

中井町																			
KOMNYはたるの家							●				●								
schwester幸													●						
ウィズ中井ホーム A棟													●						
神奈川県立中井やまゆり園					●		●	●				●							

大井町																			
KOMNYおい													●						
グッドファーム大井											●								
放課後等デイサービス ピースオブマインド																●			

※一覧にない近隣市町村の事業所については、
「障害福祉情報かながわ」（<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>）を御覧ください。

資料6 用語解説

あ行

■ICT (Information and Communication Technology)

通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。住民の利便性向上を目的として、行政でも様々な場面で導入が検討されている。

■医療的ケア児

医学の進歩を背景として、新生児特定集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする障害児のこと。

■インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

■SDGs (Sustainable Development Goals)

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。あらゆる主体の力を結集するという理念に基づき、各国政府による取組にとどまらず、地域レベルでの取組や自治体の貢献にも大きな期待が寄せられている。

か行

■介護保険制度

社会保険のひとつで、介護が必要になった時、サービスを利用できるようにする制度。40歳以上の人を支払う保険料（介護保険料）と税金とで運営されている。介護保険のサービスを利用できる人は、①第1号被保険者（65歳以上の人）、②第2号被保険者（40歳以上64歳以下で医療保険に加入している人）となっている。

■学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではないとされる。

■高機能自閉症

概ね3歳頃までに現れる症状で、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心の偏りを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

■高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。

■合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で様々な制限をもたらす社会的障壁を取り除くために、その除去に過度の負担が伴わない場合は、障害のある人に対し必要かつ適当な変更・調整を行う配慮のこと。車椅子の人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、障害のある人の障害の特性に応じ、筆談や読み上げ等の対応を取ることなどが挙げられる。

さ行

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする法律。障害の有無に関わらず文字・活字文化を身近なものにするため、具体策として電子図書等における国際規格「DAISY」を用いたマルチメディア書籍やオーディオブックといった形式の書籍の普及等が求められている。

■児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。

■自閉症

先天的な発達障害のひとつで、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心の偏りを特徴とする行動の障害。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

■社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物や制度、慣行、観念等のこと。具体的には、利用しにくい施設、利用しにくい制度、障害のある人の存在を意識していない慣習、障害のある人への偏見などを指す。

■社会福祉士

昭和62年5月に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格。身体上もしくは精神上の障害、又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある人に対し、専門的知識及び技術をもってその福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者や医師等の保健医療サービスを提供する者等との連携・調整等の援助を行う。

■手話通訳者

聴力及び言語障害のある人と健聴者等との意思疎通を円滑にするため、手話を用いた通訳を行う者のことで、原則として全国統一試験に合格した後、各都道府県の審査を通過する必要がある。現在はボランティアによる支援が多く、各自治体が養成・派遣を行う「手話奉仕員」による活動も普及している。なお、厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し、手話を用いて聴覚障害のある人と健聴者とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図ることを業とする者を「手話通訳士」という。

■障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

■障害者基本法

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則を定めた法律。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

■障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護と自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害のある人への虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害のある人の権利利益を擁護することを目的とする法律。

■障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」という。障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害のある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。

■障害者雇用納付金制度

障害者雇用率制度に基づき障害のある人を雇用している事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害のある人の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度。

■障害者雇用率制度

障害のある人が一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保するため、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率を達成する義務を課す制度。現行の障害者雇用率は、一般の民間企業においては2.3%とされている。

■障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。

■障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

障害者の情報アクセスやコミュニケーションの促進を目的として制定された法律。障害の有無にかかわらず、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通を可能とするため、障害の種類や程度に応じて情報の収集・発信・活用のための手段を選択できる環境づくりや、生活する地域、障害の有無にかかわらず同一の情報が取得できる仕組みづくりが求められている。

■障害者自立支援法

障害者基本法の基本的理念に則り、それまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した法律。障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、平成18年（2006年）4月から施行された。平成25年（2013年）4月からは「障害者総合支援法」と改められている。

■障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とする法律。文化芸術を鑑賞する機会の拡大だけでなく、障害者自身が創造・発表する機会の拡大とその支援体制の整備を求めている。

施策を講ずることを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律。

■自立支援協議会

関係機関や関係団体、障害のある人とその家族、また障害のある人の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成される協議会。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

■精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

■セルフ・ネグレクト

個人が自己の健康や安全に対して適切なケアや注意を怠ることを指す言葉で、近年では高齢化の進行に伴い独居高齢者を中心に深刻な社会問題となっている。食事や着替え、病気の治療など、本来であれば生活の中で行なうべき行為をしない、あるいはできないために、身体的な健康や心理的な面での問題を引き起こす可能性がある。

た行

■地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

■地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

■注意欠陥・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。概ね7歳以前に現れ、その状態が継続するもので、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

■特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害のある人、聴覚障害のある人、知的障害のある人、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。平成18年（2006年）の学校教育法の改正により創設された。

な行

■難病

難病対策要綱では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

■難病医療法

正式名称は「難病の患者に対する医療等に関する法律」という。難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるもの。

■ノーマライゼーション

社会で日々を過ごす一人の人間として、障害のある人もない人も、可能な限り同じ条件のもとに平等に置かれるべきであり、そのような状況を実現するために、生活条件の改善が必要であるとする考え方。

は行

■発達障害

発達障害者支援法には、自閉症※、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されている。これらは生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点で共通している。

■バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置したりする等のハード面だけではなく、物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

■バリアフリー新法

正式名称は「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」という。高齢者や障害のある人等の自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めた法律。

■避難行動要支援者名簿

災害が発生あるいはそのおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する者（避難行動要支援者）を把握し、避難の支援や安否の確認等、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

■福祉的就労

福祉的な支援を受ける就労で、福祉サービスにあたる。主に障害者総合支援法における就労継続支援事業のA型とB型が該当する。

■補装具

義肢や車椅子、義眼や補聴器など、障害のある人が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

ま行

■マスキング検査

特定の疾病や状態の早期発見や予防を目的として、人口全体や特定のリスクグループに対して行われる大規模な検査のこと。国の指針に基づき、主に新生児の先天性代謝異常等の病気をみつけるための検査が実施されている。

や行

■ユニバーサルデザイン

障害のある人、高齢者、妊婦や子ども連れの方などに主な焦点を当て、そうした方々が社会生活をしていく上で障壁が生じないように、施設や製品等について、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。

■要約筆記者

聴覚障害のある人に対し、話の内容をその場で要約し、文字にして情報を伝える要約筆記作業に従事する通訳者のこと。

ら行**■療育**

障害のある児童が社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。

■療育手帳

知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、等級の区分も各自治体によって異なる。

**第4次山北町障害者計画
第7期山北町障害福祉計画
第3期山北町障害児福祉計画**

令和6年（2024年）3月

発 行 山北町 福祉課
住 所 〒258-0195
神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4
電 話 0465（75）3644
F A X 0465（79）2171
H P <http://www.town.yamakita.kanagawa.jp>